



## 鹿児島県史料集(X)

伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説

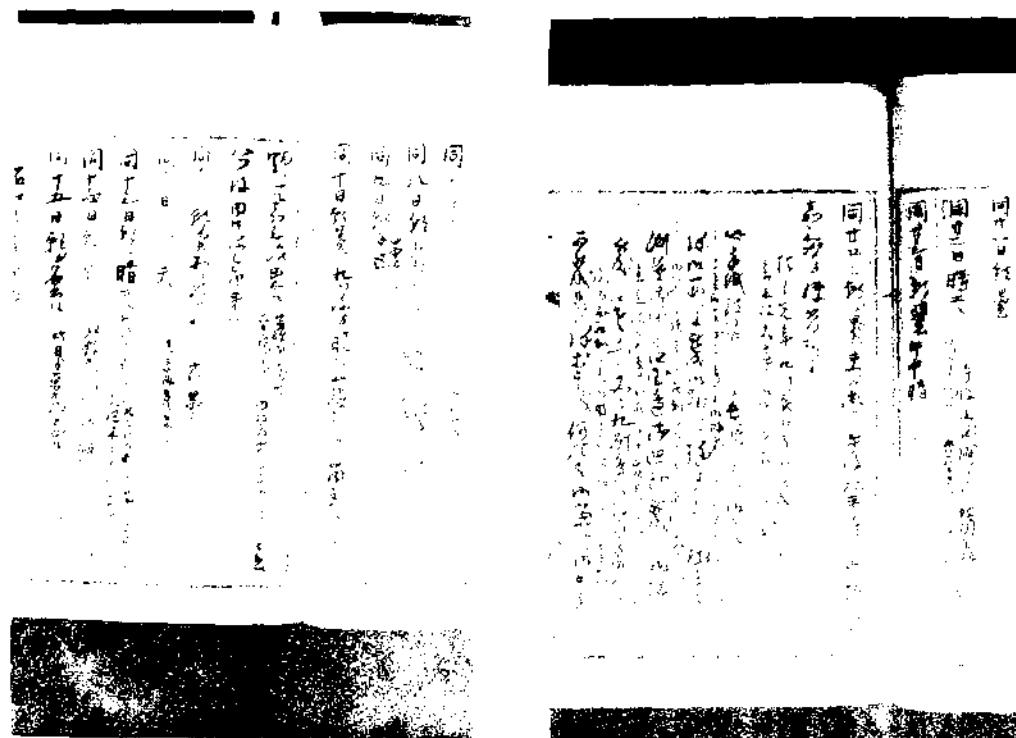
吉正

三がマージュ(錦香謹)を左記の如く吉正一ます。

(鶴右詩)妙蓮は長女婿、當時木立人となり剝殻した。  
お里云付長男景故の妻。三治郎、義助は長男景故の  
子忠故の孫である。

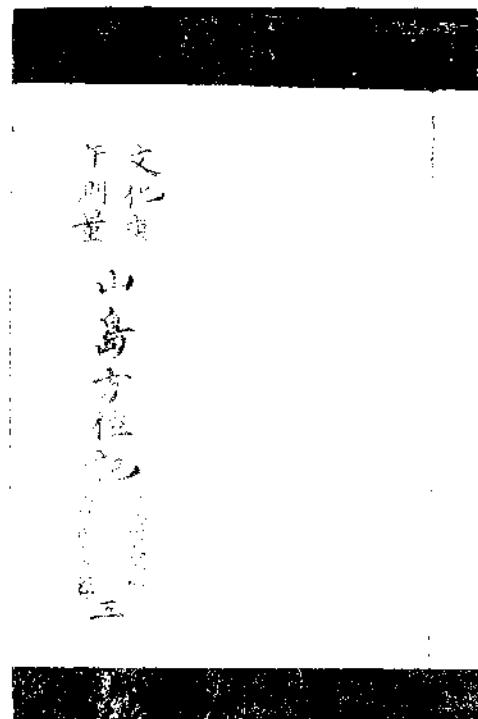


图版一 伊丽莎白·毕翠克丝藏

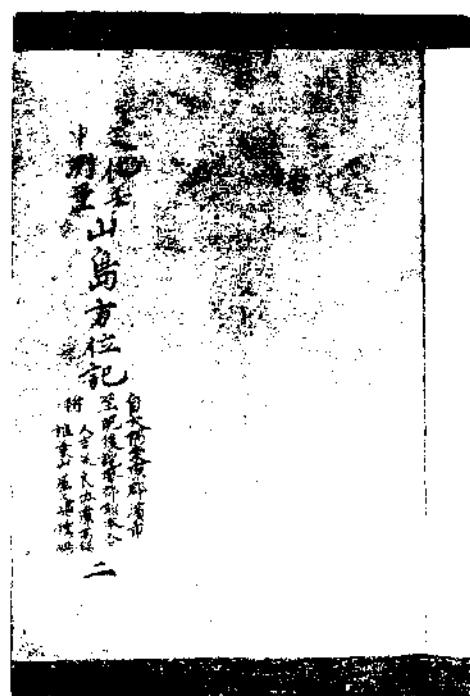


图版二 伊丽莎白·毕翠克丝藏  
敦煌文书

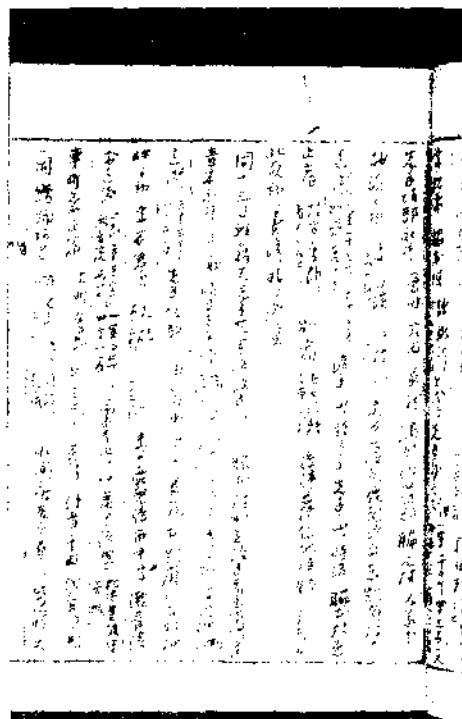
图版三 伊丽莎白·毕翠克丝藏  
敦煌文书



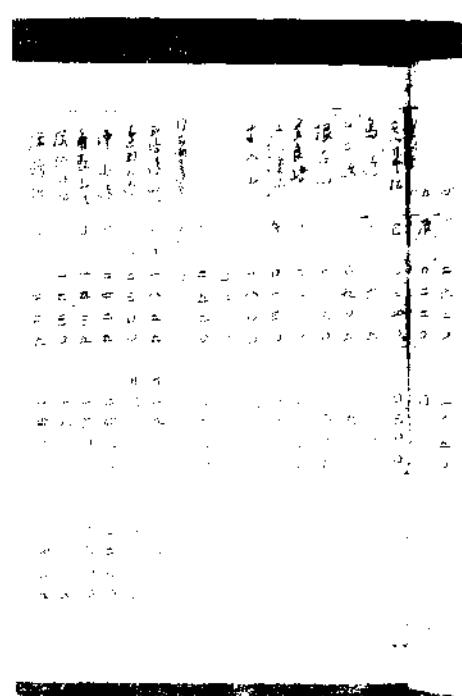
圖版五 一九四九年，一月廿八日，  
吳昌碩贈給王正義



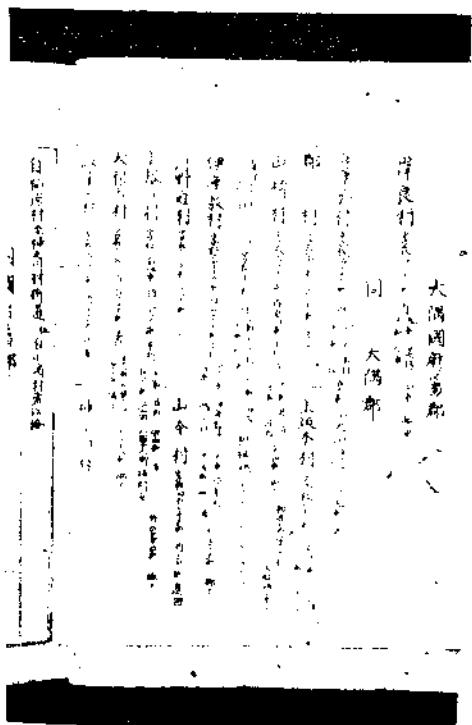
圖版六 一九四九年，一月廿八日，  
吳昌碩贈給王正義



圖版四 一九四九年，一月廿八日，  
吳昌碩贈給王正義

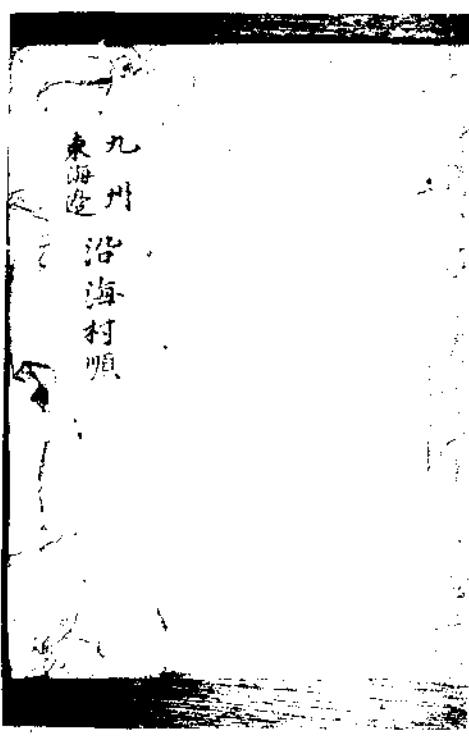


圖版七 一九四九年，一月廿八日，  
吳昌碩贈給王正義



圖版九 一、九州沿海村順

（井伊郡）

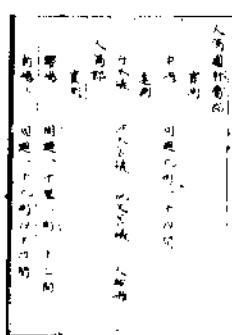


圖版八 一、東海道五十三次

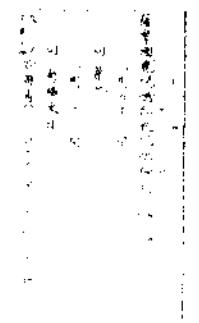
（井伊郡）



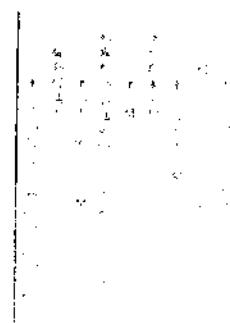
圖版九 二、人馬通關圖



圖版九 三、人馬通關圖



圖版九 四、人馬通關圖



圖版九 五、人馬通關圖

卷之三

卷之三





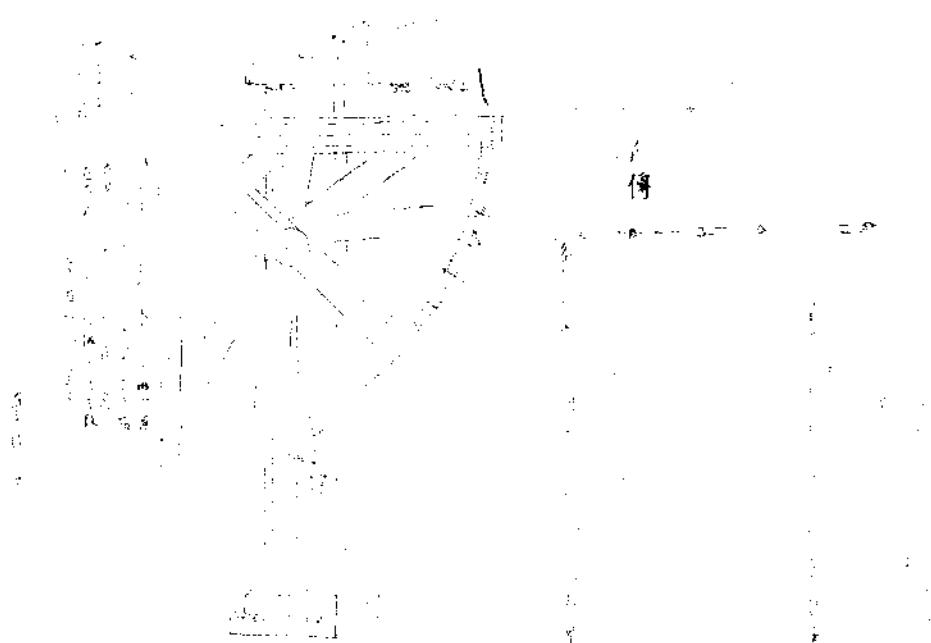
圖版五 索羅門島文化遺物  
新嘉坡民族學博物館藏



圖版十六 沙烏高量文化  
新嘉坡民族學博物館藏



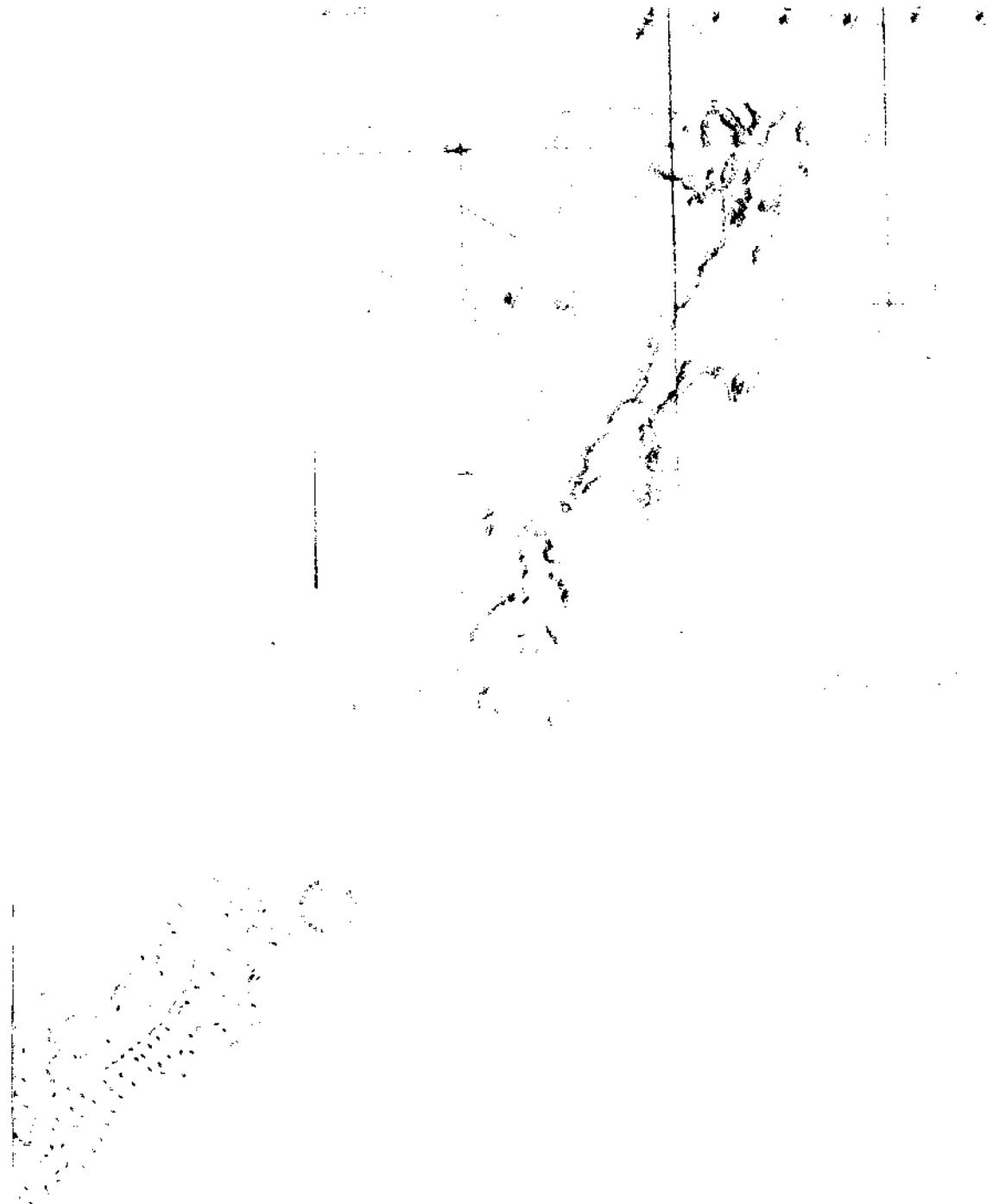
圖版十七  
《山海經》卷之二



圖版十八  
《山海經》卷之二

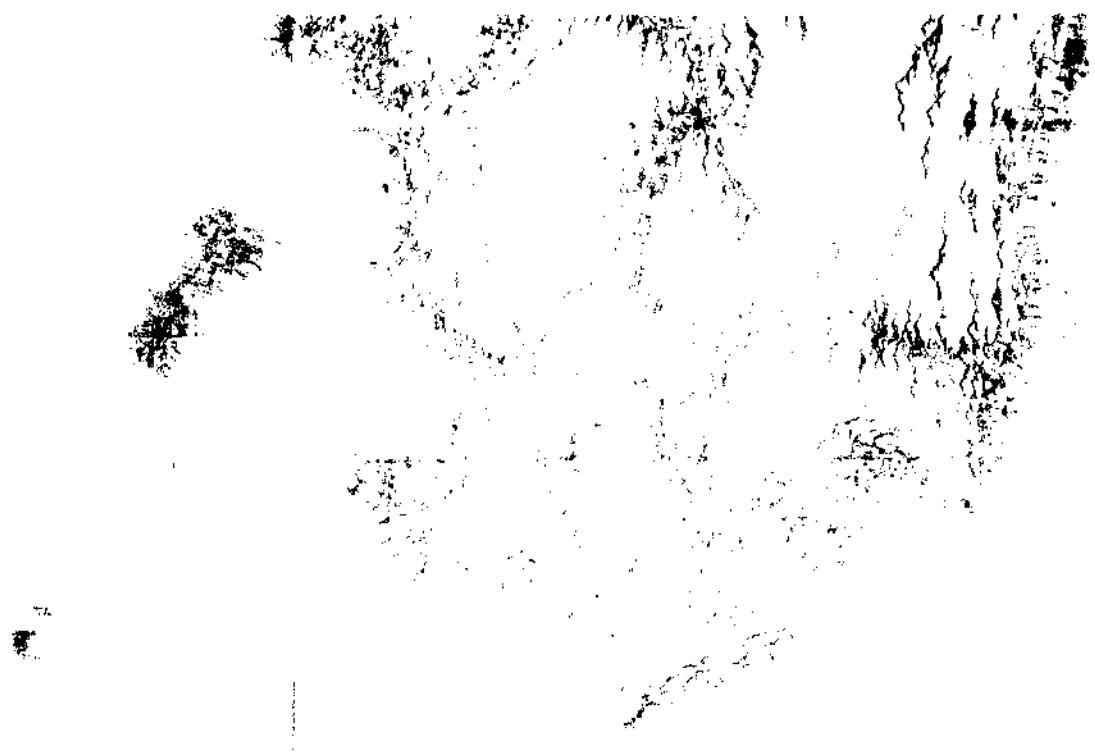


地图一 伊能小村 大橋附近 大橋附近



地圖





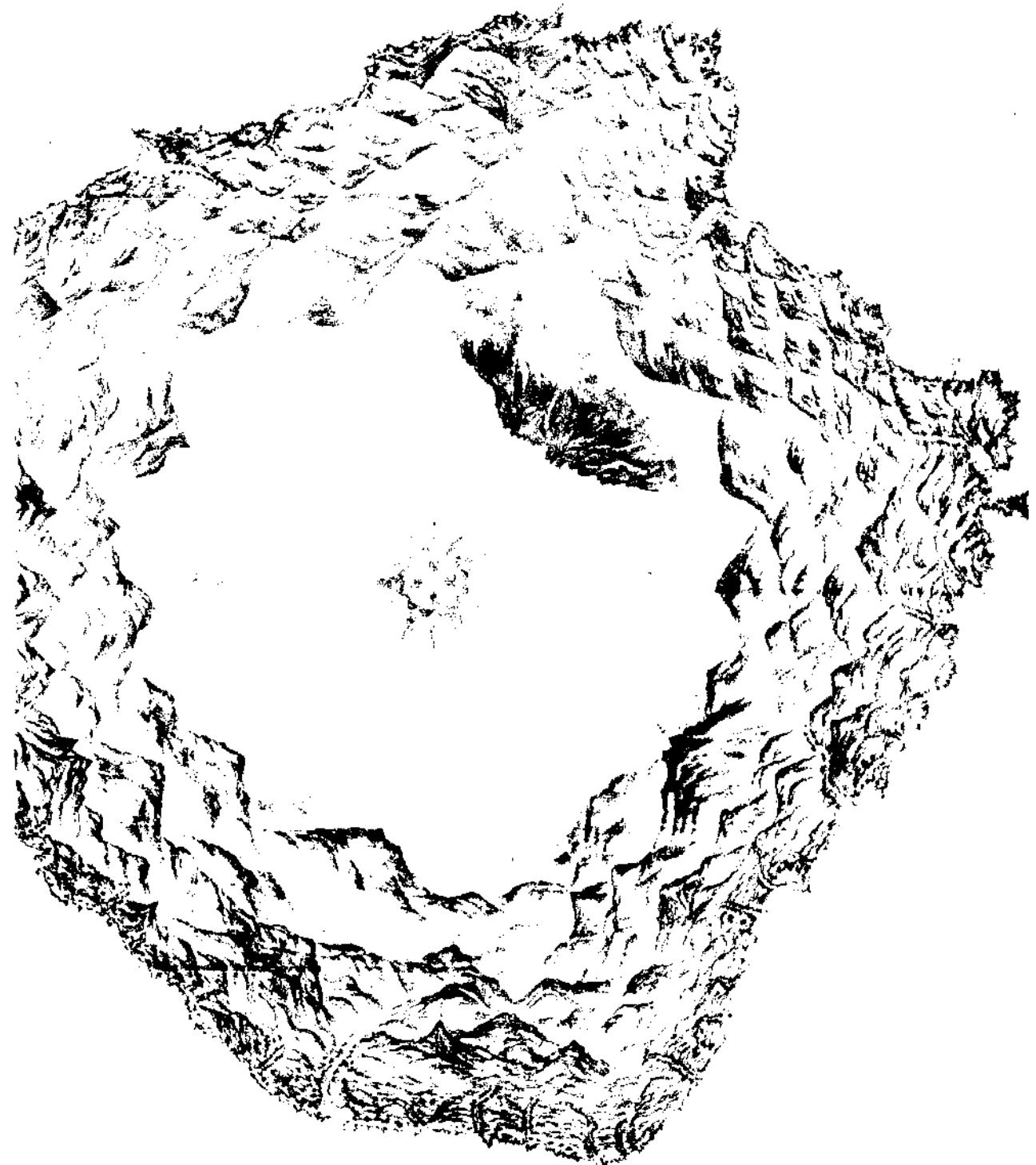
地图三 一亿五千万年前的“大都会”——美国宾夕法尼亚州的宾汉顿组



地图四 一亿五千万年前的“大都会”——美国宾夕法尼亚博物馆藏

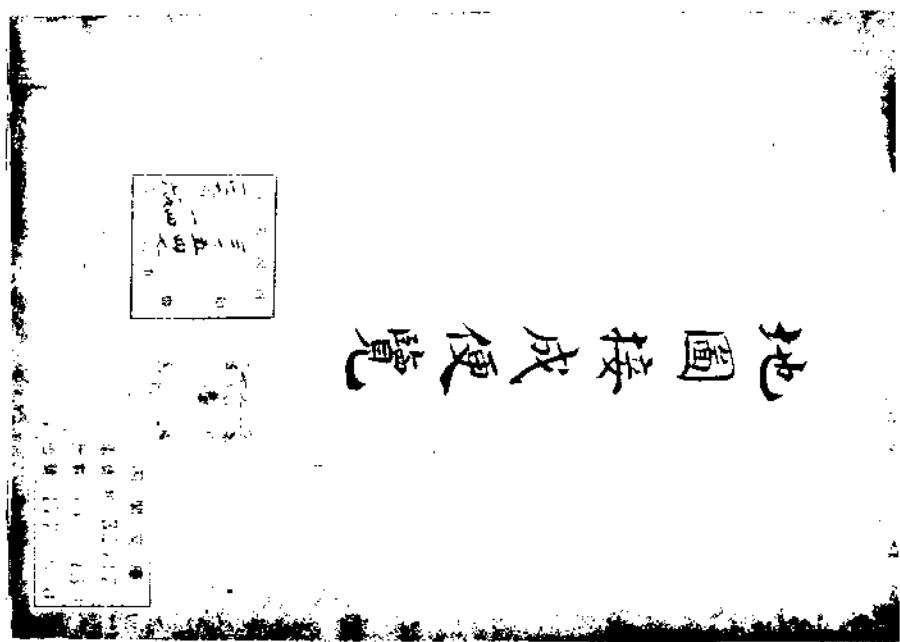
圖版五 細葉木蘭 植于島上 葉面大部被黃褐色的斑



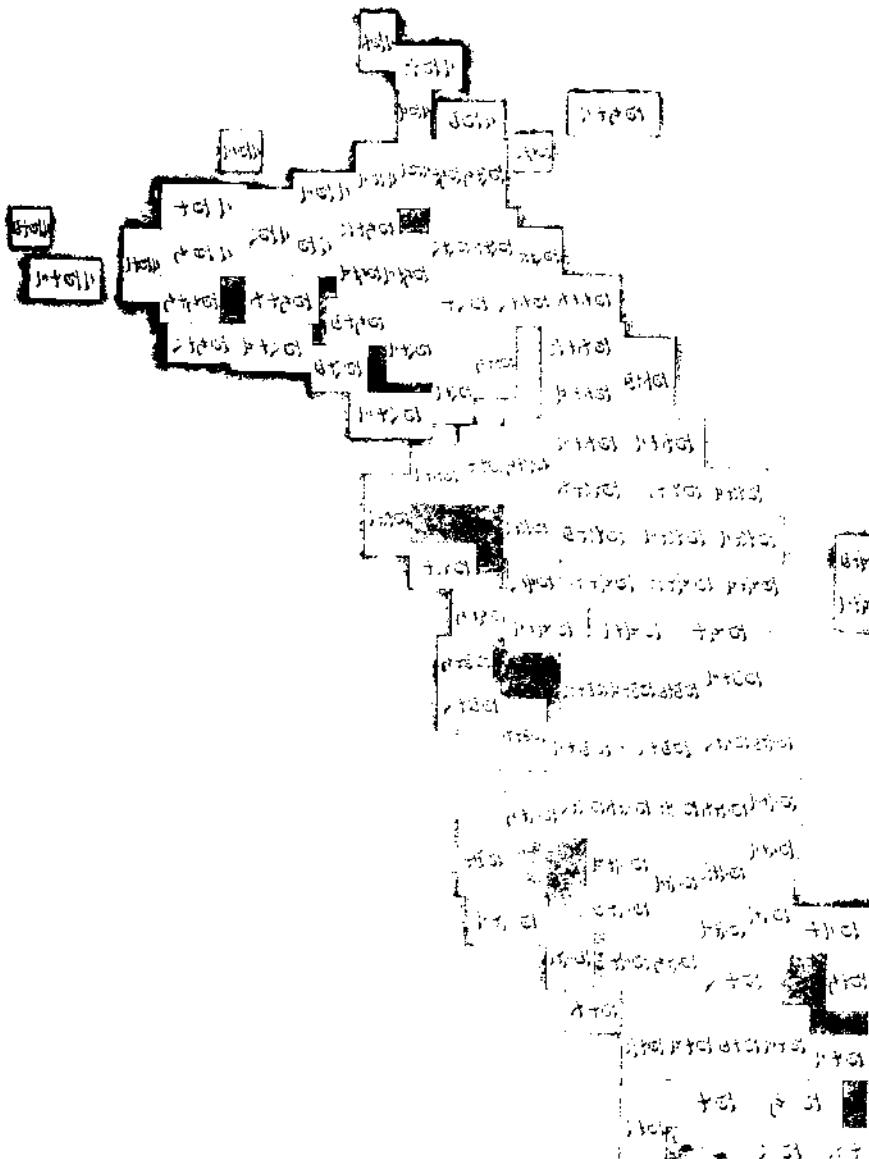


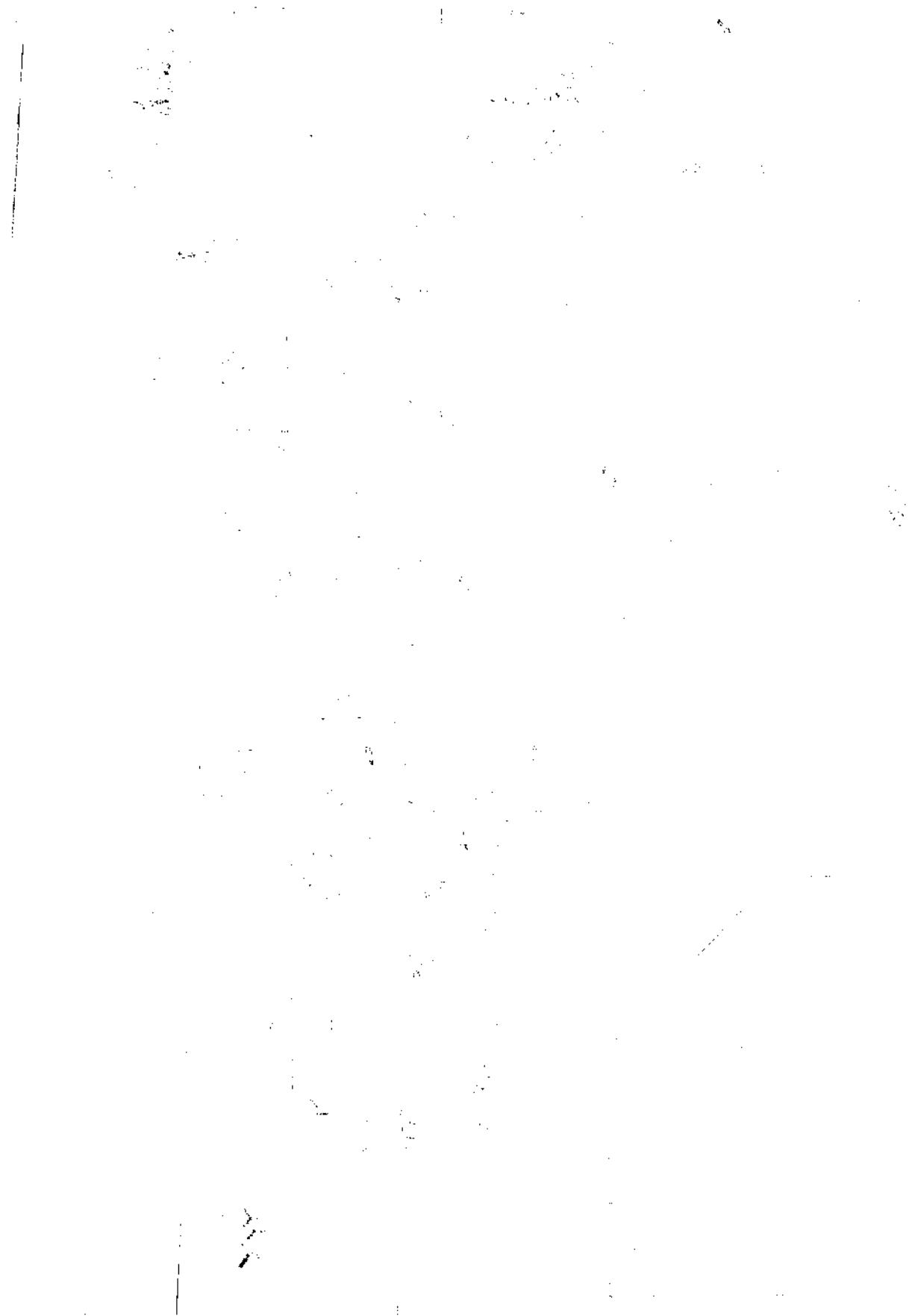
地図六 伊能大図（屋久島）（京都大学附属図書館蔵）

## 地圖接成便覽



地图八 地圖接成便覽 (右側之區域)





地図九 明治三年利伊能校（部分）（京都大学文学部地理学教室蔵）

## 刊行のことば

鹿児島県史料第十集として、ここに「伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説」を刊行いたします。こんにちまで、別冊を含めて十一冊目の刊行になるわけですが、いづれも県史料刊行委員の方々の並々ならぬご努力の賜にほかなりません。

本集は、鹿児島大学教授増村宏先生が永年にわたり収集なさいました資料を、先生の手によって編集・校訂・校閲が進められ、刊行のはこびになったものであります。

なお、本集の刊行にあたっては、資料の利用についてお許しいただきました所蔵者に敬意を表しますとともに、先生のお骨折りに対し、感謝の意を捧げたいと思います。

県史料の編集・刊行の事業は、県立図書館の重要な事業の一つとして進められているもので、資料の保存ならびに研究者の利用に供しようとするものであります。また地方史研究をさかんにするための一助にもという願いがこめられているものであります。

皆様がたのご研究に少しでもお役に立てば幸甚に存じます。

昭和四十五年三月

鹿児島県立図書館長

新 納 教 義

# 伊能忠敬の鹿児島測量関係資料、並に解説

## 凡例

一、本資料集に収録するものは、編者が「伊能測量」、特に「鹿児島測量」を理解するために蒐集した諸資料の一部である幕府・測量隊側の関係資料である。それらに若干の解説をつけた。

二、資料第二十一、及び解説のうちに利用した少数の地方史料を除き、地元及び地方側の史料は収録していない。

三、「伊能忠敬の測量事業」の解説、及び「後書き」は利用者の参考のために附説したものにすぎない。

四、資料の文章の句読点はすべて編者のつけたものである。利用者の便宜を考えより多くつけた。適当でないものは省いて読まれたい。

五、片仮名のルビはすべて原文のものである。地名などには誤ったのがある。平仮名のは編者が便宜つけたものである。

六、阿・須・里・ふなどの変体仮名を、あ・す・り・な、るをより、嶋・廿・卅を島・二十・三十としたが、そうでないものもある。

七、括弧（）内は割註である。測量日記の割註・細字についても同様であるが、心ずしもそうでないところがある。

八、測量日記では箱田・筈田を箱田にまとめるなど、姓名の文字を統一した。坂部手別け班の記事を原文のように一字下げの記載にしなかったのは編者の不注意である。

九、本資料集に収録掲載した諸資料、及び図版・地図については、各所蔵機関・所蔵者にたいして許可承認を求める手続きをとった。図版・地図の無断転載は許されていない。

## 目

## 次

資料第一	文化二年の西国測量についての幕府の通達及び道順書	一
資料第二	測量隊に与えた幕府の証文	一
資料第三	測量隊が測量沿道に発した先触	一
資料第四	測量隊が測量沿道に提出を要請した参考資料の書上げ案文	三
資料第五	島津藩士野元嘉三次と伊能忠敬との往復書翰をふくむ江戸日記	四
資料第六	測量日記（文化七年）	六
資料第七	島津藩士野元嘉三次の來訪を伝える江戸日記	一四
資料第八	測量日記（文化九年）	一四
資料第九	第二回九州測量終了、帰府後の江戸日記	三二
資料第十	伊能忠敬の関係書翰	三四
資料第十一	坂部貞兵衛の関係書翰	三八
資料第十二	高橋景保の関係書翰	三九
資料第十三	間重富の関係書翰	四〇
資料第十四	九州東海辺沿海村順	四一
資料第十五	山島方位記	四九
資料第十六	東西南北距離記	五〇
資料第十七	日本東西経度里差	五三
資料第十八	日本地勢提要	五三
資料第十九	大日本沿海実測録	五三
資料第二〇	伊能忠敬の関係書翰、補遺	六六
資料第二一	北極出地の度数	六八
解説、伊能忠敬の測量事業		
一	伊能忠敬とその師友など	六九
二	測量出張	七二
三	測量方法	七八
後書き		

國朝一  
伊龍忠敬肖像

江戸田記（文化六年三月二十四日）

圖版三 江戸日記（文化六年五月十日前後）

圖版五 山島方位記（文化七年庚午測量、表紙）

圖版六 山島方位記（文化七年六月二十三日）

図版七 山島方位記（文化九年壬申測量、表紙）

圖版八 九州東海辺沿海村順（表紙）

卷九  
九州東海近沿海村順  
部分

圖版二 興地測量錄(部分)

図版三 高橋至時書翰(部分)

図版三 圖書館(部分)

図版西 浦島測量之図(部分) その一

圖版二 同  
（後中側畫之圖） その二

図版七 同(杖先羅鍼など) その四

図版一 同（象限儀など） その五

## 地図一 伊能小図（九州南部）

## 地図二 日本国

地図三 伊能中國（九州南部）

地図四  
伊能中図(九州南部)

地圖五 伊能大圖 (種子島)

地図七 地図接成便覧（表紙）

地図八 地図接成便覧（部分）

地図九 明治三年刊伊能図（部分）

時刻對照表

資料第一 文化二年の西国測量についての

幕府の通達及び道順書（熊本大学附属図書館、細川家文書）  
（文庫「新続跡観」）

届、且江戸表より廻國先江御用状差出候節、心当之場所其領主役人中江  
可被相達候間、其所江着以前候ハ、着之上被届、出立以後ニ候ハ、先々  
江被相届候様可被致候

右之趣可相達旨、戸田采女正殿被仰渡候間申達候、以上  
丑六月

西国筋測量御用  
伊能勘解由道順

天文方高橋作左衛門殿測量為御用、手附之内巡国付而、御勘定奉行様より御書付御渡之事  
一二月廿日御勘定奉行小笠原和泉守様御呼出三付、大手御番所後口御勘定所江罷出候延、御勘定組頭松山惣右衛門殿・御勘定田中太左衛門殿・前田平左衛門殿御出席、天文方高橋作左衛門殿測量為御用、手附之内順国付而之御書付二通御渡之由ニ而、二月廿三日之御飛脚ニ差上有之候、如左

袖二申渡

天文方

高橋作左衛門手附

伊能勘解由

作左衛門弟

高橋善助

同下役 弐人

同内弟子四人

右者此度測量為御用、東海道通り中國筋四国九州若岐対馬迄罷越候付、  
当二月下旬頃江戸出立、別紙道順之通國々相廻り測量可致候間、其段可  
被心得候  
一右ニ付、他領并島々江渡海之節者、其所之領主より船を出し差支無之様  
可被致候、尤測量道具為手入、止宿いたし候儀茂可有之候間、是亦差支  
無之様可被取斗候  
一廻國先より江戸頃所江御用状差出候儀茂有之候ハ、領主便を以被相

り橋立入海相量、但馬因幡より伯耆国米子江山、出雲国湖水通り相量、夫  
より隱岐国江渡り全国相廻り、又山雲国江立戻り、夫より石見長門北海通  
り橋立入海相量、但馬因幡より伯耆国米子江山、出雲国湖水通り相量、夫  
より赤間江相越し、周防安芸備後備中備前播磨、總而南海辺通り、小島々共測  
量いたし、夫より播州舞子浜江戸、夫より淡路国江渡り全国相廻測量いた  
し、阿波国江相渡、徳島江向ひ、南海辺通り十佐伊予江罷越、同前小島々  
共相測り、夫より豊後江相渡り、日向より大隅国、總而東海辺ニ從ひ、薩  
摩国鹿児島江向ひ、南西海辺より肥後國小島々共相量、筑後より肥前國海  
辺從ひ、天草長崎江向ひ、西海辺五島并小島々共相量り、同國北之方海辺  
通り、若岐國江相渡り全国相廻り、夫より対國相渡り全国并小島々共相量  
リ、又若岐國江立戻り、肥前國江相渡り、北海辺ニ從ひ筑前豊前豊後海辺  
通り、九州測量相済、伊予國江相渡、北海通り、同前小島々共相量り、讚  
岐国より阿波國江立戻り、是ニ而海辺通り不殘測量相済、淡路國江相渡り、  
街道通り、播州舞子浜江相渡、大坂江向ひ、夫より伏見江戸、宇治川ニ從  
ひ瀬田橋より草津宿江戸、手分ケいたし、一手者木曾路中山道通り武州板

橋宿迄測量いたし江戸着、一手ハ草津宿より東海道筋桑名迄測量いたし、同所より木曾川ニ従ひ起迄測量、夫より名古屋通り伊保江龍越、飯田江越、高遠より甲府江相越し、八王子通り測量いたし江戸着

右順書之通国々相廻り、尤其所之様子ニ而少々宛前後ニ茂可相成事

丑二月

右宿中

〔編者解説〕幕府が測量御用を地方諸藩に命ずるとき、勘定奉行の名をもつて各藩の江戸藩邸の掛り役人を勘定所に呼出し、御用測量が若年者、または老中

（文書の戸田采女正氏教は文化三年四月まで老中）の命令であることを告げ必要書類を渡す。江戸からは飛脚をもつて國元に通知する。

文化二年二月に始つた近畿・中國測量のとき、初めは「十二ヵ月をもつて、

即ち文化四年に西國全体の測量が終了する予定であった。しかし実施によつて、そのような短期間では無理である事情が明らかになり、九州測量の終了は予定より六年後の文化十年九月となつた。

なお、熊本細川藩文書の欠字は山口原文書館の毛利家文庫「公儀事之控」によって補つた。この時の通達書は西國諸藩が記録している。「甲子夜話」（平戸藩主松浦清の著書、巻二十八）参照。

人口壱人、馬六匹、従江戸、「道順は同文につき省略する、編者」、往返共、測量御用付、天文方高橋作左衛門手附伊能勘解由、同手伝勤方坂部貞兵衛、同下役永井甚左衛門、今泉又兵衛、門谷清次郎龍越付、老人武匹勘ヶ由、壱匹宛貞兵衛、甚左衛門、又兵衛、清次郎江相渡之者也

文化八年十一月 備前印

右宿中

伊能勘解由儀為測量御用、従江戸、「同前省略、編者」、往返共、於途中測量可致間、其先々ニ而差支無之様致し、尤地方通行難成所者、其所より船を出し案内致し、無差支様可致者也

文化八未十一月 備前印

宿々 年寄共

〔編者註〕備前は老中牧野備前守庄精

### 資料第一 測量隊に与えた幕府の証文

（文化八年十一月の第二回九州測量のときのもの、日本学士院「伊能忠敬測量野帳、其他断片的文書集」）

### 資料第二 測量隊に与えた幕府の証文

一馬老延

一長持武棹

右者測量為御用測量額、従江戸、東海道藤沢より、大山通り富士<sup>〔マサ〕</sup>海道、甲州廻り、遠州秋葉、三州鳳来寺、濃州明知通り、尾張名護屋より、美濃路中山道筋、山城淀より山陽道赤間関、夫より九州、壱岐対馬五島、

御証文

一人足八人

（文化六年十二月の第一回九州測量のときのもの、大谷亮吉「伊能忠敬」貳二〇五）

### 資料第三 測量隊が測量沿道に発した先触

其外島々廻浦、帰路山陰道丹波より京都廻り、中山道太田より郡上通り飛弾信濃上野武藏、秩父街道、往返共、伊能勘解由断次第、御用中幾度茂可持送者也

未十二月 備前印

同

一馬七正

同

一長持一棹 持人足

右者我等共国々測量為御用、豊前小倉より海辺に従ひ、豊後日向大隅薩摩肥後熊本迄、浦々島々、其他最寄山々、城下等不残相測候間、御証文之通、書面之人馬無帶縫立、且海辺通行難相成場所、並島々江ハ、其渡場ニ船用意有之、無差支様取計可被申候、尤右通行筋山川共測量致候間、村々繪圖面持參案内可有之候

右通行筋村々、領主姓名・國・郡・村・高・家数等、別紙案文之通相認、前々泊リ江持參可有之候

一泊宿之儀、雨天其他御用調測器手入等ニ致滞留候ニ付、途中より道々可達候、尤御測器据込候間、南北見晴の地取拾坪斗用意可有之候  
一惣人數上下十八人相越候ニ付、止宿等差支無之様、夜分測量有之候間、可成上下不殘同宿之積、若村方建家間狭ニ而同宿難成儀も候ハ、近辺江別宿用意可有之候、支度之儀ハ御定之木錢、米代相払候間、其所有合之品ニ而、一汁一菜之外馳走ケ間敷儀可為無用候、則証文之写三通・書付難形一通相添差遣候、此先触早々順達、肥後熊本江留置、我等着之節可被相返候、以上

巳十二月

永井要助

坂部貞兵衛  
伊能勘解由  
豊前小倉より  
(中略)

海辺浦々島々  
問屋・年寄・名主・組頭中

#### 資料第四 測量隊が測量沿道に提出を要請した

##### 参考資料の書上げ案文

(『種子島家譜』)

文化七年三月、江戸天文者伊能勘解由以下屬吏廻國故、御記録奉行得能正助令出於吾種子島図籍、其略譲他卷記左  
種子島村方并家数等其外糺方之儀、左之通

一何村家数何百何軒

但右之枝村有之候ハ、木村之家数何拾何軒、枝村之家数何十何軒之訛、銘々書分、枝村者何と相唱候訛、若又本村枝村之内ニ而、小名も有之候ハ、何十何軒ハ字何と相唱候段可書記候

一村長サ東西何十何町、南北何十何町

但何十何町ハ人居有之、何十何町ハ人家無之、野原又ハ山浜等之訛書記尤東西南北之方角ニ不相当場所も可有之候間、丁丑寅等と方刻を以可相記候

一此以前村立居、当分相秀、現村無之分者、其訛可申出候、尤右村立居候節者、村境相知居候ハ、前条之趣ニ応し、方角里數等者前条之通、村之内海浜有之候ハ、其長何十何丁之訛

但隣村と相境居候所者、何村境迄海浜何丁之訛、隣郷江相境候所ハ、当村江何村境より何村境迄何拾何丁之訛可相記候

一海辺ニ出合候村々者難目迄、右村人家有之候所より何十何丁之訛  
但本村陸手引入有之枝村、海辺ニ出居候ハ、本村者何と申村名ニ而、枝

〔編者解説〕測量隊は幕府証文の守しをえた先駆を測量沿道に發して準備協力を要請した。測量隊は藩厅に對して直接要請する權能は与えられない。証文の原本は止宿においては「宝にのせて床間に安置し、江戸帰府の後にこれを返納した（資料第四号、五参照）。文中に「夜分測量」とあるのは、夜間の天体観測のことである。天体の観測・山島の方位測定、距離の実測もすべて測量である。【測量日記】参照。なお【測量日記】の朝の記事に、「逗留測」とあるのは出発前の観測である。

村者何と相唱、海辺ニ出居右枝村人家より灘百江何十何間之訳可相記候  
一村内往還筋幾通り有之候訳

但田畠往来小道等者相除

種子島より鹿児島迄海上里數何拾何里之事

種子島懲廻里數之事

種子島之内村々川何ヶ所有之、船渡歩渡之訳、橋有之場所者板橋土橋長  
サ何十何間之訳

寺院何ヶ寺ニ而本山庵号何宗之訳

但寺高有之候ハ、何十何石之訳書記し

神社諸々相記、祭神何、其訳相記

神毛某之訳

種子島之内三面、何村人家より何村人家有之候迄何里何丁、方角何之方  
ニ相当り候訳書記し、隣村境之儀者何村人家より何村人居有之処迄、右

同断

但何村人家より何村人家迄之間、田畠又者山越岡越等之場所者諸々其訳  
可相記候、右村順之儀仮屋元より次之村々村順次第を以、方角里數可相

記候

種子島村々より能相見え候高山等有之候ハ、其訳相記、何村より何國  
何郷何山何島等相見得、大概見渡し里數何丁斗も可有之、方角何万ニ  
相當候訳

島幾ツ

内何島島名銘々書記、小島ニ而名茂無之分者其訳書記、廻り何十何丁、  
人居有之候ハ、何十竈ニ而、地方最寄何村海上何十何丁、何之方角ニ相

当り候訳、人家無之候ハ、其訳可書記候

一大小船掛リ湊、深サ何十何尋之訳

但風並ニより船掛不相成凌者何風之節は船掛無之訳

一湊ニ而無之候而茂、船掛相成候場所者深サ何十何尋之所ニ而、何風之節  
者船掛無之訳

右此節 公儀天文方為御用伊能勘解由其外、國々被差廻、先触案文を以

申越趣有之候ニ付、種子島之儀も可相廻方相見得候ニ付、右之通訳方申

達候間、早々取しらべ、一村ツ、取分ケ一帳書記、且種子島村方并方角

等委細書載、角絵図取仕立相添、御記録所江可差出候、此段申進候、以上

御記録方添役得納正助

〔編者解説〕大谷亮吉「伊能忠敬」（頁一五五）にも、「九州測量の頃沿道村吏  
に命じた」書上げ案文が出ている。參照されたい。測量沿道に命じても、地

方では藩厅の指示をあおいだので、本資料によつて、また「種子島家譜」、  
「垂城錄」（垂水村郷土誌）によつて知られるように、藩厅側でその作成の

準備をした。書上げの項目は後の測量ほど詳細なものになった。

## 資料第五 島津藩士野元嘉三次と伊能忠敬との往復書翰を

### ふくむ江戸日記

（伊能忠敬記念館）

〔文化六年〕三月二十四日、朝より曇、夫より微雨、午後松平薩摩守野元  
嘉三次より使簡あり

猶々先年九州表江茂可被成御廻勤請之節參上仕、大底之御積合致承知  
仕置候得共、其節者中國辺より御帰府之由。此方領分江御越し候程合  
も相知候ハ、乍御面倒又々一寸參上仕候而、旁以相伺申度義も御座  
候間、究而不相知候共、御内々被仰知被下候様奉願候。  
以手紙致啓上候。春暖之節御座候得共、弥御安全被成御勤仕、珍重奉存  
候。然者先達而測量御用ニ而四国辺御廻勤被成候而御帰府被成候由。左  
候ハ又々九州辺江茂可被成御廻勤可被成候哉。凡之御考度候ハ、承知  
仕度奉存候。何卒大概之御程合ニ而も御内々御知被下候様奉願候。此  
段御頼為可得貢意、如是御座候。以上

松平薩摩守内

野元嘉三次

伊能勘解由様 内用御直坡

〔編者解説〕この書翰の追而書きは前に出され、本文の四行と五行の間に及んで  
いる。

猶以延月之段、此方より昨今御案内可申上と奉存候處、預御使簡氣之  
毒ニ奉存候。猶拝顔可申上候。

伊能勘解由

野元嘉三治様

八月五日、朝雨、野元嘉三治江書状道ス

同六日、朝より晴天、薩州内野元嘉三治より書状來ル  
以手紙致啓上候。秋冷相催候得共、弥御安全被成御勤仕、珍重之儀奉存  
候。然者先日者誠遠方迄御人被下、別而恭奉存候。是より御伺可申上  
候処奉恐入候。依之毎々御面倒之御事奉存候得共、來ル八日十日之内  
御障事候ハ、參上仕候而、猶旁御伺申上置度奉存候。尤而目御故障も  
御座候ハ、明七日ニ而も宜御座候。此方ニ而者幾日ニも差支不申候  
間、貴所様御方御都合次第參上可仕候。何分乍御面倒貴報被仰知可被  
下候奉頼候。此段可得貴意如此御座候。以上

八月六日

伊能勘解由様

野元嘉三治

猶以十日十一日之内、若御差支も候ハ、御闇暖之節參上可仕候間、  
何分其節ニ被仰下候處奉頼候。若又来月ニモ相成候ハ、益後御都合  
之節參上可仕候。此段も御頼申上候。

伊能勘解由様 内用

返書

御手紙致拝見候。如仰残暑之節、弥御安全被成御勤仕奉賀候。然者先達  
而者御入來被下候處、早々之仕合奉存候。其節御談申候通、益後ニも山立  
ニ可相成哉ニ思召、御問合之趣致承知候。地図仕立方、未出来兼候間、  
当月ハ先延引ニ相成、八月中出立ニも相成可申奉存候。右ニ付御光來被  
下候儀者、益後ニ而も可宜奉存候。右ニ付御光來被  
右為貴報如此ニ御座候。以上

八月八日

七カ

〔編者解説〕落士野元嘉三次盛貞は藩厅から測量隊係りを命じられていた者と考  
えられる。江戸において伊能忠敬と接触し、その来測にあたっては日向國延  
岡に出向して打合せ（資料第十、第十一参照）、領内測量中は附廻役として  
測量隊を志布志に迎え、出水郡瀬子島から天草に送るまで、これに着添つ  
た。その間に種子屋久兩島測量の時期について測量隊と折衝し、兩島測量を  
延期して北上した測量隊に対し再び南下来測することがないか照会し、兩  
島を次回測量に延期して測量隊が江戸にひき揚げると、野元も東上して文化  
八年五月十七日に伊能忠敬を訪問するのである。そして来年二月種子・屋久

両島の測量を主目的とし、往復の街道筋をも測量するという予定を確かめ、これを因元に報告する。なお、三月二十四日の書翰の追跡書に「元年九州表茂可被御廻勅裁之節、參上仕」つたとあるのは、文化二年の西国測量（資料第一参照）のときの訪問をいう。山口県文書館毛利文庫『諸事小々之控』にある文化三年正月村の「松平藩守様衆より御会報等之儀聞來候付御回答相成候事」という記録の「松平藩守様衆」は野元のことであろう。

### 資料第六 測量日記（文化七庚午年、第一回鹿児島測量、伊能忠敬記念館）

文化六年己巳八月、蒙國々測量命、八月二十七日朝出立、此日曉七ツ後より小雨、六ツ後止、曇天、任先例我等・上田文助・箱田良助・黒田藤吉・柿取長藏・草履取消七を供とし、八幡宮江参詣、直ニ六ツ半頃發足、上下九人、内弟子梁田栄藏・上田文助・箱田良助・黒田藤吉・柿取平助・長藏・草履取消七なり、送別の人ハ伊能三郎右衛門・伊能繁蔵・同秀蔵・大川治兵衛・大野彌三郎五人なり、駒込人鏡音前ニ而、与坂部貞兵衛行逢、同道して音木勝治郎方に立寄、一同になりて王子村ニ至る、下河辺政五郎・永井要助先江着て待居る、都合上下十七人、王子村茶屋扇子屋ニ出会い、直ニ岩淵村（即駅）迄測量之順、村役人江半渡の所、荒川大洪水ニ而川留、且王子村より岩淵村の間、行路水乗、橋々落、通行難成旨、王子村より岩淵村迄の村役人一同願出二付、王子村ニ止宿、扇子屋弥惣左衛門（此某屋家作も広く庭に流水を用、風景好）後ニ来る送別人ハ足立左内・下津藤蔵・相沢文五郎、一同ニ王子村止宿迄来ル、栗生村飯高吉太郎遅来ル、八ツ半頃より中晴、此夜測量

〔文化七年〕五月七日、朝大曇天、六ツ後先後手都井村出立（村下より乗船）後手我等・下河辺・青木・上田・平介同村海辺川尻より初、同村校立宇津（赤水日本國ニ立宇津とあり）同東谷、同黒井を歷て崎田村字永田崎迄測ル（二里〇〇二十九間五尺五寸）先手坂部・永井・梁田・黒田・長藏、崎田村字永田崎より初（字猿田人家四五軒）字永田（人家二十四五軒）崎田本村を通り（湊川山三十間）字湊（人家四十軒余）南方村字千野（人家十六軒）字弓田（人家三十軒余）字金谷（人家五十軒余）番屋下迄測ル

（二里一十六丁一十二間）外ニ南方村持地養垂島一周（七丁四十三間）冲養垂島（一周六丁一十〇間）測、後手九ツ半先手八ツ頃西方村之内今町江着、淨土宗心光山常照寺、着後高鍋領福島郡奉行鎌木与兵衛、同所代官後藤斗吉出る、同領代宮中元寺庄内、此迄付添帰ル、此日同國紙肥用達高橋屋茂右衛門紙肥より曆局書状を持来る

同八日、未明恒星現ル、先後手朝六ツ頃今町出立、大曇天ニなる、後手我等・下河辺・梁田・黒田・平助南方村番所下より初、西方村今町川を渡、今町高松村（四ツ頃より大雨、海岸大難所、同村庄太郎宅江立寄、濡衣服を干、中食をなす）鹿児島領日向國諸県郡夏井村界字丸山迄測（二里〇二丁〇九間二尺）弥大雨、高鍋領福島代官後藤斗吉、井福島用達共、高鍋より福島出役那須屋岩吉、領界迄送來リ帰ル、尤鹿児島領志布子村迄送り帰ル、爾後ノ所薩州領出入六ヶ敷二付、云訛シテ領界ニ而帰ル（画師安田李仙も同断）先手坂部・青木・永井・上田・長藏高鍋領福島高松村、鹿児島領諸県郡夏井村界字丸山より初、夏井村人家下迄測（三十九丁四十三間）先手ハ九ツ後三、後手ハ八ツ頃ニ日向國諸県郡鹿児島領志布志町江着、止宿浜田甚兵衛（家作古、小家ニ而あしく）領界江野乃嘉三次・岩山雲八出迎（即界より志布志町江雨中小舟へ乗船）着後兩人・下役村上伝右衛門・淵村新蔵・坂口金平・川村伝之進・久保与兵衛・村山六郎・合六人附廻、船頭大和田孝介・用達（当領ニ而ハ用間）塙田三十郎・白男川利三治・藤田太郎右衛門・矢野嘉右衛門出（野元嘉三治・岩山雲八）より我等・坂部江泡盛一童、國分刻煙草二包宛、外下河辺・青木・永井・内弟子三人江国分刻煙草一包宛、侍二人・小者五人江国品二包被贈之、受納、侍二人・小者五人二包ハ即配分し渡す、外ハ不残江戸届を頼、志布子町年寄肝付典四郎・同郡見廻肝付七右衛門・同浦役小川千兵衛出る、此日暮迄大雨、夜も雨同九日、雨、逗留、終日終夜降る、野元嘉三治・岩山雲八見舞ニ出、此より日々出勤、見回ニ出る故、以下日々ハ不記

同十日、雨大雨、逗留、午後迄降る、夫より曇天、又小雨、夜も同

四間）安楽村（安樂川巾三十二間）迄測（一里二十三丁三十二間一尺）下河辺・梁田・黒田・長藏志布志村持杜榔島一周を測（二十二丁〇〇三間、人家なし、杜榔御前ノ社あり）島測、九ツ後海辺測、九ツ半後ニ帰宿、終日大雲度々雨、我等ハ残て山島方位を尋す

※一里二十三丁三十二間一尺、内夏井村より志布志泊下迄三十五・三十二間一尺、志布志より安樂川向迄二十四丁（編者註）※印は欄外のもの。以下同じ。

同十二日、朝より雨、同所逗留、午後迄降、夜も同、我等時行三当、病氣

同十三日、朝大雲小雨、朝六ツ半頃先後手志布志出立、後手下河辺・青木・梁田・平介、安樂村より初、野井倉村字菱田（菱田川巾四十八間）益丸村・横瀬村・上瀬川迄測（一里二十九丁〇八間五尺）先手坂部・永井・上田・黒田・長藏上瀬川より初、横瀬村枝大崎村あり、大隅國肝属郡柏原村之上使街道海辺追分迄測（一里二十三丁五十四間）此日両手共海浜白砂測量中大雨、着後も雨（我等ハ志布志町より乗船、直ニ波見浦江着）先手共九ツ後ニ着、高山波見浦、止宿、新吉（家作大ニ宣シ、大隅國の第一、廻船所持のよし）高山年寄安庭休治郎・同所頭目高休左衛門・同所郡見廻守屋正兵衛・同所浦役兒玉治郎兵衛（麻上下ニ而出る）右高山ハ郷名ニ而辺田村・波見村（波見浦あり）塚崎村・新留村、此村内字本城、肝属清長ノ古城跡あり、和泉田村（今ハ前田村）宮下村、富山村、鶯村（今ハ後田村、合八ヶ村ニ成、野元より来ル書付ニ此村なし、七ヶ村）柏原村も申良郷ニ而岩広村、有里村、細山田村、岡崎村、中別府村、上原村、小原村合八ヶ村組合なるよし

同十四日、朝より雨、同所逗留、鹿児島より四月三日認曆局用状相届、四ツ前雨止、四ツ半頃先後手出立、後手我等・下河辺・永井・上田・平介柏原村街道海辺追分より初（高瀬川巾三十間、中心柏原村波見村界）波見浦字磯崎・辺田村（字柳井谷家三軒）字一ツ松ニ而先手と会測（二十七丁五十間、外三高瀬川端より、止宿打上一丁二十一間）先手坂部・青木・梁田・箱田・長藏辺田村字西泊（人家なし）より初、辺田本村を通り字一ツ松ニ而後手と会測（三十三丁三十三間）両手共九ツ半頃ニ帰宿

### ※二十四里二十二丁二十六間

同十五日、朝小晴、直ニ晏又小雨、先後手六ツ半頃波見浦出立、乗船、後手我等・青木・永井・梁田・平助辺田村字西泊より初、順測、字飯ヶ谷、小串村字海賊、字高崎迄測（三十八丁二十二間、大雨ニ成、止テ帰ル）先手坂部・下河辺・上田・箱田・長藏小串村字丸屋崎より初、逆測、同村之内（字なし）迄測、大雨ニ付引取（一十六丁三十四間二尺）両手共九ツ半頃南浦村の内、内ノ浦浦町着、止宿浦人鉄藏、着後も大雨、野元嘉三治・岩山雲八出る（日々出勤、前後共略、小串村・南浦村、本郷六右衛門・玉置元正院修驗ナリ）同所浦役吉松孫八、郡見回吉井善兵衛出ル（名札を記）

同十六日、朝より雨、見合、四ツ後止、同所逗留測、先後手九ツ半頃出立、我等・青木・永井・梁田（長藏病氣、代藤吉・清七）小串村高崎より初、字丸屋崎迄測（三十二丁〇三間〇五寸）先手坂部・下河辺・上田・箱田・平助小串村（昨十五日測定）字なしより初、小串村・南浦村枝、内ノ浦浦町人家下迄測（一里〇八丁二十九間）後手ハ七ツ半頃、先手ハ六ツ前二帰宿、午後小雨、夜ハ大晏天

同十七日、朝より雨、四ツ頃止、同所逗留、四ツ後より測量、後手我等・青木・永井・梁田・藤吉・清七内ノ浦浦町浜より初、南浦町（字白木家三軒）先手而先手ト会測（三十四丁三十五間四尺）後手坂部・下河辺・上田・箱田・平介南浦村之内字日崎より初、逆測、字白木前ニ而後手と会測（二十〇丁〇一間）両手七ツ半頃ニ帰宿（測量中度々ノ雨）先手大難所、後手も難所

同十八日、朝より雨、五ツ頃止、逗留、夫より度々雨、午中雨中ニ太陽を測、其後も小晴又雨、夜も同、雨中ニ恒星を測

同十九日、朝雨、四ツ頃より止、夫より晏天、時々小晴、太陽を見、逗留にて太陽午正を測、午後も度々雨、夜大晏天

同二十日、朝雨、五ツ半頃雨止、内ノ浦浦町出立、乗船し日崎を一見し、又雨、直ニ波見浦ニ至る、四ツ後より天氣ニ成、九ツ後波見浦江着、此夜晴天測量

同二十一日、朝晴天、五ツ頃下河辺・青木・梁田・平介一手測、同浦測所より初、同川通（一丁七間四尺）測、波見村持中島一周（九丁一十四間）又柏原村十三日街道海辺印杭より初、上使街道（即大隅横切）測（永見川巾一十八間）中別府村字筆塚迄測（三十〇丁五十七間）九ツ頃ニ帰宿、此日九ツ頃過より小雨、七ツ頃より大雨、夜も同、此夜暦局行用狀一封鹿児島江送遣ス

同二十二日、朝晴、先手六ツ半頃波見浦出立、後手我等・下河辺・青木・箱田・平助中別府村字筆塚より初、岡崎村枝池ノ原、上使街道江出、高隅川（渡巾十五間）有里村、小原村（柏原村より是迄串良郷之内）字馬見塚迄測（一里二十七丁四十一間二尺）先手坂部・永井・梁田・上田・長藏小原村字馬見塚より初、上原村、富山村（二ヶ村串良内）鹿屋郷中ノ村字笠野原（先手屋休盡屋金丹、此所ハ朝鮮人ノ末ニ而男女共悉有髮）鹿屋中村野町迄測（一里三十五丁一十八間）而手共九ツ後ニ着、止宿町人木下屋長吉（中ノ村年寄石躍甚右衛門・同郡見廻川田彦右衛門）途中迄串良年寄木脇源太郎・中ノ村五郎右衛門（郡見回竹下休藏・浦役愛中八百治）出る、此夜曇天不測（此日も七ツ頃より小雨あり）

同二十三日、朝晴、先手六ツ前、後手六ツ後中ノ村野町出立、後手我等・青木・梁田・上田・平介同所より初、中ノ村字西原（人家二軒）横山村界迄測（一里一十七丁五十二間）先手坂部・下河辺・永井・箱田・長藏横山村境より初、字早間崎、字田淵、大始良村迄測、夫より肝属郡大始良村、大隅郡大根占村境、字横尾峠迄測（一里二十丁四十六間）後手ハ四ツ後、先手ハ四ツ半頃大始良村着、止宿会所、大始良村ハ六ヶ村組合（即横山村大始良村、小浜村、浜田村、南村、西殷村、小浜浜田ハ海付、外四ヶ村ハ岡）大始良年寄川上直治・小山勘右衛門・池田千蔵・郡見廻竹内仲五左衛門、此夜曇天不測

※一里三十〇丁四十六間

同二十四日、朝大曇天、先手六ツ前、後手六ツ頃大始良村出立、後手我等・青木・永井・梁田・長藏神ノ川村横尾峠より初、神ノ川（人家を通）

海辺先手の初二会測（測初小雨、直ニ止、即波見浦柏原村より上使街道横切ノ終、一里二十二丁三十間四尺）又横切終、先手ノ初より神ノ川村枝皆ノ倉迄海辺順測（九丁〇二間）此後ノ測ニ印を残、先手坂部・下河辺・上田・箱田・平助大隅郡神ノ川村人家前より初（神ノ川巾三十〇間）字鳥浜、坂屋之村字臨屋、大根占村字山ノ口、同村内字なし而測留（一里二十二丁四十三間）止宿打上（一丁三十三間）先手ハ九ツ前、後手ハ九ツ後大根占村着（三ヶ村組合、大根占村、坂屋之村、神ノ川村なり、大根占ハ郷名にもなる、大根占郷三ヶ村也）止宿百姓（謹治郎・伊太郎）此日九ツ頃よりも雨（後手ハ道中大雨ニ逢）夜も雨、神ノ川村坂屋ノ村大根占村年寄湯田利右衛門・同百枝源太左衛門・岡郡見廻川辺彦太郎・同浦役湯田主左衛門、付添井ニ見舞ニ出

同二十五日、朝大曇天、先手六ツ前、後手六ツ頃大根占村出立、後手我等・下河辺・青木・梁田・長藏大根占村之内（字なし）より初、（字慶賀人家七八軒）小根占村（沙入川巾三十間）山本村（小根占村組合）先手初迄測（此日海岸大難所、波荒ニ付海際山ヲ測、一里〇九丁五十七間五尺）先手坂部・永井・上田・箱田・平介大隅郡山本村（字小口、人家なし）より初、字大浜、枝辺田（所々散家）字立神、字小河原迄測（一里一十二丁三十三間）後手九ツ頃、先手九ツ後山本村着（測量ノ中頃より小雨）止宿百姓（武右衛門・庄左衛門）夜も曇文小雨（小根占村山本村年寄中村要右衛門・有富四郎右衛門・同郡見廻原口連右衛門・同浦役前谷喜右衛門案内）此上ハ山越大難所ニ付、当所江長持・明荷其外荷物残し置

同二十六日、朝より雨、同所逗留、四ツ前雨止、又ハツ半頃より雨、夜ハ大雨

同二十七日、朝小雨、五ツ後ニ止、先手于五ツ半頃山本村出立、後手我等・青木・永井・上田・長藏山本村枝辺田（家数三百〇三軒）小字小河原より初、同字大河迄測（一里〇三丁三十三間三尺）先手坂部・下河辺・梁田・箱田・平助・山本村枝辺田小字大川より初、汀野迫村（伊座敷村組合）伊座敷村人家下迄測（一里二十三丁三十八間）後手ハツ頃、先手ハツ後ニ伊座敷村江着、止宿百姓（権太郎・幸助）此日測量中度々大雨、着後

も暴天微雨、汀野迫村伊座敷村年寄川部平太左衛門・同郡見回川口半治案内、并止宿江出る、夜も大暴天（此日鹿児島より曆局用状届、又曆局行書状鹿兒島出）

同二十八日、朝小雨、同所逗留、五ツ後雨止、一手測、坂部・青木・永井・梁田・平助・長蔵同所人家下より初、同村（字入加町、人家）同村小字塩屋谷迄測（一里三十七丁五十四間三尺、海岸難所押シテ測）ハツ半頃ニ帰宿、夫より次第三晴て、夜ハ晴天測量

同二十九日、朝暴天、先後手共六ツ後伊座敷村出立、後手我等・青木・永井・箱田・平助同村字塩屋谷より初、枝島泊浦（人家十五軒、外ニ島泊村あり人家五軒、枝ニ佐多村あり人家九軒、海岸ニあらす）夫より山崎村枝尾波瀬（人家十一軒）人家下先手初迄測（一里〇七丁三十八間、外三子崎片打一丁一十八間）又同所より辺津加村枝大泊浦（人家三十三軒）江山道横切（二十四丁二十一間）大泊浦海辺江出（残印シテ）止宿下測量所迄（一丁一十三間）測（海辺測一里一十〇丁〇九間、横切測二十四丁二十一間）先手坂部・下河辺・梁田・上田・長蔵山崎村枝尾波瀬浦入家下より初（即大泊浦江横切印を残）岬（此辺一回ニ佐多岬と云）前迄測（一里一十〇丁三十一間四尺）又岬前（残田印）より辺津加村枝大泊浦之内字田尻（人家七軒）迄山越横切（六丁〇九間）両手共ハツ後大泊浦江着、止宿（伊八・清太郎）此日午後より白雲

※一里一十〇丁三十一間四尺

内尾波瀬より田尻越迄

八丁三十〇間

同晦日、朝雨、五ツ半後止、同所逗留、一手測、坂部・永井・梁田・箱田・平助辺津加村大泊浦字田尻より初、山崎村佐多岬を回リ三崎大権現下迄測（二十一丁二十八間）山崎村持（枇榔島大輪島）各周四丁計、又権現下よりホノヲ崎迄打上ル（四丁二十二間一尺）ハツ頃ニ帰宿（此日五ツ半後より天氣ニ而白雲）夜ハ中晴ニ而測量、夫より暴る

六月朔日、朝小雨、六ツ後止、同所逗留測、五ツ頃我等・下河辺・青木・上田・長蔵一手測、同所浜より初、中途迄測、大雨降る帰宿、九ツ頃迄続て大雨、夜ハ曇又雨

同二日、朝小雨、六ツ後止、同所逗留測、六ツ半後両手共出立、我等、下河辺・青木・永井・上田・長蔵昨日大泊浦中途測留より初、大泊浦字田尻迄測（朝日二日）測合（一里二十〇丁三十二間一尺五寸）九ツ頃帰宿、夫より雨、坂部・永井・梁田・平助大泊浦測量所より初、山崎村飛地字外之浦（人家十二軒）夫より坂本村字間泊（人家七軒）字竹之浦（人家十八軒）小字古里越迄測（一里二十九丁三十九間）九ツ半後ニ帰宿、九ツ頃より大雨、ハツ半頃小止テ小雨、夜ハ大雨

※合一里三千〇丁五十一間〔朱書き、編者註〕

同三日、朝暴、六ツ半頃両手共大泊浦出立、後手我等・青木・梁田・上田・平助坂本村字古里越より初、郡村字浜尻（人家二十一軒）歴て小字大瀬崎三面先手と会測（一里一十四丁二十四間）先手坂部・下河辺・永井・箱田・長蔵郡村小字大崩灘より逆測、浜尻ノ大瀬崎三面後手江合測（三丁〇四間五尺）両手共ハツ頃郡村着、止宿（正兵衛・新八）暮六ツ後より晴テ測量、夫より又暴天

※一里一十四丁二十四間

内古原より郡村測所へ三十二丁三十三間、郡村より大瀬崎迄二十七丁五十一間

同四日、未明より大雨、同所逗留、終日終夜降、即大雨

同五日、朝大暴天、時々雨、波荒高と云ニよつて逗留、ハツ半より雨ハ止、夜ハ曇天又小雨

同六日、朝暴天、六ツ半頃郡村出立、後手我等青木・上田・箱田・平助郡村字大崩灘より初、此日波浪荒、船測難成、辺塚村字戸崎迄測（二十五丁〇九間）先手坂部・下河辺・永井・梁田・長蔵辺塚村字崎山より初、海辺（波浪荒ニ付）より山江引上ル（三丁〇三間）山江引上より辺塚村測所迄測（二十二丁三十四間）此日両手順逆会測の所、波荒ニ付残シテ引取、九ツ頃ニ着、無程雨、止宿辺津加村（伝兵衛・吉之十）此夜暴る、時々小雨あり、雲間ニ測量、深夜雨

郡肝属郡境字中河原(人家なし)岸良村枝大浦(大印迄測)(一里二十七丁一  
十〇間、外ニ(大印より海岸(浦)印迄、二丁五十六間)間)測、大浦止宿、  
我等・青木・梁田・上田・平助辺津加村ニ残て波の静まるを待、度々小雨  
あり、同所逗留、夜ハ大雲又小雨。

同八日、朝より晴天、風波、同所逗留測、五ツ前我等・青木・梁田・上  
田・平介辺津加村測所より初、逆測、同村字戸崎手前迄測(一十五丁二十  
七間)又六日測戸崎向より順測(二丁五十一間)戸崎岬波浪荒ニ付測量  
手間取前後より町間(又遠測術と云)而測、戸崎岬より(南一十一丁二  
十七間、北四十二間)夫より辺津加村字崎山より初、同村字打詰(人家あ  
り)を過、字田辺先手初二繫測(一里〇二丁二十一間三尺)七ツ半後ニ帰  
宿、夜晴天測量、先手同前、岸良村大浦(浦)印初、字鯨背鼻迄測(七丁三  
十間)先手ハ即大浦再宿。

同九日、朝少間晴て直ニ曇る、六ツ前我等・青木・梁田・上田・平介大  
隅郡辺津加村より乗船六ツ半後肝属郡岸良村枝大浦より初、松ヶ崎觀音崎  
先手初迄測(三十一丁三十七間)先手ノ測多残ニ付、辺津加下浜より初、  
逆測シテ先手江会測(一里〇二丁三十三〇間)後手ハハツ前ニ辺津加村江着す  
先手同前、岸良村松ヶ崎より初、同村枝辺塚村前迄測、後手ノ助合江会測  
(二十五丁三十二間)岸良村止宿ニ成ル、後手辺塚村止宿(勘左衛門、甚  
タ小家、漸泊ス)着後大曇天、雷鳴小雨、不測。

同十日、朝曇天、小雨、後手我等・青木・梁田・上田・平助岸良村枝辺  
塚村海辺より初、同字船間(人家五軒、小船小掛、此所ニ面中食)同字舟  
木(家一軒)先手江会測(一里二十七丁二十四間)先手坂部・下河辺・永  
井・箱田・長藏岸良村止宿より初(海辺字東迄横切打上二十一丁五尺七  
寸)(東印を残、順測窪田川向迄測(二十二丁〇九間)又東印より逆測、  
砂浜限ニ(間)印を残、字ティガ瀬江海辺(五丁二十五間測、海際山測ゆ此  
分不用)夫より海辺際山測、字船木ニ而後手と会測(三十〇丁一十一間  
三尺)共ニ七ツ頃岸良村江着、止宿(伊右衛門・徳右衛門)先手ハ再宿、  
此夜晴天測量。

同十一日、朝晴曇、先手ハ六ツ後岸良村出立、後手我等・青木・梁田・  
箱田・長藏岸良村窪田川向より初、字川口・字宮原を歷て(岸良村南浦村)  
境迄測(一里一十八丁一十九間)夫より字永坪(海辺人家あり)行、乗船  
シテハツ頃内ノ浦浦町江着、先手坂部・下河辺・永井・上田・平介(岸良  
村南浦村)界より(字宮原と云)南浦村枝永坪迄横切を測、夫より海岸際  
ノ山ノ中腹を測、南浦村字日崎、先月十七日残印江繫(二里一十〇丁三  
十九間)七ツ半頃ニ内浦浦町江着、止宿同前、此夜晴天測量。

同十二日、朝晴曇、六ツ後同一乗船、順風ニ而五ツ半頃柏原村着(凡四  
里)夫より先達而測量ノ陸路を直ニ廣ノ屋町江八ツ頃ニ着、止宿ハ同前、  
諸荷物測器迄柏原人足差支、漸ハツ半後ニ着、此日度々雨、夜ハ曇晴、雲  
間ニ測量(此日内浦より鹿屋迄八里ニ而止宿)  
同十三日、朝曇晴、六ツ後同一屋町出立、神ノ川村枝皆藏ニ而中食、  
夫より乗船シテ九ツ後ニ大根占村江着(止宿二軒同前)此日も着前微雨、  
此夜曇晴、雲間ニ測量。

同十四日、朝晴曇、先後手六ツ後大根占村出立、後手我等・下河辺・青  
木・上田・平助大隅郡神ノ川村枝皆倉より肝属郡大姶良村枝小浜村人家下  
迄測(一里〇八丁四十六間)後手坂部・永井・梁田・上田・長藏大姶良村枝  
小浜村人家下より初、浜田村・高洲村(南高洲と云)高洲川、同枝野里村  
(川向ニ而北高洲と云)人家限迄測(一里〇三丁〇八間、外ニ高洲村測所江  
打上三町〇九間)止宿高洲村百姓(本陣信右衛門・脇助右衛門)九ツ前ニ  
着、牛中を測、此夜白曇不測、此頃大暑。

※一里〇三丁〇八間

六月十五日、朝晴曇、先後手六ツ頃高洲村出立、後手我等・青木・永井・  
箱田・平助同村枝野里より初、字白水、古江村枝舟間迄測(一里〇九丁四  
十六間)先手坂部・下河辺・梁田・上田・長藏古江村枝舟間より初、古江  
村、同村枝小島、新城村、大隅郡原村境迄測(二里〇九丁四十五間二  
尺、新城止宿打上三丁三十三間)後手ハ四ツ後、先手ハ九ツ半後ニ新城村

着、止宿（島津安房家来中村三左衛門、両手一宿）午中を測、此日四ツ頃小雨、無程晴、此村ハ即島津安房給知、当村年寄平山十郎左衛門・組頭中村三左衛門・浦役郡山臺兵衛・郡見回海江田喜兵衛麻上下ニ而出る（村々各役人同断、麻上下ニ而出）此日大暑、夜ハ晴天測量

※二里〇九丁四十五間二尺

内船間より新城村沿迄一里〇九丁五十一間二尺

新城治より郡界三十五丁五十四間

同十六日、晴曇、大暑、朝六ツ後新城村出立、手分坂部・永井・梁田・

箱田・平助此所より乗船、直ニ福山江行（福山より牛峰江向測量、前ニ延岡より牛峰測と繋）我等・下河辺・青木・上田・長蔵（肝属郡新城村、大隅郡終原村）界より初、終原村字輕佐、田上村字浜平（人家あり）本城川（巾三十六間）字下ノ宮、垂水村字中俣、海濱村字飛岡、字天神山迄仕越ニ測、夫より乗船引帰し田上村止宿（新城村終原村）界より（仕越天神山下迄二里二十四丁〇九間、外ニ海辺より止宿へ打上二丁四十二間、九ツ後二着（田上村ハ島津長明給知、止宿ハ会所、又客家）此日も大暑（當村年寄・即島津長門）浜田金左衛門出ル、此夜晴天測量

（△編者註）延岡は紙肥の書き違いである。【測量日記】によれば、四月二十八日の条には坂部・永井・梁田・箱田・長蔵が紙肥城下を出立、二十九日・晦日の両日で牛峰に到着する。この牛峰到着の記事に「牛峰、領界、休小屋ニ而中食、鹿児島領ニ而も小休、茶と菓子を出す」とある。このたびの都城からの繋測で大隅半島基底部の横切り測量が完成する。

同十七日、朝曇晴、七ツ半後田上村出立（測量人同前）海瀬村字天神下迄乗船、六ツ後着、同所より初、字小浜、字大谷、牛根村字辺田、字中浜、二川村字上野原、同村人家下浜迄測（三里一十六丁三十七間三尺、止宿江打上二丁五十八間）二川村止宿本領郷士中浜藤十郎（当村郷士年寄入來十郎右衛門・同断広田後藤兵衛・郡見回村山正之進・浦役山口主右衛門出ル）此夜晴天測量

※二里三十四丁〇九間

内郡界より田上村田印迄一里三十二丁三十一間

田上村田印より天神山迄仕越一里〇二丁四十八間

同十八日、朝曇晴、六ツ後二川村出立（測人同前）字大坪、字深瀬、字浮津、夫より贈駿郡（赤水日本岡ニ曾於郡）境村廻村、先手牛峰横切印迄測（二里三十三丁四十九間一尺、又止宿打上三十〇間）四ツ半後ニ廻村江着（此村ノ枝ニ福山あり、家数少、近隣迄モ廻を福山と云）止宿金右衛門此村より小頭坂口甚助・篠崎林右衛門（兩人共日々着添役）外ニ有馬治左衛門・藤崎三左衛門・篠崎熊治郎・田尻与三兵衛・坂元庄左衛門・荷物其外ニ新增人着添、境村廻村年寄平原林右衛門・同山本周右衛門・浦役松下治郎兵衛・郡見回武石直之進出ル（此夜晴天測量、此日大暑）

同十九日、朝晴曇、五ツ後より晴天、六ツ後廻村出立、同所測所より初、

枝福山村（前ニ記ス通り、当國ニ而モ廻村を福山と云、往古ハ本郷ニ而廻村ノ方が枝ニもありしならん）敷根村字臨平、下井村、湊村を鑿て国分郷小村止宿前迄測（二里一十一丁五十七間）四ツ半後ニ着、止宿彦七、此夜晴天測量、國分郷十七ヶ村ニ而下井村、小村、住吉村、浜ノ市村、畠中村、野久美田村、小浜村、内山田村、内村（当國ノノ宮正八幡宮有）見次村、曾小川村、上小川村（当國國分寺あり、煙草の名産）福島村、野々口村、松ノ木村、持留村、上井村、薩州煙草ノ名産國分ハ上小川村より出、五品あり、字伊勢ヶ屋敷、字童王、字砂走り、字武本、字車田五ヶ所より出ル、即献上ニなると云、右上小川村より極上葉煙草二千斤、上中共ニ八千斤程出るよし、煙草ノ高五六尺なりと云り、小村辺より一里斗のよし、下井村、小村年寄平田理右衛門・同安樂伊右衛門、浦役野村直助、郡見回徳持嘉左衛門出る

同二十日、朝晴天（白雲おほし）同所逗留測、六ツ後同所止宿下より初、住吉村枝飛地川尻（人家あり）広瀬川（巾一百八十九間四尺）中心郡界（贈駿郡桑原郡）夫より桑原郡住吉村、浜ノ市村、小島渡口迄測（一里〇〇二十三間〇三寸）外ニ浜ノ市村持辺田小島一周（一十七丁〇九間三尺）弁天島（半周六丁三十三間四尺、汐干ハ辺田島江続）冲小島一周（一十〇丁〇五間一尺）測、午後ニ帰宿、此夜晴天測量

往古は本村か) 西川前迄測 (三里〇九丁一十三間、測所ノ打上一丁〇三間) 夫より龍門滝一覽 (村方より十七八丁) 九ツ半頃ニ段土村着、止宿 (新茶屋有馬) 七左衛門 (此村ハ島津兵庫給地) 年寄曾木貢、番頭安山作太夫、浦役森山舉之進、郡見回美坂周左衛門出、此夜晏晴、雲間ニ測

※二里〇九丁一十三間

内二里〇六丁五十四間

浜ノ市より段土 (本印) 印迄

三丁一十九間 段土本印より

大隅国贈嶽郡廻村 (又云福山) より牛崎江手分測

六月十六日、坂部・永井・梁田・箱田・平助新城村出立、乗船、九ツ頃廻村江着

同十七日、朝六ツ後廻村より初 (字馬立坂、人家四軒) 佳例川村 (同字外戸本野、人家三軒、同渡り、人家五軒) 牧あり (福山野牧と云、同字柴立、人家七八軒) 上野村、蔵町村 (同字荒神山、人家七軒、右側蔵町村、左側上野村、又右側霍木村、左側上野村) 枝通り山村迄測 (三里二十八丁五十〇間) 九ツ時頃着、止宿百姓市郎兵衛

同十八日、朝通山村より初、霍木村字小倉 (同字萬藏堂、人家三軒、同見帰、人家三軒) 夫より日向國諸県郡五十町分村 (同字見帰、同元服人家三軒、同高野、即本村、同竹ノ下、竹ノ下川、板橋三十七間) 宮丸村 (字都ノ城、遠近宮丸村ヲ一同都城ト云) 後町、三重町字井蔵田 (家中町なり)

(本印を残、井蔵田村字中町迄測 (三里一十七町五十八間) 又 (本印) 印より本町、唐人町、在前田迄測 (五丁五十七間) 薩州内分地、島津筑後在所) 四ツ半過本町着、止宿西川万右衛門

※三里一十七町五十八間

内通山止宿より都城制札本印迄

三里一十四丁四十三間

制札本印より井蔵田村家中町迄三丁一十五間

同十九日、宮丸村本町出立、井蔵田村家中町より初、原口村、鷺ノ巣村、

寺柱村 (薩州の番所あり) 同中岐 (中食) 牛崎迄測、四月晦日飴肥領より測量ノ牛崎領界の残印ニ繋 (三里〇五丁二十一間) 横切測終ル (九ツ時頃) 夫より寺柱村ニ而小休、宮丸村 (遠近一同日都ノ城) 本町江帰宿

※三里〇五丁二十一間

内井蔵田村家中町より寺柱村 一里二十三丁四十二間

寺柱村より牛ノ崎迄 一里一十七丁三十九間、合一十〇里〇六丁〇九間

同二十日、七ツ半頃宮丸村本町出立、佳例川村字外戸本野ニ而午食、九

ツ頃廻村江着 (遠近惣而福山と云)

同二十一日、朝六ツ時廻村出立、乗船、海上七里、脇本村止宿 (遠近惣而脇本村を繁富と云、繁富村ハ脇本村ノ上五六丁ニあり) 四ツ半頃着と云

同二十二日、朝より晴天、六ツ後跡手我等・下河辺・青木・上田・長蔵、始羅郡段土村より初 (西河、又網掛川を渡、川巾六十間) 木田村字洲先、別府川 (巾二百三十三間) 特田村 (此辺帖佐郷と云) 字松原、脇本村 (綿瀬川巾三十六間) を渡テ先手初迄測 (一里二十一丁四十三間二尺、本陣打上一百一十一間) 先手坂部・永井・梁田・箱田・長蔵、隅州始羅郡脇元村人家下ノ砂浜より初、字白浜 (家七軒) 同椿山 (家四五軒) 夫より薩州鹿児島郡東別府村界迄測 (一里一十三丁五十〇間) 即隅州薩州界、後手八四ツ時少前、先手ハ四ツ時後ニ脇本村着、止宿 (村方会所、番人七左衛門) 別宿 (太兵衛親与市隠宅) 島津若狭給地、年寄中摩定右衛門出、此夜初ハ晏天、後ハ晴テ測量

同二十三日、朝より晴天、先手七ツ半後、後手六ツ頃脇本村出立、後手我等・下河辺・青木・永井・平助昨日先手終 (隅州始羅郡別本村、薩州鹿児島本別府村) 城より初、字明神岬迄測 (三十三丁一十二間) 先手坂部・上田・箱田・梁田・長蔵東別府村枝字明神岬より初、字木倉ノ内大磯 (家十五軒) 小磯 (家七八軒) 夫より鹿児島市中字潮音院前迄測 (此所真言宗潮音院あり) 一里〇二丁四十二間) 同手共四ツ後ニ鹿児島城下 (松平豊後守居城) 車町着、止宿上町会所、午正を測、着後使者千田龍右衛門出ル、一時贈物あり (野元嘉三治江帰府迄預、目録ハ別紙) 水間壹藤太尋同、此夜晴天測量 (上町年寄下川市介、同断相良嘉平治、同池田市郎左衛門) 出ル

同二十四日、朝より晴天、逗留、大暑、城下逗留中用間藤田助右衛門、田辺半助、兒玉伊左衛門出、此夜晴曇、測量

同二十五日、朝より晴天、大暑、同所逗留測、六ツ後出立、我等・坂部下河辺・青木・永井・箱田・平介・長蔵、一手市中測、止宿上町車町より

初 地蔵町 沢町 喜行橋 築地 喜行橋通内川端通 (但四丁) [九間]夫より一昨二十三日測留 (市中より逆測) 三潮音寺前迄測量なれ共順測三直出) 潮音寺前より包真番字 (註明) 線印ヲな) 目中喬、榮也、行星衛、和泉、

町、侍町（右ノ方ニ三丁ニ薩州ノ屋形門見江る）夫より下町之内築町（殘印をなし）※和泉町、堺江町、新町、大門口通り宇洲先迄測（即甲付川手前、一里一十二丁一十三間四尺五寸、沿海測）又下町之内築地残印より初、六日町、中町、納屋町、天神馬場通り、千石馬場通り、柵門ノ外西田橋迄測（築印より界印迄三町四十五間、界印より西田橋十一町四十間三尺）神明前残印より初、弁天社前ヲ過、雁木岬迄測（七丁〇二間、市中ノ測、惣合二里〇〇四十八間四尺五寸）九ツ頭三帰宿（此日江戸藩局江書状を出）此夜暗曇測

『沿海一里十二町二十二丁四尺五寸  
内五丁二十一間測所道

二丁四尺五寸  
四々

卷之三

同二十六日、朝晴天、正午ツ頃前、下河辺・青木・永井・梁田・上田・

同二十六日、朝晴天、正六ツ頃前、下河辺・青木・永井・梁田・上田・箱田・平介・長藏、城下より乗船、桜島江渡ル、我等・坂部両人城下車町二残居、木星四小星凌犯ノ用意を成、午中太陽、毎夜恒星を測、桜島測量人ハ六ツ半頃桜島ノ内、嶽村字ハセ江着船、夫より手分、下河辺・梁田・箱田・平助、嶽村字ハセ〔一〕より初、順測（但左山回ル）赤尾原村、横山村字小池、赤水村、野尻村字燃添（人家十四五軒）迄測、別手二会測（二里〇六丁五十五間二尺）横山村持（鳥島、凡周三丁、弁天ヲ安置、遠測）青木・永井・上田・長藏、同湯之村より初、逆測、野尻村字燃添三而（但右山回ル）別手合測（二十二丁三十二間）外横山村持おこ島一周（二十一丁〇二間三尺）測、舟中午食、四ツ半後横山村着、止宿村方会所（我等・坂部城下三而半中を測、夜八恒星を測）

同二十七日、朝より晴天、七ツ半頃横山村出立、下河辺・梁田・箱田・

平助湯之村昨日残印より初・順測、字古里、有村、脇村字瀬戸二而順逆合  
測（一里三十一丁五十六間）青木・永井・上田・長藏七ツ時頃横山村出立

黒上村より逆測、臨村字瀬戸三而順逆合測（一里一十七丁二十三間五尺）  
両手共四ツ半頃脇村字瀬戸止宿百姓藏之承（此日も我等・坂部城下車町三

同二十八日、朝より晴天、正六ツ頃臨村字瀬戸出立、青木・永井・上田  
・長崎県主守より切、向町村字新然森乞附（一里三十五丁〇九間）九ソ寺

測量済、ハツ領藤野村止宿着、下河辺・梁田・箱田・平助、同島向面村屬  
安永八亥年十月朔日桜島大焼ノ節、海中より湧出ノ新島五島を測

第一島、周回二十九丁四十四間、人家八軒住居砂利島、木生  
第二島、周回七丁〇八間、同

第三島、同四丁  
第四島、凡三町斗、遠測  
ヘナ土ノ島、木生  
惣而岩石、足掛なし、殊ニ小々島

第五島 遠測 当時ハ波石斗なり  
(右新島) 元来六島湧出、其内大島ハ程なく引込ミ失たりと云々外島と並大

風波ニ少寃ニ減せしならん、第五ノ島も年々小となりて今ハ立岩斗残る)右島測量、四ツ半頃ニ済、九ツ半頃止宿江着、止宿藤野庄左衛門、我等・

坂部車町ニ而午中を測、夜恒星を測

同二十九日、朝より晴天、七ツ半頃藤野村出立、青木・永井・上田・長  
蔵向面村字新燃添より順測、白浜村字洞二而別手と合測（三十四丁五十三

間) 下河辺・糸田・平介正六・ツ須藤野村出立、逆測、巖村字ハセロ<sup>一</sup>より  
逆測、藤野村、西道村、松浦村同枝二侯、白浜村字洞ニ而別手と合測、桜<sup>タツノ</sup>

島一周終ル（一里〇八丁四十八間）四ツ頃前ニ終ル、夫より乗船、順風ニ而四ツ後鹿児島城下車町止宿江着、此日坂部・我等木星四小星後犯測量ノ

用意を成、午中太陽ヲ測、恒星を測、凌犯を測、夜九ツ前より東ノ方大暴天、木星凌犯不測

※ 檻尾、周一十〇里三町三十七間

七月朔日、朝より晴天、木星四小星凌犯測量ニ逗留（午中太陽を測、夜

晴天恒星を測

同二日、朝曇晴、木星測量ニ逗留、当領志布子村より日々着添の用出城下より替ル、上町（塙田三十郎、白男川利三治）代同町（綾島善太郎、藤田喜右衛門）下町（藤田太郎右衛門、矢野嘉右衛門）代（山口利右衛門、深江伝左衛門）ニ成、此夜恒星より木星測量、子正後大曇天、不測

同三日、朝晴天、午中を測、此夜も晴天、恒星數日測ニ付休

同四日、朝晴天、先手六ツ頃鹿児島城下車町出立、後手我等・青木・永井・上田・平助鹿児島郡鹿児島地甲付川前より初（甲付川巾九十間）字

荒田（荒田八幡あり、鹿児島地）中村、郡本村ト谿山郡宇宿村境迄測（三十二丁三十四間三尺）先手坂部・下河辺・箱田・長藏（宋藏疥癬病氣）鹿

児島郡本村、谿山郡宇宿村境初、宇宿村字脇田（脇田川巾二十七間）福

本村、同枝中塙屋（此内二字筆賣あり、刀鍛治波平行安大小刀ヲ鍛所、中

塙屋川巾十二間、柏原川巾四十間）福本村枝東塙屋、町下川端迄測（一里〇三丁二十二間）夫より福本村枝字浦町（遠近谷山と云）止宿前迄測（打上

ケ四丁〇二間）四ツ頃ニ両手共浦町着、止宿町人（助十郎・貞助、此日終

日晴天大暑）梁田栄藏ヲ入湯ニ遣、此夜晴天測量

同五日、朝より晴天、先手六ツ前、後手六ツ後福本村字浦町出立、後手

我等・青木・上田・梁田・平介、同所川端より初、和田村字和田浜、福本

村字巒崎、字水樽、字草野、字古屋敷、和田村枝平川、字五位野々、和田

村枝郷、浜平川村人家下先手初迄測（一里〇一丁四十七間四尺九寸五分）

先手坂部・下河辺・永井・箱田・長藏谿山郡和田村枝郷浜平川村人家下よ

り初、字豆打、給黎郡上之村（字小田尻、字青木川）字極ノ口（愛宕川巾

四十八間）中心村界、八幡川（巾五十間ホト）下之村字松原、同村内浦町（此

辺ノ西村を郡名の換字ヲ用、喜人と云）迄測（三里二十一丁三十五間、先手

ハ九ツ後、跡手ハ八ツ前宮坂着）又浦町より（八幡川巾二十間計）上之村

字宮坂迄打上（五丁三十六間）止宿上之村字宮坂（本陣肝付小十郎、脇邦

永五郎左衛門、両家共三薩州の家士と云）此日大暑、夜晴天測量（此夜木

星凌犯あれ共竹木掩ニ付、漸と恒星のミ測）喜入村役人前田隆兵衛、与

頭代西村織右衛門、郡見廻永田友介、浦役山口甚五兵衛出ル

七月六日、朝晴天、先手六ツ前、後手六ツ頃上之村字宮坂出立、後手我等

・青木・上田・箱田・平介浦町より初、下之村（居村）同字鈴迄測（一里

一丁〇丁四十三三間四尺）先手坂部・下河辺・永井・長藏、給黎郡下之村字  
鉢より初、揖宿郡小牧村瀬崎浦、岩本村（字高目、俗ニ立目と云）迄測（一  
里二十二丁〇三間）先手手共四ツ半頃ニ揖宿郡十二町村ノ内湊浦江着、止

宿浦人（治左衛門・与惣右衛門）十九町村、十二町村年寄福島伊左衛門、

常松与右衛門・郡見廻長野市左衛門・浦役岩切治左衛門出ル、此夜中晴測量

同七日、朝曇晴、同所逗留測、先手六ツ前、後手六ツ後出立、後手我等

・下河辺・青木・箱田・平助十二町村内湊浦止宿下海辺より逆測（二反川

巾一十七間）十九町字田良（人家）字尾掛（人家）字宮ヶ浜（人家）字磯

辺ニ而先手と会測（三里一十八丁五十四間、外に止宿より海辺江打下一丁

四十間）先手坂部・永井・上田・長藏、十九町村尾掛持知林島一周（二十二

六丁〇八間一尺）同小島（遠測）夫より同郡岩本村字高目人家前より順測、

宮ヶ浜磯部ニ而後手江会測（二十四丁二十八間）両手共九ツ半頃ニ帰宿、  
此夜も晴天、前夜測ニ付不測

同八日、朝晴曇、先手六ツ前後、湊浦出立、後手我等・下河辺・青木

・箱田（平介病氣）清七、同所海辺より初、同村字摺ノ浜、同大渡、鳴川

村境字辺田、先手初迄測（一里〇四丁三十九間三尺、測所打上ハ前日江出

す）先手坂部・永井・上田・長藤、十二町村鳴川村境より初、山川津（即

湊）止宿前を過、洲先轍迄測（一里〇二丁一十三間一尺八寸）両手共四ツ

頃山川津着、止宿（本、肥後平吉、別、大追げき）着後大雲、小雨有、山

川村、鳴川村年寄（日高仲右衛門・菱田孝右衛門）郡見回野間口竜左衛門、  
浦役内田織之丞出ル

※一里〇二丁二十三間一尺八寸

内十二町鳴川界より山川町測所迄二十八丁四十五間

測所より洲先迄九丁二十八間一尺八寸

同九日、朝大曇天、同所逗留測、六ツ後坂部・青木・永井・箱田・長藏  
同所洲先轍より初、同村字瀬岩峰迄測（二十三丁三十三間）五ツ前より兩  
付正宿江引取、四ツ頃暦局用状一封野元嘉三治より相届、此夜木星測量

同十日、晴天、逗留、（木星測、曉ニ付一同勞ル、逗留ニ及）我等此日

より持病

同十一日、朝より晴天、先手七ツ半後、後手六ツ頃山川津出立、後手下河辺・青木・永井・長蔵山村字瀬岩峰より初、鳴川村字児ヶ水、夫より（揖宿郡鳴川村・穎姫郡大山村）界迄測（一里二丁三十五間二尺五寸）先手坂部・上田・箱田・平介同所より初、大山村字児ヶ水、穎姫郡仙山村之内、川尻浦止宿下迄測（二里〇二丁三十七間）先手共四ツ半頃仙山村川尻浦着止宿百姓（長十郎・伝太郎・我等ハ病氣ニ付、山川より直ニ當所江来ル）仙山村官十町村年寄蓮下権太夫・河野五郎左衛門・同浦役有留善左衛門・同郡見廻鮫島八十郎出ル、此夜曇晴、雲間ニ測  
同十二日、朝雲晴、先手七ツ半後、後手六ツ後仙山村枝川尻浦出立、後手下河辺・青木・永井・長蔵同所より初、開間崎を周り（惣面岩石）字津瀬迄測（先手初二合、一里三十三丁二十三間）先手坂部・上田・箱田・平助、同所より初、仙山村枝脇浦・官十町村枝入野、物袋、郡村字長崎、同海辺、字前浜迄測（一里一丁〇三十九間、外ニ止宿打上八丁三十二〇間）先手ハ四ツ半前、後手ハ八ツ頃ニ着、郡村止宿郷士中島勘兵衛・同種田市郎右衛門、此夜雲間ニ測、我等持病  
同十三日、朝雲晴、五ツ頃より晴天、先手七ツ半後、後手六ツ後郡村出立、後手下河辺・青木・永井・平介穎姫郡村前浜より初、牧之内村枝高取、御領村字馬渡、字矢越、枝石垣浦、先手ノ初迄測（一里二十〇町五十間）先手坂部・上田・箱田・長蔵同所より初、字三成枝大迫、字大川（大川渡巾六十間）給黎郡東別府村、枝門ノ浦、字松ヶ浦、西別府村東塙屋、西塙屋迄測（三里一十八丁五十七間、測所打上五十三間）止宿東塙屋（諸左衛門・九兵衛）此辺を知覽浦と云、島津奎ノ年寄森寿兵衛・同達山源治・郡見回寺師惣右衛門・浦役宮原誠藏出ル（此夜曇晴、測量、榮藏ハ入湯より帰ル）  
七月十四日、朝晴天、先手七ツ半、後手六ツ後東塙屋出立、後手下河辺・青木・永井・長蔵給黎郡西別府村字西塙屋より初、河辺郡鹿籠村枝白沢津、字脇沢津、先手ノ初迄測（一里〇五丁二十〇間二尺）先手坂部・上田・箱田・平助河辺郡鹿籠村之内脇沢津より初、鹿籠村枝枕崎浦迄測（一里一丁二十一間）止宿打上一丁四十間）先手ハ五ツ七八分、後手ハ四分二分頃ニ枕崎浦着、止宿浦人（李吉、甚兵衛）此夜雲、又雷又雨

同十五日、朝晴雲、先手七ツ半後ニ、後手六ツ後鹿籠村枕崎浦出立、後手下河辺・青木・永井・長蔵鹿籠村枕崎浦より初（小凌川あり、渡巾四十二間）枝小湊、夫より（鹿籠村坊津村）境迄測（一里一十五丁四十五間）先手坂部・上田・箱田・平助同所より初、坊ノ津村字田代迄測（一里二十四丁三十七間）後手四ツ八分頃、先手九ツ六分頃坊津（村、湊）着、止宿（庄兵衛・吉兵衛）当所年寄伊瀬知仙太夫・組頭是枝嘉太夫・郡見回貴島林左衛門・浦役長井林右衛門、此夜晴天測量、此坊津岬ハ九州一ノ絶景と云伝、八景あり、田代落雁、御崎秋月、網代帰帆、中島晴風、松山曉鐘、鶴嶺暮雪、深浦夜雨、龜浦夕照、後人の作か、眺望するニ九州一とも云難シ同十六日、朝より晴天、同所逗留測、先手六ツ前、後手六ツ後出立、後手坂部・上田・箱田・平助坊津浦より初、逆測、字高立神ニ而後手と会測（三十二丁三十一丁四十一間五尺）先手下河辺・青木・永井・長蔵河辺郡坊津村字田代より順測、坊ノ津岬秋月洞あり、字高立神ニ而後手と会測（三十二丁二十八間〇五寸）外ニ字駒走横切（四丁一十二間）両手四ツ半ニ帰宿、夫より遠見番所江到、山島を測、九ツ半後ニ再帰宿、此夜雲天、又昨夜測量ニ付強而不測  
同十七日、朝大曇、又雨、我等ハ秋目村ニ而木星測量ノ用意ニ此日坊津出立、五ツ半後ニ秋目村着、船中大雨、着後も雨、四ツ頃ニ止、夜も大雨当村年寄有馬守藏・浦役生駒市之進出ル、秋日村止宿（喜太郎・喜六）同十八日、朝微雨（同十七日ハ雨ニ付不測、仍而十八日江一同ニなす）夫より曇晴、十七日朝一同坊津村出立、後手下河辺・青木・永井・長蔵坊津浦より初、字下浜字深浦脇ヶ崎（半周二十〇丁〇四間一尺、海辺両手合測ノ外）泊村、久志村字松崎迄測、先手合（一里二十二丁五十三間二尺）先手坂部・上田・箱田・平助河辺郡久志村字松崎より初、博多浦、久志村今村浜迄測（一里三十三丁三十八間、十七日十八日）兩日久志村止宿浦人（先手孫之進、後手仲左衛門）  
同十九日、朝晴雲、後手下河辺・青木・永井・長蔵河辺郡久志村字末柏より初、同村字平崎江横切（一十七丁一十一間）夫より字平崎迄逆測、鶴嶺崎ニ而順逆合測（一里一十四丁三十三間）先手坂部・上田・箱田・平助今村浜より初、塙屋を過、末柏鶴嶺崎ニ而順逆合測（二里〇〇三十二間）

共三八ツ後秋目村着、止宿前記置（秋目村木星測量、十八日大曇、不出來なり、又東ノ方山高ク二十度余、仮令晴夜も不成）

同二十日、朝晴天、同所逗留測、先手六ツ前出立、後手下河辺・青木・上田・平助河辺郡久志村字平崎より初、順測、大浦村地先、秋目村、赤生木・村字止松迄測、先手江合測（一里二十九丁三十〇間、秋目村測所打上一町○三間）先手坂部・永井・箱田・長藏秋目村持冲秋目島一周を測（一里〇六丁三十二間二尺）夫より地方江移り、赤生木村枝黒瀬村字金ノ下より初、逆測、字止メ松ニ而後手江合測（一十七丁一十六間四尺）祠手九ツ半後ニ帰着、秋目村鄉士年寄野口治右衛門・久志村鄉士年寄久木元勘兵衛・同浦役小原孫七郎・同郡見回生駒鉄之助・同断小原政右衛門・右両村兼務庄屋古木治郎左衛門、此夜晴天測量

※一里三十九丁三十〇間

平崎より秋目浦迄 二十五丁四十八間

秋目浦より止松迄

一里〇三丁四十二間

同二十一日、朝晴天、先手七ツ半、後手六ツ前秋目村出立、後手下河辺・青木・箱田・平助河辺郡赤生木村内黒瀬村字金ノ下より初、片浦村野間崎迄測（二里一十四丁一十六間一尺）先手坂部・永井・上田・長藏同所より初、字野間屋敷迄測（人家あり、一里〇二丁五十一間、入江口渡一丁〇九間、海辺合一里〇四丁、野間入江回一十九丁三十九間五尺、横切四十五間、惣敷一里二十四丁二十四間五尺）先手ハハツ、後手ハ七ツ後ニ河辺郡加世田郷片浦村着、止宿浦人長左衛門・勘左衛門木星測量ノ垂球を掛ル、此夜晴曇、測量（此日梁田栄蔵入湯温泉ニ遣）

同二十二日、朝晴天、先手七ツ半後、後手六ツ頃出立（片浦村逗留測）

先手坂部・永井・上田・長藏野間屋敷より初、順測、高崎迄測、後手と会測（一里一十一丁三十三間）後手下河辺・青木・箱田・平介片浦村持竹島一周（六丁四十三間）同村持橋島（六丁四十九間）測、夫より片浦村番所岬より初、逆測、大富字高崎ニ而後手と会測、（海辺二十五丁四十八間）而手共四ツ半後ニ帰宿、片浦村、赤生木村、小湊村年寄川村半右衛門・指宿長右衛門・同郡見回尾辻臺兵衛・同浦役川越孫左衛門出る、此夜晴天測量同二十三日、朝曇晴、即片浦村逗留、仕越測、先手後手共六ツ頃出立、

先手坂部・青木・箱田・平介片浦村持橋島一周（六丁五十七間五尺、無人島なり）夫より地方江渡、逆測（赤生木村片浦村）界より初、字後手浦二而出会（地方海辺一里〇二十二間二尺）後手下河辺・永井・上田・長藏片浦村昨日測初番所前より順測、片浦村人家前を過、字平波石、字ヲンボケ浦、枝小浦、縫（又池ノ浜と云）迄測（此日五ツ半過雷雨烈しく、小休所三両手共見合候所、弥烈ゆヘニ片浦ニ引取、暫時見合テ中食し、九ツ後雷雨共ニ止て、曇晴ニ付再測）後手浦ニ而両手出会（後手海辺測一里一〇〇七間三尺）※夫より乗船、ハツ後帰着

※一里一小〇七〇七間三尺

制札より後手浦出会迄一里〇七丁三十七間三尺  
内片浦会所前より制札迄 二丁三十間

同二十四日、朝より晴天、同所逗留、先手七ツ半頃、後手七ツ半過出立、

後手青木・永井・箱田・平助（赤生木村片浦村）界より順ニ大浦村字小浜、字塩賀崎ニ合測（一里〇八丁二十一間）先手坂部・下河辺・上田・長藏大浦村之内水ヶ崎より逆測、字越路、字小浜を過、塩賀崎ニ而順逆合測（一里一十三丁二十八間）夫より両手共乗船、四ツ半頃ニ帰宿、此日午正を測、

夜晴恒星を測  
同二十五日、朝晴曇、木星測量ニ同所逗留、午中を測、ハツ半頃次第二曇ル、夜大曇天、此夜雲間ニ測

同二十六日、朝晴曇風（此曉木星を測、其凌犯限曇ル、測量不成、此日曆局行書状を渡）岩山雲八・同役横目中村孫右衛門出ル（野元・岩山ノ手代リ合、着添三人ニなる）此夜暴風

同二十七日、朝曇、大風、微雨、先後手六ツ頃出立、後手下河辺・青木・上田・長藏河辺郡大浦村字水ヶ崎より初、小湊村東浜迄測、先手江合測（三十四丁〇四間三尺、止宿打上一丁二十七間）先手坂部・永井・箱田・平助阿多郡高橋村地内万瀬川北縁より初、逆測、小湊村東浜ニ而合測（片浦村、小湊村ハ加世田郷なり、二十一丁三十六間）先後手九ツ前、河辺郡加世田郷小湊村着、止宿本陣治郎兵衛・脇覺左衛門

同二十八日、朝曇天（此日風、度々小雨）先手六ツ前、後手六ツ頃小湊村出立、後手下河辺・青木・上田・長藏阿多郡田布施郷高橋村万瀬川北縁

より初、新川（測遠衛を用、舟船三丁四十七間）池辺村字塙屋堀、先手初迄測（二里三十丁三十三間二尺）先手坂部・永井・箱田・平助（病氣）阿多郡池邊村之内塙屋堀より初、大野村、伊作郷入木村、伊作川、今出村界迄測（三十一町四十二間、外止宿江上ヶ五丁〇七間）先手四ツ頃、後手四ツ半入木村着、止宿吉姓（半十郎・覚藏）同所郷士年寄（月野覺右衛門・村田佐兵衛）郡見廻月野平藏・浜役岩田長兵衛出ル、此夜測量

同二十九日、晚大雨、六ツ頃止、先手六ツ頃、後手六ツ後入木村出立、後手坂部・青木・上國・長蔵阿多郡今田村より初、中原村花熱里村、はなの用・小野村日置郡永吉村・浜田用・吉利村境迄測（一里一十一丁五十〇間五尺）先手下河辺・永井・箱田・平助同（永吉村吉利村）境より初、吉利村字宮田・帆ノ湊川、日置村字帆ノ湊迄測（三十二丁四十八間、止宿封上二丁）此日小松姫年寄藏長和多智・同郡見廻坂口甚八・島津主殿年寄鬼塚伸差衛門・幾野森右衛門・同郡見廻芳田用右衛門・山下武左衛門・浦役山下藏之助・庄屋永田嘉内・島津左衛門・日置村年寄萩田平記・同番頭村田備・同浦役岩崎大作・鎌三郎郡見国木下沢右衛門出ル、先手共四ツ後帆ノ湊着、止宿（新四郎・仙治郎）此日も度々雨、先後手四ツ後三着

同晦日、晚雨、六ツ頃止ム、先手後手六ツ頃日置村帆ノ浦出立、後手下河辺・青木・箱田・長蔵・日置村帆ノ湊地内より初、字折口・神ノ川村枝ニツ石・神ノ川（渡巾九十六間）神ノ川村（同村名ニ而支配違）夫より伊作田村字江口浦・江口川・湯田村（市來の湯田村と云）字赤崎・大里村字戸崎迄測テ先手ノ初江合測（二里二十一丁五十八間五尺）先手坂部・永井・上田・平助同所より初、湊浦（市來ノ湊村ノ内、湊浦なり）湊川を渡り串木野村迄側（三十五丁五十七間）又串木野村より入江を回り街道江出、市來湊村浦町止宿本陣迄測ル（二十四丁一十五間）後手九ツ二三分、先手九ツ半後二湊村浦町着、止宿浦人（善吉・十右衛門）市來年寄高崎半兵衛・大久保喜三兵衛・浦役永井七右衛門出ル、午後より晴天（采藏三十日より今晦日迄市來湯田村温泉二入、七ツ頃浦町江来）此夜晴天測量

八月朔日、朝六ツ半頃一宿市來湊村浦町出立（藤吉病氣ニ付、浦町ニ残し晝、療治）乘船、晴天無風、波靜ニ而八ツ半前、海上十三里上瀬島（即

瀬島郡里村江）着、本陣淨土宗旭宝山西昌寺（貧寺なり）脇宿郷士原田五郎兵衛、着後直ニ明二日夜本星小星凌犯測量ノ用意を成、上瀬島年寄上村六郎兵衛・小川長右衛門・郡見廻岸民右衛門・浦役和田市郎兵衛出ル、此夜晴天測量

同二日、朝晴天（木星小星測量ニ同所逗留測）先手六ツ頃、後手六ツ後出立、後手下河辺・梁田・上田・平助薩州瀬島郡瀬島里村測所より初、海辺（番所前三丁一十八間）迄測（海印を残、又李松原ニ（横）印を残、字蘭山、射手崎（一周測一十八丁一十四間）飛切浜ニテ先手江合測（海辺一里一十五丁二十三間、總數一里三十五丁五十五間）先手青木・永井・箱田・長蔵上瀬島内近島一周（二十二丁二十三間四尺）野島一周（二十〇丁五十五間五尺）を測、夫より里村字松島崎より逆測、字飛切浜ニ而後手と会測（二十三丁五十五間三尺）両手共ニ八ツ頃帰宿、此夜木星トニ小星凌犯あり、一星ハ（宵方）

測、一星ハ雲、濛氣ニ而不測、雲より曉迄測

同三日、朝より晴天（同所逗留）終夜測量ニ付、一同休息、此夜亦晴天、恒星を測

同四日、朝より晴天（同所逗留測）両手共六ツ頃出立、後手下河辺・梁田・上田・平助里村番所前（海）印より初、右山ニ添、順測、字笠懸崎ニ而先手江合測（一里二十五丁五十三間）先手青木・永井・箱田・長蔵里村字茅牟田より逆測、字笠懸崎ニ而後手江合測（一里〇四丁四十三間二尺）両手共九ツ前ニ帰宿、此夜木星小星凌犯を測、木星出地濛氣おほく不測

同五日、朝晴天、先手六ツ前、後手六ツ後ニ里村出立、後手下河辺・永井・上田・長蔵里村字松原（横）印より初、即横切字園山・西ノ浜（園）印迄測（三丁五十四間四尺五寸）又（園）印より初、海岸松島崎迄測（一里〇二丁三十八間一尺）先手青木・梁田・箱田・平助里村字園山（園）印より初、長目浜江（長）印を残、瀬上村字魚符崎迄測（外海辺、一里二十六丁一十七間）又引帰、（長）印より初、横切、ハタヤケ池ヲ渡リ瀬上村字キス河原（木）印迄測（一十三丁〇三間）又（木）印より初、逆測、瀬上村字二子迄仕越（内海辺九丁

二十四間、惣數三里一十二丁四十四間) 後手ハ四ツ後、先手ハ九ツ後ニ上齋島小島村着、本陣甚左衛門・鰐坂 郷兵衛・下青木 嘉左衛門、此夜晴天測量同六日、朝晴天(同所逗留測、又四ツ前晏、午中より晴) 先手七ツ半過、後手六ツ頃出立、後手青木・梁田・箱田・平助上齋島瀬上村字二子より初同枝桑ノ浦、字上ヶ轍ニ而先手江合測(二里一十二丁〇一間二尺) 先手下河辺・永井・上田・長藏瀬上村字魚待崎より初、字上ヶ轍ニテ後手と会測(三里一十五丁三十三間) 両手共八ツ後ニ帰着、八ツ半過、千田竜右衛門出ル、前測有シニ付此夜ハ不測。

同七日、朝晴天、先手七ツ半過、後手六ツ後、小島村出立、後手青木・梁田・箱田・平助上齋島村内瀬上村字キスコ(木)印より初、小島村字中河原先手初迄測(一里一十二丁三十五間) 先手下河辺・永井・箱田・長藏中齋島村中河原より初、繩立帆ニ至リ(一十三丁五十七間一尺) (繩)印を残(繩印より(中)印迄渡山百〇五間) 同村中島山(中)印より(山)印迄半周(東側)一丁五十七間) (山)印より平村小池鼻(小)印迄測(一丁五十〇間) (小)印より平村本陣前迄測(二十四丁五十七間) 本陣前より矢崎(矢)印迄測(三丁五十四間、内湊口一十五間) (矢)印より湊周(六丁四十八間三尺、合一里三十九丁〇〇八間四尺) 後手四ツ後、先手四ツ半頃上齋島平村着、止宿(本陣利右衛門・脇宿十助・徳左衛門) 年寄和田武右衛門出、此夜宵晏、後晴テ測八月八日、朝より晴天(同所逗留測、月初より秋暑強シ) 先手六ツ頃、後手六ツ後出立、後手青木・上田・箱田・平助上齋島中島山(山)印より(中)印迄西側半周を測、一十六丁五十一間三尺、昨日ノ山印より中印東側半周ヲ加、二十八丁四十八間三尺、間外除) 又上齋島内中齋島村辺田串より初、字較妻崎ニ而先手江合測(一里〇一丁〇二間) 又上齋島内平村字都々より初、字葵崎ニ而先手江合測(三十〇丁五十三間、合二里〇三丁四十六間三尺) 先手下河辺・永井・梁田・長藏里村界茅牟田崎より初、逆測、上齋島村字江石、字較妻崎ニ而後手合測(一里〇二丁四十八間二尺) 又平村字矢崎より初、順測、字葵崎ニ而後手江合測(二十三丁一十七間二尺、合一里二十六丁〇五間四尺) 先後手共九ツ頃帰宿(上齋島周回合一十七里〇四丁二十五間、平村、中齋共、周四里一十二丁五十六間)

同九日、朝晏晴、先手六ツ前、後手六ツ後上齋島内平村を出立、後手青木・永井・上田・平助平村字沖ノ串小印より左山ニ添テ測、字平河内ニ而先手江会測(一里〇六丁五十〇間) 先手下河辺・梁田・箱田・長藏上齋島平村字下津々より初、順測、字平河内ニ而後手と会測(一里〇五丁四間五尺) 両手共四ツ後下齋島伊牟田村江着す、止宿本陣郷士梶原八郎左衛門(別宿坂部) 郷士梶原五兵衛(下河辺・青木・永井別宿) 百姓伝治衛門(下齋島年寄橋口孝左衛門・日笠山治左衛門・郡見回松田主右衛門・浦役長浜貞右衛門出る、此夜晴天測

同十日、朝晴天、先手六ツ前ニ、後手六ツ後出立(木星測量ニ付、伊牟田村ニ逗留ノ測、明六ツ前より測、夜明不測) 後手下河辺・永井・箱田・平助同所止宿前より浜印江打下ス(一町三十間) 浜印より津布羅を回り字下リ山後ニ而先手江合測(三里一十二丁四十五間) 平瀬鼻片打(一丁五十一間、合一里一十五丁〇二間) 先手青木・梁田・上田・長藏下齋島伊牟田村字中ノ浦より初、字下リ山後ニ而後手江合測(一里二十三丁二十四間四尺、外ニ西引切より東引切迄横(切)印一丁四十八間) 先後手共八ツ後ニ帰宿、此夜晴天測量

同十一日、同村逗留測、先手六ツ前、後手六ツ後出立、後手下河辺・上田・箱田・平助伊牟田村海辺(浜)印より初、右山ニ添、昨日ノ残印字東引切(切)印江繫、夫より字ヘシゲ浦ニ而先手江合測(一里二十六丁五十四間) 先手青木・永井・梁田・長藏・下齋島長浜村字芦浜より逆測、字ヘシケ浦ニ而後手江合測(一里二十四丁五十〇間) 両手共九ツ後ニ帰着、此夜(ママ)

同十二日、曉より雨、見合、五ツ後雨止ニ付、伊牟田村出立、後手下河辺・青木・上田・平助下齋島長浜村字芦浜より初、青瀬村字江崎、先手ノ初迄測(一里〇二丁四十八間三尺) 先手永井・梁田・箱田・長藏青瀬村字江崎より初、青瀬村海辺測所迄測(二十四丁三十〇間) 夫より同村字瀬尾(人家三四軒、漁小屋十二三軒) 同瀬尾崎迄測(二十五丁五十八間、合一里二十四丁二十八間) 後手ハ九ツ半、先手ハ八ツ前青瀬村着、本陣当村会所(坂部宿百姓) 銀左衛門(下河辺青木永井宿) 百姓周左衛門、此夜大曇不測

同十三日、朝大曇天、先手六ツ前、後手六ツ後青瀬村出立、後手下河辺・永井・箱田・平助下瀬島青瀬村瀬尾崎より初、手打村内浜市ノ浦(浜)印ニ繋、夫より手打崎を回り字石垣迄測(二里三十〇丁)、先手青木・梁田・上田・長藏下瀬島手打村字浜ノ市浦(浜)印より初、(右)印迄横切(二丁〇七間)

(右)印より初、下瀬島村(即本村)手打村ヲ過、字大串迄測(一里三十三丁四十四間)、両手共九ツ半後浜市浦着、止宿本陣織右衛門、別金兵衛、此夜曇天、雲間三測、深夜雨

同十四日、朝大曇天、此日三百十日東南風、大風、雨空三波荒ク舟行難成、岡道ヲ先手六ツ頃、後手六ツ後浜市浦出立、両手共海辺ノ陸地を測、五ツ後より雨降出し不止、後手永井・上田・箱田・長藏手打村字大串より初、海辺より山際野崎迄測(七丁二十六間)、後ニ海辺測有之三付、不用二なる、先手下河辺・青木・梁田・平助片野浦村海辺より初、本道を瀬々浦村本陣前迄測(一里一十九丁五十五間)、先手ハ午前、後手ハ午後ニ瀬々浦村着、本陣清八(坂部宿)庄助(下河辺永井青木宿)仲兵衛、此日午前雨、午後大曇天又雨

八月十五日、朝風雨波荒、此日岩山雲八老母病氣付鹿児島江帰ル、代役中村孫右衛門、先手後手午前立、後手坂部・永井・上田・箱田・長藏手打村字大串より初、海辺片野浦村字早崎前迄測(二十七丁三十三間二尺)、先手下河辺・青木・梁田・平助瀬々浦本陣前より初、海岸を測(二十二丁四十三間)、字内浦迄測、此測も再測有之三付不用)以後ハ大難所、波荒、船測も難成、止元帰宿、此夜曇天不測、肥後天草郡天草島大庄屋中原新吾、同庄屋上田源作來向

同十六日、朝晴天、風波高、同所逗留、先後手六ツ後出立、後手坂部・永井・上田・箱田・長藏片野浦村海辺休所より初、波高、船測難成、海辺ノ山ヲ越、字早崎手前迄測(此手早崎前後十余町残、但手打村片野村界ハなし、星崎前後二ある也、測数二十五丁〇三間)下河辺・青木・梁田・平助瀬々浦村本陣前より初、海辺際ノ山越、同村字内ノ河内(人家二十余軒)を過、昨十日先手測初ノ伊牟田村字中ノ浦ノ山上迄測(残印迄測遠六丁二十四間、山上迄測数二里一十六丁一十七間)後手ハハツ後、先手夜五ツ後

二帰宿(先手ハ無道大難所)此夜晴曇、測量(下瀬島周回一十九里〇一丁)

○六間三尺、外ニ早崎見切(十二丁)

同十七日、朝晴曇、波高、坂部・永井・上田・箱田・長藏瀬々浦村出立、青瀬峰を越、青瀬村本陣前迄横切を測(一里〇五丁〇九間)我等・下初、青瀬峰を越、青瀬村止宿同前、(マ)此夜

同十八日、朝より晴天、北風波高、一同六ツ後青瀬村出立、里村江向乗船ヲ所、北風弥強、里村迄通船難成、中瀬島村江着船、夫より陸路二里里

村江九ツ半後三着、止宿同前、此夜木星小星を測、終夜大曇

同十九日、朝曇天、西北風、串木野村迄乗船不宜ニ付見合、四ツ頃北風ニなる、夫より同乗船、開帆順風ニ而九ツ半後串木野村内串木浜江着、本陣辰右衛門(坂部宿)休次郎(下青宿)伝之助、此夜(藤吉温泉より帰来所、病氣同前、無施肥後熊本ニ而医療可為致ト、池部長十郎江書状ヲ添、此所ニ残置、串木野年寄長谷藤藏、入来伝兵衛、郡見回金丸甚右衛門・浦役吉武権九郎出)

同二十日、朝より晴天、同所逗留、曆局江書状(中村孫右衛門・千田竜右衛門)渡、此日薩州贈物あり、我等江琉球紬三反、坂部江同三反、下河部青木永井江野紬一反宛、外ニ野元嘉三治より元平鍛ノ差小刀、我等坂部江二本宛被送、病人藤吉儀二十一日同所逗留、二十二日同所出立、肥後熊本城下江送遣手配を談し置

同二十一日、朝晴天、六ツ後串木野浦出立、大手分、坂部・青木・上田・箱田・長藏当所より市來湊迄測、夫より街道を鹿児島城下迄測、又日始羅郡段土村(枝ニ加治木村あり、内外此村を加治木と云)より街道加久峠越、入吉城下、夫より八代江向テ測(薩州添役も分ル、中村孫右衛門・千田竜右衛門・坂口甚助、用聞鮫島甚太郎、藤田嵩右衛門、外ニ足駿)我等・下河辺・永井・榮藏・平助同所より初(着添役野元嘉三次・松本寿衛門・兵具方篠崎林右衛門、用聞深江伝左衛門、山口利右衛門、外ニ足駿)海辺(印ニ至る(二丁四十五間、即手分の初)五反田川(巾九十八間)夫より串木野村字野元、荒川村字塙屋、薩摩郡羽島村字白浜、同横須、同

羽島浦迄測（一里三十三丁二十四間）夫より仕越、同村字光瀬、羽島崎を回、字宮田越迄測（二十九丁〇六間）冲羽島（遠測凡六丁斗）九ツ半頃ニ羽島浦（即羽島村之内）帰着、止宿浦人由右衛門・伝藏（此浦串木野村同支配）此夜晴天測量

同二十二日、朝晴、六ツ後羽島浦出立、羽島村字宮田越より初、字土川（人家十四五軒）寄田村（字土川、人家十軒）小休、久見崎村字黒崎迄測（三里三十三丁三十八間三尺六寸）七ツ半後ニ高城郡水引郷網津村枝京泊浦（右浦近ニ京泊村あり）着、止宿（浦入小倉平兵衛、一同一宿）此夜曇天（寄田村久見崎村）年寄小幡甚五左衛門・知識郷右衛門・郡見回鶴ノ木休左衛門・浦役中村周兵衛・網津村年寄村尾仲兵衛・鬼塚孫右衛門・郡見回花车礼伝右衛門・浦役福山喜次郎出立、此夜雲晴、雲間ニ測

同二十三日、同所逗留測、朝大曇小雨、高城郡網津村枝京泊浦止宿前より初、川内川口北端（川）印迄測（五丁五十九間）夫より逆測、昨日測留久見崎村字黒崎迄測（沿海一十八町三十一間一尺、此内川内川中一百〇六間三尺）夫より手分、我等、永井久見崎村地、川内川南側を字早崎鼻迄測（三十二丁一十八間三尺）下河辺・梁田・平助京泊浦止宿下より川内川北側を字月屋鼻迄（二十七丁一十五間）夫より網津村ノ内船間島（浦と云、人家おほし）一周測（二十四丁三十六間外ニ陸路より渡九十六間）両手合（二里一十八丁一十五間三尺）共ニ九ツ後帰宿（此日より梁田病氣、次を代ル）

同二十四日、未明ハ晴、六ツ後より曇、即京泊浦出立、同所川内川口ノ北（印）印より初、麦之浦村字湯田、枝西方村迄測（一里〇一丁四十〇間、止宿打上一丁〇〇）此所海辺ニ隣州候旅館あり、即肥後熊本街道、夫より仕越ニ出水郡阿久根村字大河、字尻なし迄測（三十〇丁五十五間、合二里三十三丁三十五間）ハツ後西方村江帰宿（止宿ハ村会所カ、領主より役所亭主分浦人庄八）此夜曇天不測（麦之浦村年寄橋口多良助・上床仲大夫・郡見回林作左衛門・浦役佐多佐治右衛門出る）

同二十五日、朝曇晴、六ツ前西方村出立、出水郡阿久根村字尻なしより初、字大河（人家所々ニ散在）字西目（一名飛松）字佐瀬（西目ノ内、人家あり）字縫ノ松迄測（一里二十一丁五十四間、外ニ山測引出十五間）八

ツ後出水郡阿久根村浦町江着、本陣源兵衛、脇吉右衛門、此夜大曇天、小雨、曉ニ晴ル、莫根郷阿久根村年寄（勝日郷左衛門・郡見回勝日安之丞・小木原庄兵衛・浦役小木原勘助）出、阿久根本村ハ奥ニ在て不見

同二十六日、朝晴曇、同所逗留、七ツ半後出立、乗船、初二阿久根村持大島一周測（三十三丁三十五間四尺）又桑島半周測（五丁五十七間三尺）夫より昨日測留字佐瀬字縫ノ松より初、岬を回、縫ノ松ニ繋（二十二丁〇四間、此日波高、漸船渺）又縫ノ松より海辺岩ノ上迄測（九丁一十五間、合一里三十四丁五十一間）ハツ頃ニ帰宿、此夜宵小雨、止テ又少晴、雲間ニ測量、又曇雨

八月二十七日、朝晴天、同所逗留、七ツ半後乗船、南風ニ面波高、依之同村字波留ノ内倉津入江上り、山越を昨日打留ノ岩ノ上江行、南風大波浪、船測難成、打留ノ岩ノ上より海岸際ノ山上を倉津迄測、夫より海岸を阿久根浦町下浜（帆）印迄測（一里〇一丁三十二間四尺）又（帆）印より同村字波留ノ内黒崎迄測（一十三丁二十四間）外ニ（倉津入江片打二丁三十九間、阿久根川添片打二丁三十〇間、合一里二十三丁〇七間四尺）外ニ阿久根村持（沖小島二丁ホト、地小島二丁余）遠測、九ツ後ニ帰宿、七ツ頃時雨、此夜曇晴、又雨、雲雨の間ニ測量

同二十八日、朝大曇、南大風大波浪ニ付、暫時見合、六ツ半後阿久根浦町出立、昨日測留黒崎より初、大波、海岸測量難相成、半路ハ海際ノ山上を測、半路ハ海岸を測、字赤瀬川又折口川（巾三十間）知識村枝脇元村（止）印迄測（一里二十九丁〇五間、止宿打上ケ二丁〇三間）ハツ後ニ知識村枝脇元村江着、止宿百姓至之助、知識村鰯淵村年寄（是枝半蔵、麦生田清兵衛・郡見回山田纂兵衛・浦役松永八郎左衛門）此夜も曇天、小雨又小晴あり、雲間ノ晴ニ測

同二十九日、朝晴天、西北風、六ツ後脇本村出立、同所浜辺より初（即（止））夫より知識村（字西目又黒とも）（泊）印迄測（一里一十七丁三十九間）此内（横印より山越海辺江出、六丁〇九間、夫より海辺五丁ニ而休所ニ至る）又（横）印より手分シテ脇本崎番所前迄（片打二十〇丁一十五間、此測海辺形の為ニ測）（泊）より仕越測（一十六丁〇三間、片打測ヲ除、海辺

山道測二口合一里三十三丁四十二間、外ニ脇本村下無名島一周測（六丁〇四間二尺）止宿打上、三丁〇六間（合三里一十七丁〇七間二尺）ハツ後知識村字西目、同黒江着、止宿（源左衛門・喜太郎）此村ト長島ノ間甚狭し、隼人ノ瀬戸と云、世人此村ニよりて黒ノ瀬戸共云。

同晦日、朝晴天六ツ後知識村字西目黑出立、同村内昨日仕越測留より初、西目字小瀬、同字ハ江、中食、知識村字江内迄測、（江）印を残、二里三十〇丁五十一間（江）印より渡島江渡、（中）三丁一十二間（合二里三十四丁〇三間）ハツ半頃知識村屬蕨島字中村出立、止宿久兵衛・善太郎、此夜晴曇測量

九月朔日、朝晴曇、同所逗留、六ツ前乗船、知識村持桂二島（大一十三丁三十一間五尺、小九丁一十九間）、大島より小島迄渡巾（丁〇〇）、同蕨島（一里〇二丁二十一間）各一周を測、夫より昨日測留江内（江）印より初、同小字尾野島迄測（二十一丁一十二間、合二里〇一丁二十三間五尺）ハツ頃三帰宿、此夜晴曇。

同二日、朝六ツ頃蕨島字中村出立、乗船、知識村字江内尾野島より初、高尾野村字下水流、又字下山、又曰洗切、此所知識村地内江入会、夫より知識村字福之江、字名古浦、鰐淵川（渡巾三丁一十七間）、鰐淵村枝米ノ津浦町薩州旅館角迄測（二里二十一丁二十五間）止宿打上（四丁四十八間、合二里三十七丁一十三間）九ツ後米津浦町江着、止宿（善六・長十郎）高尾野村年寄（白男川郷左衛門・浜島八十八）郡見回長野新五右衛門出、此夜曇天、五ツ頃少晴テ測量（此夜熊本池辺長十郎來向、曆局書状熊本より持参）

同三日、朝晴曇、同所逗留、六ツ後出立、米ノ津町領主旅館角より初、鰐淵村枝切通村、肥後國芦北郡袋村枝神川村界迄測（国界ニ小川あり、中三間斗、即境川と云、一里二十四丁三十四間四尺、外ニ肥後神川村江三十間打込、印を残）九ツ前帰宿、此夜大曇天、米ノ津町ハ鰐淵村ノ内、此日熊本領大庄屋水股吉左衛門界江出（薩州肥後界米津「欄外」）

同四日、朝小雨、汐合穂、見合、六ツ半頃米ノ津町出立、乗船、波高し、九ツ前長島塙追浦江着、長島村年寄飯尾与右衛門・兒島笑之助・郡見回兒島林右衛門・浦役餅原貞助出ル、此夜大曇天、塙追浦長島塙之内

同五日、朝曇、六ツ後出水郡長島塙追浦（塙）印より初、市木崎、加世堂崎を回り長島加世堂浦迄測（二里三十三丁三十一間、止宿打上三十三間）

同六日、朝曇天、六ツ後長島加世堂浦出立、同所より初、字山門野、字瀬戸を過、カラクマ村ノ下浜迄測（二里三十〇丁三四十四間四尺、止宿打上五丁五十三間、合三里〇〇二十七間四尺）九ツ半後ニ着、カラクマ村止宿（本陣市郎・脇戸左衛門）

同七日、朝晴天、六ツ頃長島カラクマ村出立、同所下浜より初、城河内村人家下浜迄測（二里二十八丁〇九間、止宿打上三丁二十九間、合一里三十二丁〇三十八間）九ツ前ニ着、止宿（神宗長光寺）此夜晴天測量

同八日、朝曇（四ツ頃より段々晴）六ツ頃城河内村出立、同所下浜より初、藏元村字小浜ヲ過、同村字舟津迄測（二里一十九丁〇七間、止宿打上三丁四十三間、同村平瀬片測一丁一十九間、合二里二十四丁〇九間、藏本村人口ニ同村字福浦人家あり、即長島塙之内ニ而ハ上湊なり）ハツ後長島

藏本村在着、止宿百姓（住助・佐五右衛門）此夜晝曇、五ツ後晴ル、測量

同九日、朝晴天、六ツ後藏本村出立、字舟津より初（藏本村ハ入海大二遠シ、其外入海三ヶ所あり、此日止宿迄里程遠ニ付、無拠小手分）字平尾、小字浜瀬、浦底村人家下まで測ル、沿海五里〇一丁一十五間三尺（内二里二十二丁〇六間四尺我等、二里一十六丁〇八間四尺下河辺、合五里〇二丁〇二尺）七ツ頃長島浦底村着、止宿百姓（主左衛門・早左衛門）天草郡より庄屋惣代小松彦右衛門・伊野又七郎来

同十日、朝晴曇、六ツ後浦底村出立、同所人家下より初、三船村測所迄測（二里一十五丁三十〇間、此所長島隨ノノ塙）午後ニ着、止宿三船村（新右衛門・新次郎）此夜白雲、晴間ニ測

同十一日、朝曇天、同所逗留測、朝七ツ半乗船、小手分（轡島）一周測（五里〇〇二十四間二尺五寸、黒島一十二丁二十九間、野島一十六丁四十四間三尺、長島本島よりクツハ島江渡巾三十一間、合五里三十〇町八間五尺五寸、内二里三十四丁二十七間四尺五寸我等、二里三十一丁四十一間一尺下河辺）ハツ半後ニ帰宿、此夜曇天

同十二日、朝より雨、同所逗留、四ツ頃より雨止テ曇天、午前より出立測量、同所測所より初、白井村人家前迄測（一里〇五丁三十六間四尺）外ニ竹島一周（一〇〇丁五十一間、竹島より末島渡巾五十一間、合一里一十七丁一十八間四尺）七ツ後三帰宿、此夜白曇

同十三日、朝より晴天、小手分（下河辺・永井、七ツ半後、我等・沢治六ツ前）三船村出立、我等白井村人家前より初、宇ヶエケ崎（人家七軒）赤崎

村赤崎鼻迄測（一里二十九丁三十四間二尺）下河辺長島塙追浦九月五日残印より初、赤崎鼻迄測（一里一十五丁二十五間）両手合測、夫より長島イ

カラ島江渡手分、同島塙（入江を測、是も上塙なり、三十五丁三十七間、外ニ測所打上三十九間、内一十七丁〇四間我等、一十九丁一十二間下、合

四里〇九丁一十五間二尺）九ツ半頃ニイカラ島和行浦江着、止宿（本陣長

右衛門、脇長五市）此夜晴天測、長島周二十一里三十四丁四十三間

同十四日、朝より晴天、同所逗留、六ツ頃出立、小手分、我等・沢治長

島イカラ島入江出口より初、右山三添、字扇崎迄測（小手分、即半周）合測

（一里三十一丁二十六間五尺）外ニ目吹鼻（又曰吹島とも云、六丁〇八間、渡巾七十二間、合二里〇二丁四十六間五尺）下河辺・永井イカラ島入江出

口、字琵琶ノ首より初、左山三添、扇崎迄測（小手分、即半周）合測（一

里三十〇丁〇八間、外ニ小イカラ島前岬片測三丁一十二間、即イカラ島半周内）小イカラ島一周（一十三丁一十五間一尺）外ニ止宿江裏手より横切

（三丁二十二間、合二里一十三丁五十七間一尺）両手合（四里一十六丁一十四間）九ツ半後ニ帰宿

同十五日、朝より晴天、七ツ半後イカラ島出立、小手分（我等・沢治

所島一周（一十九丁一十九間三尺五寸）測、夫より獅々島鷲之口前（印）印

より初、字片側ノ前迄測（即海辺、三十四丁二十三間四尺、二口合一里二

十七丁四十三間一尺五寸）（下河辺永井）同前（印）印より初、字立石原迄

測（二里一十三丁五十一間、即海辺、鷹ノ口片打三町二十八間、合二里一

十七丁一十九間、両手合四里〇九丁〇二間一尺五寸、内島三里一十二丁一

十四間四尺）我等九ツ後、下河辺ハツ後獅々島字拵ノ串（本字ニアラズ）江着、止宿吉兵衛・戸右衛門、此夜曇天不測

同十六日、朝晴（同所逗留、我等ハ残居）七ツ半頃乗船、獅々島字立石鼻より初、字湯ノ口（人家二軒、字御所浦、人家三十一軒、旧ハ木浦なるよし、今も同）迄測（三里〇九丁三十七間）無名島一周（六丁二十五間五尺五寸）測（合三里一十六丁〇三間五尺五寸）七ツ頃ニ帰着

同十七日、朝曇天、同所逗留、七ツ半頃乗船、十五日測留同島字片御前より初、（字片側人家十一軒、獅々島中合、人家五十五軒ありト）御所浦迄

測（二里〇三十四間一尺、獅々島一周終ル、外ニ岬片打一丁一十二間）九ツ半頃ニ帰着、此日薩州領測量相済、昨夜肥後国天草郡大矢野組大庄屋吉田

長平・同富岡町庄屋荒木三左衛門来ル、江戸曆局行書状を野本嘉三治三渡

九月十八日、朝より雨、四ツ後迄降ル、殊ニ風惡天草渡海見合居ル、九ツ前雨止、九ツ後より乗船、肥後國天草郡島原御領料所天草大多尾村江七ツ

前ニ着、止宿（庄屋武部和左衛門・別宿百姓宇多治）肥前國島原松平主殿

頭家來藤本組助出迎（天草郡ノ大庄屋・庄屋出勤致し候書付写し）高浜村

庄屋上田源作・津留村庄屋蓑文吉・小島子村庄屋吉田慶右衛門・都呂々

村同酒井平太兵衛・深海村庄屋橋口嘉左衛門・今泉村同岡部九郎左衛門・

大官地村同園田佐和歲・小官地村庄屋誠田十右衛門・楠浦村同宗像三郎兵

衛・棚底村同鬼塚元左衛門・中田村庄屋大堂作右衛門・二江村同長島増太

郎・町山口村同大谷小十郎・宮野河内村同池田伊三郎・下河内村同佐藤弥

右衛門・浦村同小松彦右衛門・久玉組大庄屋中原新吾・井手組大庄屋長島

安吉・柄本組同小崎六郎左衛門・本戸組大庄屋木山十兵衛・矢野組大庄屋

吉田長平・砥波組同藤田左仲太・一同ニ出ル、此日薩州野元嘉三治・松本

寿右衛門・篠崎林右衛門・用聞深江伝左衛門・山口利右衛門此所迄送來て

即帰船、此夜曇暗、測量

坂部・青木・上田・箱田・長藏、自薩州串木野至鹿児島、自隅州段土村加治木至肥後人吉城下、又八代街道手分

八月二十一日、串木野浜出立、同所より初、（即（印）印）字島平浜、字所崎を過（串木野市來塙村）界、七月晦日残印ニ繋（一里〇九丁三十一間）

塙浦ニ止宿（同前）

同二十二日、湊村（湊浦）出立、同所測所より初、大里村、湯田村、伊作田村（右側ニ而地先斗リ）長里村枝市來を過、寺脇村内苗代川（此所朝鮮人子孫住居）迄測、止宿李欣磧（苗代川迄二里二十四丁三十三間）

同二十三日、寺脇村苗代川より初、太田村字坂元、谷口村字野町（野町、此所伊集院と云）猪鹿倉村、清藤村字大迫（左側斗リ）土橋村字町田（右側）石谷村（左側）竹之山村（是迄日置郡）是より鹿児島郡ニなる、大迫村枝横井村迄測（三里一十〇丁五十四間）止宿領主仮館

同二十四日、大迫村枝横井村より初、小野村、原良村、西田村ノ内西田町、西ノ町、中ノ町を過、先達而の残杭、鹿児島城下西田橋ニ繋ク、止宿車町（先同）会所（二里一十三丁四十五間三尺、街道合八里一十三丁一十二間三尺、外一十五丁二十五間三尺、鹿児島城下）

同二十五日、同所逗留

同二十六日、鹿児島城下出立、乗船、大隅國始羅郡脇本村上陸、夫より陸路段土村ニ至て止宿同前

同二十七日、段土村（此所島津兵庫在所）蒲生田町先日残杭より初、字中町、字柳田、字萩原、字橋木、高井田村（竜門瀧あり、高二十一間程）小山田村字賦上、字井目、字東木、有川村字瀬丸を過、石原迄測（三里〇五丁三十三間）止宿百姓太四郎

同二十八日、有川村枝石原出立、同所より初、字十文字、夫より右側三、飼村枝胡桃川、左側竹子村、夫より桑原郡下ノ名村字庭床を過、中ノ村字深川、中ノ村迄測（三里一十六丁五十七間）止宿百姓喜惣治

同二十九日、中ノ村より初、栗野村字会田、字坂本、字山崎、小羽村、川内川（渡中三十一閏）北ノ名村迄測（三里〇九丁四十五間）夫より小羽村江帰宿、止宿百姓庄右衛門

同晦日、小羽村出立、北ノ名村より初、吉松村枝二反田、池島、川内川（市三十六門）中津川村字林下、鶴丸村を過、日向国諸県郡龜沢村界迄測（三里一十七丁二十九間）夫より引返し、中津川村字林下ニ止宿郷士石神友助

九月朔日、中津川村字林下出立、日州龜沢村界より初、字池島、字山崎

向名村字上ヶ原、島中村字別府、中福良村（地先）長山村灰塚村字横頭、中福良村枝加久岸、川内川（市六十九間）榎田村を過、加久岸迄仕越測（三里〇八丁五十九間）夫より中福良村帰、止宿庄左衛門

同二日、加久岸字中谷より初、肥後國球麻郡人吉領大畠村迄測（字中谷より薩州肥後國界迄二十七丁二十七間、國境より肥後國人吉領大畠村迄二里〇四丁一十七間、合二里三十一丁四十四間）止宿大畠村酒屋仁兵衛、人吉郡方東与治右衛門・馬場善兵衛出ル（相良侯より贈物あり、別記）

※大隅國段土村、至日州肥後界（十四里一十四丁一十〇間）  
〔編者註〕坂部隊は人吉から球磨川にそちて八代にて、海岸線を南下し、同月十九日先に伊能隊が行なった鹿児島、熊本両県境の測量に繼ぎ、その後に天草に向い、両隊が合流する。

資料第七 島津藩主野元嘉三次の来訪を伝える

江戸日記

(伊能忠敬記念館)

〔文化八年〕五月十七日、朝より晴天、此日地図の初、坂部・下河辺・

青木・永井来

同十八日、朝も晴曇、午中前好晴、夫より暑る、野本嘉三治来ル

資料第八 測量日記（文化九年申年、第二回鹿児島測量）

（伊能忠敬）

文化八年未年十一月二十五日、朝晴曇、五ツ後深川黒江町出立、前年の吉例ニ隨ヒ富ヶ岡八幡宮江参緒、直ニ発足、隨身の者ハ内弟子ニ而尾形顕治・箱田良助・保木敬藏・侍ハ加藤臺平次・宿野善藏・竿取ハ佐助・甚七・草履取清兵衛・宰領久保木佐右衛門なり、送別の人々ハ間宮林藏・桜井秀藏・伊能七左衛門・加納屋治兵衛・大野弥三郎・依原村名主伊能藤左衛門・組頭伊左衛門・本家より妙葉・お里て・伊能三治郎・藤吉・伝七・前原造八品川まで送る、同所ニ而坂部貢兵衛・永井甚左衛門・今泉又兵衛・門谷清治郎ニ出会、曆局より足立左内・坂部八尾治・相沢丈五郎送別、我等上下十人、坂部・侍草履取上下三人、永井・今泉・門谷上下六人、合上下十九人、品川相模屋忠右衛門ニ而中食、二里半川崎宿、二里半行七ツ半後、神奈川宿江着、止宿萬屋善左衛門・上總屋長左衛門、此日ハツ頃小雪

町）田浦助兵衛、手分先手ノ着添池部長十郎、後手着添川崎林助、外ニ宮原嘉右衛門・佐敷大庄屋赤沢丑右衛門、当所医師白浜玄達出ル、此夜不測〔編者註〕この後に伊能班は二月二十二日佐敷町泊り、二十三日湯ノ浦村泊り、二十四日久木野村泊り、二十五日は雨天にて久木野村に逗留した。

二月二十六日、朝より晴、六ツ後芦北郡久木野村出立、同所より初（久木野川中六間）枝日当野、二ノ坂峠、字一本木、宇越小場、字茂手木（小川巾四間、肥後国芦北郡薩摩國伊佐郡）国郡領界（久木野より一里一十一丁五十八間）夫より薩州領、薩州伊佐郡目丸村飛地字小河内（止宿入口番所門外）迄測（界より二十五丁二十四間、合二里〇二丁二十三間）止宿番所宅、九ツ前ニ着、国界迄肥後川崎林助・宮原嘉右衛門・大庄屋伊藤勝太郎送來テ帰ル、薩州留主居添役平田治郎八、外椎原与三治・東郷八右衛門出迎、夫より薩州領内案内、着後領中勝手付回松田金助・兒玉金左衛門・土山甚右衛門・自此宿々着添、去年年竿取手伝（市太郎・甚藏・甚五郎三人出ル、其余ハ新手）目丸村（年寄今村筑右衛門・上村勘左衛門・郡見回山下市藏出ル）此夜不測

同二十七日、朝より小雨、五ツ前目丸村内小河内出立、同所より初、小河内川（渡巾十間、川内川上流、川巾十二間）山野村字尾ノ上（川巾十二間）字中（小休郷士齋藤治兵衛、川巾十間）小木原村（川巾九間、昼夜百姓治兵衛）渡田村字原（川巾九間）大儀寺村、大内田村、榎田村、北榎原村、羽根木村、南榎原村字大口駅迄測（美ノ大口ハ目丸村内ニ有、外ニ此村ノ駅ヲ大口ト云）一里三十四丁四十七間）止宿（百姓政吉・別宿喜八）此日午前より天氣、夜も晴テ測量

同二十八日、晴曇、朝六ツ後伊佐郡南榎原村（即大口駅）出立、同所より初、目丸村字大口（往来より左五六丁引込）川（土橋巾十二間）川（土橋巾十二間）国界大隅国菱刈郡一山村、花北村、重留村字馬場（小川巾六間）前旨村、層林百姓喜左衛門、湯尾村（駅場）止宿迄測（二里一十八丁四十二間）止宿（只右衛門・長助）此夜大曇、重留村年寄（伊達佐左衛門・時任宗右衛門・都見回永塙休兵衛・庄屋原口貞七郎）出ル（此後名札ヲ忽數一里三十三丁五十六間二尺、九ツ半頃ニ細ノ浦村着、止宿（大庄屋田浦

出スハ記、不出ハ不記)

同二十九日、曉より大雨、終日雨、逗留、

同晦日、朝雲、六ツ後湯尾村(駅)出立、菱刈郡湯尾村よりはじめ、字大川(土橋巾四十二間、川内川上流)字豆田、字船津田、南浦村字長池(小休、百姓源兵衛)桑原郡高田村字大牟礼、字佐牟田、字塙、字黒葛川(中食、百姓松右衛門)中ノ村字横川(駅次)此村入口二人吉街道加久藤ノ追分あり(三里一十一丁四十五間、外三午年測止宿迄二百五十六間二重測、合三里一十六町〇一間)九ツ頃中ノ村横川駅着、止宿(銀四郎・喜三治、年寄中ノ村上原正右衛門・下ノ村満々留佐太郎・郡見廻山口仲左衛門出ル、此日四ツ前より段々晴、午前より晴天)着後平田治郎八江戸用状鹿児島より届よし持參、此夜測量。

三月朔日、晴天、朝六ツ後中ノ村内横川出立、無測(有川村字石原、馬繼二里半、前測二里一十六丁五十七間、石原より三里半、前測三里〇五丁三十三間、横川より六里、実ハ五里二十二丁三十間)段土村(外称加治木即大隅始羅郡)江九ツ頃ニ着、止宿(瀬尾矢兵衛・有馬七兵衛、一門島津兵庫給地)年寄新納伸左衛門出、此夜測。

同二日、晴曇、朝六ツ後段土村出立、同所より初、加久藤街道午年残杭ニ繋(網懸川巾三十六間、即總懸橋)木田村字向町、上別府川(測遠、巾八十七間〇九寸)餅田村字十日町字原、脇元村、綿瀬川(町間巾三十三間五尺五寸)字浦町四辻印迄測(一里三十二丁一十三間〇四寸八分、止宿江打下二丁〇〇)脇本村江手前ニ着、止宿百姓舟市、別宿(会所、家主七左衛門)夫より仕越印より初、白金味(大隅国始羅郡薩摩國鹿兒島郡)國界迄測(二十八丁四十七間一尺)九ツ半後ニ帰宿(脇本村ハ島津山城給地)年寄中尾不老左衛門出ル、此夜雨。

同三日、朝より雨、六ツ後脇元村出立、昨日測留(隅州始羅郡脇元村薩州鹿兒島郡官ノ浦村)国界より初、喜ノ浦村字吉野牧、吉野村内迄測(大雨ニ付止テ同村ニ而中食)二十九丁二十七間、九ツ後鹿兒島城下下町ノ内吳服町江着、止宿会所、此夜不測。

坂部・今泉・門谷・保木・佐助分測

二月二十日、肥後国芦北郡日奈久出立、同郡二見村字大平よりはじめ、赤松太郎峠(太郎坂一なり、二見村田浦村)界より田ノ浦村字赤松、田ノ浦村(浜村町、駅場)迄測、残印をなし置(一里〇九丁二十八間三尺)夫より無測ニ而佐敷町江行テ止宿ス、三輪屋定吉

〔編者註〕この後に坂部班は二十一日は津森木村字上原泊り、二十二日は陣内村内新町(駅名)水俣泊り、二十三日は袋村泊り。

二月二十四日、袋村より初(肥後国芦北郡袋村、薩州出水郡鯖淵村内切通)国界(野間ケ原番所、番所内中食、郷土堺田喜兵衛)鯖淵村内米ノ津浦迄測、二里〇七丁五十三間止宿(善六・喜左衛門)

同二十五日、米ノ津浦町より初(広瀬川、米ノ津川ノ上流板橋六十間)武本村字野町、高尾野村(字野町、字面ノ平と云)野田村(野町、駅場)迄測(中食ハ野陣)止宿・郷士(吉富龜治郎・吉満善助)米ノ津町より三里〇五丁一十八間

同二十六日、野田村より初、阿久根村内阿久根町(駅)迄測(二里一十九丁一十八間)止宿町人(川南源兵衛・手洗作左衛門)

同二十七日、阿久根町より初(阿久根川、板橋六十間)字西目、字大川(中食松太郎)高城郡麦浦村内西方迄測(三里一十八丁一十二間)止宿(庄八・孫太郎)

同二十八日、麦浦村内西方より初、字終平(中食名主)勇右衛門、字上麦、字下麦、大迫、大迫、下之村字野町、滝川(土橋十六間)大小路村内大小路町、川内川前迄測(四里〇三丁三十四間、打留より三十間戻〇印を残)止宿客館

同二十九日、雨天逗留、昨日残〇印より初、新田八幡宮測(石壇下、降來橋端迄)一十七町三十六間(但仁王門より降來橋江華表本より七丁一十八間、石坂三百〇五段)、本社八幡宮(社領八百七十七石余、拝殿回廊右若宮四所、左武内宮)祭礼(六月二十九日・九月十四日)末社三神(高良・中王・早風)神社(二王門、一ノ華表二ノ華表、降來橋)別當神龜山觀音院(正宮司坊・下宮司坊・學頭坊・社家四十八人)当八幡宮ハ志仁天

皇ニアラズ、此所ハ瓊々杵尊御陵ナリト、八幡ト号スルハ天照皇太神宮ヨリハ咫ノ鏡ヲ此尊ニ進セラレタル八咫鏡ノハノ字ト、尊ノ御母君姥千々姫ノ幡ノ字ヲト、八幡ト号シ奉ルト云、外ニ菩提寺ト云アリ（貞言宗九品寺、臨濟宗惣持院）当社承安三年ニ焼失ス

二月晦日、大小路村川内川前より初、川内川（測遠術三而八十二間三尺九寸、即高城郡薩摩郡）界、薩摩郡東手村（字向田、家並馳所）西手村、日置郡串木野（村、馳所）字芹ヶ野迄測（二里〇二丁五十五間三尺九寸）止宿百姓幸左衛門・武平治

三月朔日、串木野（村馳所）字芹ヶ野より初、同郡湊村湊町（文化七年測量）止宿久八前迄繩測（二里一十三丁〇〇、此内重測あり）止宿久八・十右衛門

同二日、湊町出立、無測量、苗代川小休、伊集院中食、夫より九里余、鹿児島城下江着、同三日、同所逗留

三月四日、鹿児島城下逗留（大曇天、又雨）当城下詰用聞藤田太郎右衛門・矢野嘉右衛門・深江伝左衛門・山口利右衛門日々出、此夜不測

同五日、晴雲此夜測

同六日、朝大雨、午後迄降ル、夫より曇晴、夜ハ中晴

同七日、朝晴曇、四ツ後より雨又晴、又雨、此夜測

三月八日、朝晴、六ツ後出立、我等・坂部・門谷・尾形・保木・佐助・下町・吳服町止宿会所より逆測、一丁一十九間午年有測（中町納屋町）四辻（界）江繁、又琉球舎前新橋ノ端より初、和泉屋町、車町、地藏町、柳町（蛭子通、武士小路云）、城下出口（木戸）木戸ノ外字催原、大轍橋（石橋三間ホト）吉野村字夷方、同所人家中ニ而手分江合測（元印一里一十三丁四十六間三尺五寸、外ニ繩測一丁一十九間、吳服町止宿より午年止宿迄新旧測ヲ用、一十五丁四十二間三尺五寸）先手永井・今泉・箱田・甚七、吉野村（三月二日測留）より初、字菖蒲谷（吉野本村人家中ニ而後手江合測（三十二十三十六間）両手共午前二帰宿、此夜測量

同九日、晴（但四ツ前曇、四ツ後より晴）屋久島行荷物積立

同十日、朝より晴天、九ツ頃當城下乗船、先ツ山川湊江行トス、南風、船中逗留、船数八艘、一番常盤丸船頭幸助・勘解由・并内弟子尾形顯次・箱田良助・保木敬藏・（宰領）久保木佐右衛門・（侍）加藤嘉平次・宮野善蔵・（僕）清兵衛・（付回足輕）竹下庄八・（用間）兒玉金左衛門、二番

蛭子丸船頭中村安兵衛・坂部貞兵衛・永井甚左衛門・今泉又兵衛・門谷清次郎・（侍）笠原三之助・（僕）清助・友吉・新八・孫兵衛・（付添足輕）野添伊三治・（用間）藤田喜右衛門・三番八幡丸・荷物船・船頭松崎千太郎、棹取久保木佐助・大山甚七、外ニ足輕山本半七・小田原庄八（右三艘御用方乘船、并荷物積舟共）四番天神丸船頭（西田越右衛門・清兵衛・留主屠林与一郎・中小姓小倉孝之丞・足輕田原善左衛門・用間町人松田金助・塙田庄左衛門・五番伊勢丸船頭西田弥助・孝左衛門）平田治郎八・松本十郎兵衛（足輕）篠崎嘉三治・池田竜右衛門・久保興兵衛（用間町人）斎藤利右衛門（測量手伝人足）市助・善太郎・金治郎・伊三治・喜助・六番船宝寿丸船頭（中村源治郎・政助）椎原与三次・東郷八右衛門（足輕）田尻与三兵衛・村山六郎・浜崎広右衛門（用間町人）大山甚右衛門（測量手伝人足）新蔵・喜太郎・善四郎・助治郎・善助・七番金比羅丸船頭（岡村只右衛門・千之助）田中仲右衛門・山本十蔵・（足輕）坂元五郎太・平川八郎・田中彦右衛門（測量手伝人足）新蔵・伊兵衛・喜兵衛・仲次郎・有助・八番宝寿丸船頭（西田早七・市兵衛）手医師小村順康・（足輕）川畠平蔵・田中治郎右衛門・宇都仁八・本村戸助・山口壽助（測量手伝人足）勘十・喜三・善五郎・市太郎・林藏・甚蔵・甚三・伊三治・甚蔵・小太郎（右五艘屋久島種子島測量着添役并人歩）此夜深更雨

同十一日、朝より小雨、南風、止前雨止、七ツ頃より又雨、船逗留

同十二日、朝より雨、終日降ル、船逗留

同十三日、朝雨、午前止降ル、夫より止曇天、八ツ頃山川湊江向テ出帆、

此夜四ツ半頃山川湊入口江着

同十四日、朝より晴天、南風、付山川湊江入、上陸、止宿助市・庄左衛門、同所、年寄米北十蔵・菱田貞右衛門・郡見廻野間口童左衛門・浦役富岡宅右衛門出る、此夜小雨あり

同十五日、曇天、午前より晴天となる、矢張南風、同所逗留

同十六日、晴曇、南風、同

同十七日、終日曇、南風、同

同十八日、朝より晴天、続々南風、同

同十九日、朝より晴天、續々南風、同

同二十日、朝より雨、南風、或ハ止、又雨、此夜七ツ半頃大地震

同二十一日、朝より雨、或ハ止、又雨、四ツ前止、小西風ニなる

同二十二日、朝より晴天、無風、五ツ前より北風ニなる、五ツ後一同乗

船、隅州佐多岬沖迄八里余乗出し、九ツ後逆風ニなり山川湊江引帰ス、

七ツ後ニ着、上陸、前家宿

同二十三日、朝より晴天、南風三付逗留

同二十四日、朝より曇晴、同前

三月二十五日、朝より小雨、又止又雨、逗留

同二十六日、朝曇、午後より晴、此夜明朝出帆可成と船手より申出ル

同二十七日、前夜より晴天、西風、晚七ツ半頃より荷物積立、六ツ後山

川湊出船也、午前ハ西風少、午後より戌ノ風ニなり、順風ニ而夜四ツ前大

隅国敷謨郡屋久島吉田村属安房村（川湊）江着、止宿善蔵・善治郎・宰八

同二十八日、晴天、測量支度ニ而逗留、此夜測

同二十九日、曇天、六ツ後一同屋久島（吉田村属）安房村（湊川巾四十

八間）測所よりはしめ、残印を成（一丁二十四間）夫より山を右ニ岡村内字

長江迄測（一里〇八丁三十八間一尺）九ツ後三帰宿、此日九ツ頃より雨、

終日降

四月朔日、前夜より雨、終日降ル、七ツ後止ム

同二日、曇天、此日より大手分、浪高ニ付而手共見合、別手坂部・永井・

範田・保木・甚七薩州付同役松本十郎兵衛・田中忠右衛門・山本十藏（足

輕）田中彦右衛門・久保与兵衛・小田原庄八・池田竜右衛門・野添伊三治

・平川八郎・坂元五郎太（用聞）塙田正左衛門・藤田喜右衛門・斎藤治右

衛門（船頭）中村安兵衛初數人、測量手伝定人歩十五人、其外小役人着

添（但足輕迄ハ薩州本街道測量、薩州界より付回役人）波少静成ニ付、

四ツ後出立、同村字長江より初、我等・今泉・門谷・尾形・佐助・薩州付

回役留王居添役平田治郎八・着添椎原与三次・藏方目付東郷八右衛門・足  
軽山本半七・竹下庄八・浜島広右衛門・村山六郎・田尻与三治・本戸助  
・田中治郎右衛門・用聞兒玉金左衛門・大山甚右衛門・松田金助（此迄ノ  
人々ハ大口街道江龍出、案内せし者）船手大船頭ハ大和田幸助、其外數人  
測量手伝定人歩十五人、其外小役人着添（惣人數ハ鹿児島城下出帆ノ所ニ  
記ス）此日浪高なれ共、海岸少ハ測量相成由ニ付、五ツ頃當村二十九日殘  
印より初、左山ニ（初ハ安房川端、川三添）吉田村属船行村迄測（二十九  
丁〇三間）九ツ前ニ安房村江帰宿

四月三日、朝より曇天、案内遲參ニ付、五ツ前安房村出立（測人同前）昨  
日測留船行村より初、吉田村属小瀬田村止宿前迄測（三里〇八丁三十五間  
二尺八寸五分）八ツ後ニ着、止宿日蓮宗本明山光正寺（一同一軒）此夜不測

四月四日、前夜より雨、九ツ半頃迄降ル、同所逗留、此夜晴、少測

同五日、朝より晴、小瀬田村止宿前より初、吉田村属楠川村（牛食百姓  
仲助、此村家數百二十軒斗）吉田村属宮ノ浦村（川湊）止宿前迄測二里〇  
五丁三十五間〇五寸、小瀬田村測所より打下二丁二十二間四尺二寸、宮ノ  
浦村測所江打上三丁二十七間）九ツ後ニ着、止宿万藏・浜助、此夜測

同六日、晴天（宮ノ浦村逗留測）朝六ツ後同所川口（官）印より初、吉田  
村属志戸子村内石浜迄測（一里三十二丁一十三間二尺二寸）六ツ前ニ帰宿

同七日、曇天、朝六ツ後宮ノ浦村出立、歩行二里程、志戸子村内石浜よ  
り初、吉田村属一湊村川口迄測（一里〇二丁〇四間二尺）外ニ矢筈岬片測  
(一丁三子丁四十五〇間二尺、川口より止宿打上三丁二十五間、小瀬引付一十  
八間、合二里一十九丁〇九間三尺、一湊村江七ツ頃ニ着、止宿万助・新助  
曇不測

四月八日、朝曇、六ツ後一湊村出立、同所川口より初、吉田村地内迄測、  
午前小雨、午後大雨、大浪ニ付ハツ頃打留一里三十四丁四十三間一尺、夫  
よりハツ半頃ニ長田村着、止宿久八・要助・坂部用意宿・千治郎、此夜大雨  
同九日、大曇、午後より度々雨、四ツ後長田村川口より逆測、昨日打留  
吉田村地内迄測（一里〇二丁〇四間〇八寸、外ニ川口より止宿打上二丁一  
十五間）七ツ前帰宿、夫より別而大雨、終夜朝迄降ル

同十日、朝雨、見合、雨止、四ツ半頃長田村川口より順測、同村字岬前迄測一十七丁二十八間四尺、波高ニ付船測不相成、海岸大岩石ノ測、ハツ半頃ニ帰宿、此夜晴テ測量

同十一日朝晴天、北風寒シ、浪高ニ付見合、四ツ前ニ乗船、昨日測量岬前より初、同村内字ユルンデ岬ニ而別手と合測（一里二十五丁〇八間五尺六寸、外三岬片測三丁一十八間、合一里二十八丁二十六間五尺六寸）六ツ前出会、夜六ツ後両手共長田村着

屋久島手分坂部・永井・箱田・保木・甚七

四月一日、朝暁、浪高ニ付見合、四ツ後出立、安房村字長江より初、栗生村属麦生村迄測（此日波高、船測ならず、海岸大岩、又ハ山ノ越、海岸ノ山を測、一里一十二丁三十七間二尺）止宿日蓮宗本慶寺、別宿善治郎

同三日、曇（ハツ頃小雨、直ニ止）栗生村属麦生村より初、同所属原村同所属尾ノ間村迄測（一里三十一丁四十二間）止宿日蓮宗本経寺、別宿善藏同四日、朝より大雨、同所逗留、七ツ頃雨止

同五日、朝暁、四ツ頃より段々晴、尾ノ間村より初、栗生村属小島村、（浦崎岬当島ノ極南）栗生村属平内村、同椎野村（此村人家なし、平内村ノ内ニなる）栗生村属湯治村迄測（二里三十五丁五十一間）止宿金助・平蔵・孫四郎

同六日、朝晴天、午後より曇、湯泊村初、栗生村属中間村、夫より栗生村迄測（二里〇〇丁一十二間二尺四寸）止宿治右衛門・助左衛門・市藏

同七日、曇、時々小雨（栗生村迄測）同村より初、（芋）印を残（芋生川巾四十五間）長田村地内迄測（一里一十〇丁〇八間）又（芋）印より初、芋生川縁ヲ栗生村止宿迄測（八丁一十六間）合一里一十八丁二十四間

同八日、朝より雨、次第ニ大雨、同所逗留

同九日、朝より曇、波高、測量不相成、逗留、四ツ後より小雨、夫より大雨

同十日、曇、北風強、船測不成、見合、四ツ後より出立、七日測量長田村地内より初、同村内（岩）印迄測二十四丁三十三間又（岩）印より山測（二丁二十四間）

同十一日、朝より晴天、北風強、四ツ頃迄見合、出立、昨日測留（岩）印より初、長田村字ユルンテ岬ニ而別手と会測（六ツ頃前、一里一十三丁五十九間）両手一同長田村着

四月十二日朝より小雨、見合、九ツ後風静ニ付、一同乗船長田村出立、五里、吉田村属宮ノ浦村江七ツ半頃ニ着、止宿万助・浜助・孫兵衛、此日波浪大ニ静、夜雨

同十三日、朝雨、無程止テ大曇、見合、又風雨ニ付同所逗留

同十四日、朝雨、或止或雨、南風、乗船難成見合、坂部・永井・箱田・保木・甚七、小瀬田泊ニ陸行、遂ニ安房村ニ至る、ハツ半後ニ安房村江舟行ト残居、大西風となるニ付、浪高ながらハツ後乗船、七ツ半前安房村着、陸行先手より半時程遅着、止宿ハ同前

四月十五日、曇、種子島渡船仕立ニ付逗留

同十六日、朝より晴天

同十七日、曇天、西風、四ツ前より晴、此夜測

同十八日、曇天、東風

同十九日、前夜より雨、五ツ頃より大雨、終日、夜も同

同二十日、曇、度々雨降

同二十一日、晴暁、四ツ頃より晴天、此夜測量

同二十二日、朝より曇、午後より微雨、暮より雨

同二十三日、曇天、小雨、屋久島安房村逗留、順風を待

同二十四日、朝より晴、又曇

同二十五日、朝より晴、又曇晴、九ツ後種子島渡海ニ風小吉と云ニ付、荷物積立、乗船、併順風ならず、此夜船中止宿

同二十六日、大曇、風余程佳と云て出帆、八九里も舟行、種子島内ニ至于逆風、并雨小降ニ付、種子島内島閑村江上ル、止宿本陣市郎右衛門、脇宿（嘉兵衛・金作）上陸益雨、夜は大風雨

同二十七日、朝より雨、午前より止、又微雨（種子島佐渡内浦方役日二十四間）

高源右衛門、当島間村年寄岩川臺兵衛出ル

同二十八日、朝より曇ル

同二十九日、朝暴、或小雨或小晴、種子島佐渡（赤尾木時任丈左衛門、年寄上妻七兵衛）来ル、番頭（美座平兵衛・上妻才十郎）浦役森十郎右衛門、郡見廻日高周左衛門来ル、此夜小測

五月朔日、朝より晴天、島間村より種子島南北手分（同所遠留測）朝六ツ後一同出立、今泉・門谷・尾形・佐介島間村止宿測所下より初、字稻子泊、油久村字梶瀬、屋久津、阿高磯、油久村野間村界迄測（二里〇八丁三十三間）九ツ半ニ帰宿、永井・箱田・保木甚七島間村止宿測所下より初、左山ニ添、字崎田、島間岬、字牛野、中野村字中野、塙尾、字大川迄測（一里三十一丁三十九間）九ツ後ニ帰宿、此夜晴天測量

同二日、曉晴、午前より曇、七ツ半後、我等・今泉・門谷・尾形・佐助島間村出立、種子島内油久村野間村界より初、野間村、納官村（字あけ尻野小屋中食）（吉）印迄測（一里二十四丁〇九間）（吉）印横切、（松）印迄（二十九丁四十六間三尺）又（吉）印より初、海辺津脇浜迄測（三十二丁一十三間、合三里一十四丁〇七間三尺、外止宿打上四十五間）ハツ後浜津脇浦着、止宿（清右衛門・嘉兵衛）此夜雲天

同三日、雲天、朝六ツ後浜津脇浦止宿前より初、牧川、住吉村止宿前迄測（一里三十三丁一十六間）夫より字片野山、能野内浜迄仕越測（一里〇五十七間、合二里三十四丁一十三間）ハツ半頃住吉村江帰宿、止宿（新太郎・甚右衛門）此夜雨

五月四日、曉迄雨、六ツ頃止、六ツ後住吉村出立、字能野内浜より初、途中より大雨、西ノ面（ヲモ）村字石寺、字海士泊、西面村内赤尾木、田ノ脇横切（赤）印迄測（一里三十六丁三十六間）又（赤）印より赤尾木止宿下浜迄測（五丁一十二間、合一里三十一丁四十八間）止宿中食共日蓮宗華藏山慈遠寺、夫より仕越字花里迄測（一里〇四丁二十四間、忽數三里〇〇一十二間）ハツ後帰宿、終日小雨、八ツ半より中雨、夜も雨

同五日、朝より雨、四ツ後止、曇天微雨、同所還留測、四ツ半後止宿出立、同所（赤）印より初、同村内字現和迄測（野）印を残置（一里一十七丁〇〇七ツ後帰宿、此日時々小雨

同六日、朝曇、午前より小晴、六ツ後赤尾木出立、四日測留西面村字花里、より初、國上村内浦田浦止宿前迄測（二里一十八丁一十五間）夫より入海廻（三丁一十八間、（江）印を残、小島一周為なり）横切（三丁二十間、（切）印を残、岬一周を繋ク、（江）より（切）印迄、七丁三十三間、（切）印仕越（七丁〇九間、仕越合二十一丁二十〇間、内浜迄忽數三里〇三丁三十五間、此日海岸岩石難所）七ツ半前帰宿（浦田浦、小湊なり）止宿（喜太郎・喜三治）此夜測量

五月七日、晴曇、六ツ頃浦田浦出立、昨日測留内浜より初、國上村之内浜脇塩屋浜迄測（大）印を残二里二十五丁五十一間、止宿江打上七丁二十八間、合二里三十三丁一十九間（此日海岸大難所）ハツ後國上村内井関村着、止宿（庵一軒、市田一軒）此夜曇天少測

同八日、朝白曇、後晴曇、六ツ後井関村出立、昨日測留浜脇塩屋浜（大）印より始、國上村枝沖ノ浜田、同安納村、西面村字障子浦、西面村枝現和村内田ノ脇海辺（字）印迄測（二里一十六丁二十四間）田ノ脇（坂小屋中食）夫より横切（五月五日横切残し杭）現和村ノ内（野）印ニ繋（三十三丁四十六間一尺、合三里一十四丁一十〇間一尺）ハツ半前赤尾木着、止宿同前、當所年寄時任丈左衛門・番頭上妻才十郎、郡見廻遠藤壯兵衛出ル、午後より又曇天、此夜少測

大隅國熊毛郡種子島手分測坂部・永井・箱田・保木・甚七

五月二日、曇天、中野村字大川より初、字広浜、字立石、枝塙沢、昼夜中野村西目崎、枝西目、門倉岬迄測（三里一十二丁四十五間）西目止宿法花宗本仁寺

同三日、曇天、午前後小雨、六ツ頃出立、中野村字門倉岬より初、茎永村小佐吳、字竹崎迄測（三里〇一丁三十九間）茎永村止宿客館、外郷土岩坪甚蔵

同四日、朝より風雨時々止、五ツ半頃迄見合、出立、茎永村字竹崎より初、茎永村枝平山、字浜田迄測（三里〇三丁五十九間）止宿旅館家番羽生八百右衛門

同五日、雨、逗留

同六日、朝曇、四ツ頃より小晴、又曇、茎永村字浜田より初（黒川巾十間）大浦川尻（巾四丁四十二間、汐入、中央村界）由久村（阿岳川巾三十間）熊野川（渡巾九十間、汐入）字熊野（熊野權現社あり、種子島家より勧請）字女洲迄測（二里〇三丁三十八間）止宿油久村旅館家番下村四郎兵衛、海辺より二十五六丁山手

同七日、朝より晴天、由久村字女洲より初、野間村字竹屋野、田尻川（巾十間）納官村枝益田（益印を残（一里二十三丁二十一間）夫より（五月二日別手ノ横切（松）印ニ繋、三十一丁四十三間三尺）（益印より仕越、字岩屋口（小川巾六間）字小塙屋、字大塙屋迄測（一里〇八丁四十五間、三口合三里三十七丁四十九間三尺）止宿納官村旅館、家番脇瀬権左衛門

五月八日、晴曇、納官村枝益田、字大塙屋より初、住吉村枝安城、字休泉、川脇川（巾十間）字川脇、枝安城迄測、三里〇三丁四十五間、安城止宿旅館、家番永野半右衛門

同九日、曇天、安城より初、西面村枝田ノ脇（田脇川、巾十二間、猪ノ子川、巾十二間）田ノ脇（字）印江繫測（一里二十四丁二十二間五尺、坂部ハ四ツ半頃、永井・箱田・保木・甚七ハ九ツ前、赤尾不江着）九ツ半頃より小雨、七ツ半頃止（坂部方ノ案内、上妻七兵衛・岩川嘉兵衛・浦役森十郎右衛門・郡役日高周右衛門出る）

五月十日、朝より小雨、又止、終日曇ル、夜ハ雨

同十一日、朝より雨、終日降ル

同十三日、朝より小雨、或止或降、夜も同

同十四日、朝雨、七ツ頃ニ止、夫より曇

同十五日、朝曇、四ツ頃より段々晴、午前より晴天、夜曇晴測

同十六日、朝小雨、四ツ半頃止、又八ツ半頃より小雨、夜雨、又止

同十七日、朝大雨、終日降（三月二十三日御勧定所より薩州御屋敷江相渡候由）江戸書状届

同十八日、朝曇、五ツ後より曇晴、此夜晴天測

同十九日、朝より晴天、南西風、此夜亦測

同二十日、曇晴、同風、此夜曇、後ハ晴、測量

同二十一日、晴天、同風

同二十二日、曇晴、五ツ後辰巳風ニなる、五ツ半頃より荷物積入、四ツ後種子島赤尾不出帆、次第三順風ニ而七ツ半頃山川湊着、舟泊同二十三日、朝晴天、六ツ半山川湊出船、順風ならず（マギリ乗）九ツ後より南風ニ而順風ニなり、七ツ半後鹿児島城下着、止宿同前

同二十四日、朝より晴天、夜亦同

五月二十五日、曇天微雨、薩州侯御料理并國產銘々江御贈被下同二十六日、晴曇、江戸書状相渡、尤二十九日定飛脚出立の由

同二十七日、朝より晴天、四ツ後鹿児島城下出立、同所より乗船、風惡し、九ツ後より順風、曇天雷鳴、八ツ半頃大隅国桑原郡浜ノ市村江着、着前より白雨あり、七ツ前ニ止、止宿本陣喜太郎・脇五郎兵衛・同定右衛門、当所年寄服部休左衛門・安楽伊右衛門・浦役市来四郎太・郡見廻徳持嘉左衛門出る、此夜曇晴測

同二十八日、曇小晴、先手六ツ頃、後手六ツ後、浜市村出立、後手我等・門谷・尾形・保木・佐助・大隅国桑原郡浜市村海辺より初、畠中村・内山村、見次村、内村字辻（官印迄測、此辺宮内と云、浜市村より寛印迄、二十九丁一十〇間五尺、官印より本社迄五丁二十三間）合三十四丁三十三間五尺、夫より國分八幡江參詣、國分八幡社、領主より社領七百六十石、祭神（彦火火出見尊・仲哀天皇・応神天皇・神功皇后）末社（日本武尊・高良明神・豊玉姫命・風早神社・神玉桑幡信濃守・別當天台宗弥勒院）先手坂部・永井・今泉・箱田・竿取甚七・内村官印より初、字コイノ内・枝川原・広瀬川（土橋巾三十六間）中央ハ郡界、壱岐郡姫木村（中食先後手共忠右衛門）字石跡・松永村止宿迄測（一里〇七丁二十一間）止宿（本陣郷士）津出伝之助・坂部宿郷士岩崎伝兵衛（下役中郷士）前田嘉左衛門、（内弟子郷士）吉永鉄藏・当村年寄細山田源右衛門・本田藤左衛門・郡見廻川越利右衛門出ル、九ツ半後より雨

同二十九日、曇天小雨、先手六ツ頃、後手六ツ後松永村出立、後手我等・今泉・門谷・保木・甚七同村より初、字劍野・同土田・葛坂・重久村字

春山（家二三軒、本村へ遠シ、一里程右方）大瀧村、大瀧坂、田口村字林北、先手残印迄測（即霧島山紙屋道追分二里一十四丁一十四間三尺、午食郷士）椎原八郎治、先手坂部・永井・尾形・箱田・佐助・鶴原郡田口村字林北（霧島山紙屋道）追分より初（午食郷土馬場忠右衛門）枝松谷、一ノ華表、仁王門、霧島川（土橋川巾十五間）霧島山、山下坊測所迄測（一里一十九丁三十〇間、外六社権現迄二百〇一間）合一里三十二丁五十一間、霧島山六所権現（又曰六宮権現）祭神（瓊々杵尊・彦火火出見尊・鵠鷦鷯不合尊・神日本磐余彦尊・木花開耶姫・玉依姫）合社・社領五百四十石（人皇三十代欽明天皇御宇開基）本坊（真言新義）花林寺、坊中六、山下坊（即我等旅宿）同隱居（坂部）林泉坊（下役三人）集福坊、仙藏坊、谷口坊、花藏院（薩州着添役人ニ而六坊不歛止宿）先手九ツ前、後手九ツ後霧島山着、四ツ頃より雨止、曇晴。

五月晦日、朝雲天微雨（午後急雨）先手六ツ頃、後手六ツ後霧島山出立、後手我等・今泉・門谷・尾形・佐助無測一里半戻、昨日田口村字林北紙屋街道追分より初、日向國諸具郡（島津筑後給地）安永村字猪子石（此街道ヲ猪子石街道とも云）字ズイノ平（野小屋中食）字戸ノ口、先手初迄測（三里〇〇三十四間三尺五寸、島津筑後在所都ノ城より年寄北潮九郎右衛門役人野崎寛左衛門・郡見廻志摩竜右衛門・二官八郎右衛門出ル）先手坂部・永井・箱田・保木・甚七、安永村字戸ノ口より初、字三池（周一里半計ありと云、溜池なり、霧島山ノ麓ニ近し、殺生禁断と云、然レハ御池なるへしと思ハる）蒲牟田村（枝祇川、家並）此所より東霧島山錫杖院江八丁と云、新義真言宗三面地領五十石、東霧島御在所權（ママ）と云、伊弉諾尊・伊弉冊尊祭ると云）祇川（板橋巾六間）枝狭野神徳院入口迄測（二里二十二丁一十二間）先手ハ七ツ前、後手ハ七ツ後ニ着、止宿（霧島山仏花林寺、神徳院、寺領二百石余、天台宗、東叡山末）脇宿百姓平兵衛、狭野權現社祭神（天津彦火瓊々杵尊・木花開耶姫命・彦火々出見尊・豊玉姫命・鵠鷦鷯不合尊・玉依姫）合六社、天暦年中中興、此夜測量

六月朔日、朝雲、四ツ頃より晴又曇、先手六ツ頃、後手六ツ後、狭野神徳院出立、同所測所より初、昨日先手終岡門前迄（五丁一十五間一尺五寸）

寸）夫より高原村（ニゴリ川、土橋六間）字花堂、同鹿児ノ山、先手初迄測（二里〇四丁三十三間、二口合二里〇九丁四十間一尺五寸、中食高原村郷士斎藤平治郎）先手坂部・永井・箱田・保木・甚七、諸県郡高原村字鹿児山より初、字越、猿瀬川（船渡し、巾一十八間）中央村界、麓村字猿瀬、同村内加久藤追分（分）印残、一里三十〇丁）夫より麓村枝野尻、止宿前迄測（二十二丁〇九間、合二里〇五丁〇九間）先手九ツ前、後手九ツ後ニ着止宿（野尻郷土大谷平内・満田主右衛門・大保佐吉）当所郷士年寄（横山嘉藤治・伊達善右衛門）郡見廻（伊達肥治右衛門・吉村治右衛門）出ル、蒲牟田村年寄郡見廻高妻五郎兵衛来ル、此夜不測

六月二日、大曇、四ツ頃より雨、此日大手分、坂部・今泉・箱田・保木・甚七肥後人吉米良江向、我等・永井・門谷・尾形・佐助紙屋街道、佐土原城下江向、六ツ後野尻出立、同所より初字天ヶ谷、紙屋村内ニ而中食百姓藤左衛門、字今別府、紙屋村止宿迄測（二里一十二丁三十四間、止宿前より打越七十八間、合二里一十三丁五十一間）九ツ前ニ着、止宿百姓稻右衛門・伝右衛門、此所薩州口留番所あり、途中並ニ紙屋村江（西国御郡代三河口太忠支配所、日向諸県郡塚原村庄屋万五郎）来ル、此夜不測

同三日、前夜より大雨、四ツ頃雷雨、九ツ前より小雨、九ツ後微雨、八ツ後より段々ニ天氣ニなる、此夜暫時晴天ニ付測量、夫より曇、深更大雨

同四日、朝雨、見合、五ツ後紙屋村出立（此日出立後度々雨、九ツ前より晴畢）同所より初漆野村字新村、浦ノ名村（此村中々狭）又漆野村、南方村枝五ヶ所（同十ヶ所、同新屋敷、綾川本川十八間、枝川二十八間）枝楊村（綾と号し駢なり）止宿前迄測（二里一十六丁三十一間二尺五寸）九ツ後ニ着、止宿百姓（十左衛門・平右衛門）此所江高鍋用間奈須屋岩吉來ル、南方村年寄大姶良万之助・中原八郎右衛門・郡見廻野元臺左衛門出ル、明日の測量先森永村、木庄村庄屋出ル、兼而薩州平田治郎八江賴監候ニ付、薩州侯より御贈被下候紗綾三反江戸江届候儀を相頼、此度御贈物芭蕉布三端、外ノ袴地江取ける、江戸届之儀、別ニ上布武端盤具候様金武而、平田承ニ而、用聞兒玉金左衛門江相渡ス、此夜晴天測

六月五日、朝より晴天、六ツ後南方村字綾出立、同所より初、字元町、入

野村、八日町（入野村年寄市来清左衛門・大追城助館ニ而途中江出ル）夫より（薩州領界、御料所、此所迄平田治郎八、并椎原与惣治、用間三人、足輕送別）從此同國阿郡三河口太忠支配所、森永村（北綾川市二十七間四尺、即綾川支流）宇平城、竹田村、又森永村（庄屋庄太夫三而小休）本庄村字新堀、枝十日町、枝神ノ原、（印迄測（一里三十五丁二十三間）の印より一丁〇丁〇六間）八幡、八幡宮（日向國總社ト号ス）祭神三坐（応神天皇・仲哀天皇・神功皇后）末社（若宮左・武内右）善神王（四社、元禄元年辰年より除地二十〇石七斗武升）別當神宮寺神主官永河内（印より本庄村六日町止宿迄五丁四十五間、街道合二里〇五丁〇八間、八幡社江打上一丁〇六間）四ツ半後本庄村（止宿中食）夫より御料地、高鍋領界まで仕越（三十一町四十〇間二尺五寸、内三名巾、二十二間（二尺五寸）ハツ頃前ニ帰宿、止宿（本庄村、六日町庄屋、彦兵衛・正之助）本庄村十日町部当惣右衛門・同六日町部当保左衛門・同庄屋彦兵衛・御料所須志田村庄屋源左衛門出ル、佐土原島津淡路守用聞部当平原要吉・後藤普兵衛來ル、高鍋秋月佐渡守大庄屋岩村貞介・用聞奈須屋岩吉来ル、高鍋より使者平田八百吉高鍋侯より贈物（千鰯一箱、椎茸一箱）持參、此夜晴曇、測量深更より大雨

吉）街道追分より手分街道測量  
六月二日、朝曇天（午後小雨、亦暴雨）簾村追分（分）印より初、三箇ノ山村枝大脇、枝栗須字西原、岩瀬川（土橋市四十五間、左堤分村、右水流追も云）三里〇七町一十二間止宿（貞八・利右衛門・重吉）  
同三日（前夜より雨、朝大雷鳴）四ツ半頃迄見合、小雨三なる故二測、細野村字野町制札前より初、西方村石水川前迄測量（二十九町三十九間、此川大水ニ而橋流レ、不得渡故ニ引返シ野町再宿ニなる）  
同四日、朝より雷雨、四ツ前より止テ晴雲、西方村石水川手前より初（坂橋巾十二間）北方村（左原田村、右大河平村）同杉水流村（左右）原田村字大平（駅名）飯野町、休平右衛門、久留孫川（巾二十四間、川内川上也

左前田村、右坂本村）同大名司村（左右）同村（大名司川、巾六間）中福良村枝加久藤（去々年残印）（加印ニ繁、惣数三里二十九丁三十五間、又此所モ願）加久藤宿止宿、禪曹洞宗瑞壽山總泉寺、一軒ニ而済同五日、晴曇（暴雨數度、直くニ止）加久藤出文、無測量三面薩州領界（此所迄薩州付添役人送ル）至る、夫より肥後國玖摩郡人吉領大畠村昼夜休（駅場、酒造家）与右衛門、ハツ前人吉城下着（相良志磨守居城三万二千百石余）止宿客館、家番又兵衛（人吉侯より贈物あり、別ニ記し置）

文化十一年五月二十三日、曇天、午後晴、此朝帰府三付、内弟子一同御証文、且御遠鏡持參致返進、尤麻上下着、淺草高橋御役所（下役中ニも出会）高橋氏江逢談、夫より我等斗、小普請組頭波江新之助江、今日帰府之段申達、津田家江立寄、小川町広小路支配松平石見守殿江龍出、着届申置、堀田振津守殿江龍越、七ツ時後、深川江帰宅

#### 資料第九 第二回九州測量終了、帰府後の江戸日記（伊能忠敬）

五月二十二日、曇天、六ツ後新座郡（大岡源右衛門御代官所、伊賀者給地）白子村出立……板橋渡巾七間打止メ迄……昼夜板橋平尾町川越伊勢屋佐兵衛、夫より無測、江戸内着  
同二十三日、曇天午後、五ツ半時過出宅、表向江戸表着二付、御届并御証文、且御遠鏡持參、麻上下着、弟子共モ召連、高橋家江相越、下役衆（氏脱カ）永井・今泉・門谷）出會、高橋ニ逢談（御証文若通、御遠鏡一箱）返納相済、夫より我等斗小普請組頭波江新之助江龍出、今日江戸表着之段申達、津田家江立寄、夫より堀田振津守殿江龍出、當時支配松平石見守殿江龍出着、御届ケ申置、七ツ時過帰宅

同二十六日（朝曇天、昼後晴）ハツ頃出宅、高橋家江相越（兼而伺置国々

領主より贈物)并目録等之儀、同濟之旨種々御用談等相済、六ツ半比帰宅

同二十七日、晴、六ツ半比出宅、麻上下着用、國産并目録、國々領主より贈物為礼、口上書手札持參、左之通相越ス(鉄炮洲五島大膳殿、天文方

波川助左衛門江立寄)芝塙留奥平太膳太夫殿

日新錢座伊達家内 日新馬場薩州侯 赤羽根

桑原隆朝宅江立寄 札之社久留島伊予守殿 有馬侯

三田小山島津淡路守殿 麻布新町秋月佐渡守殿 芝新堀黒田甲斐守殿

五月二十八日、細川侯

五月二十九日……九ツ前帰宅、但今日迄ニ而礼廻リ不残相済

六月朔日、朝憂、午後憂晴(会田庄左衛門、同惣太郎)来、我等八幡宮參稽

生不相叶、去ル二十四日亥刻死去いたし候段申來候ニ付、定式之忌眼相請候

七月二十六日、飛驒国高山止宿鍵屋与作方より以書状、兼而貸置候国四一枚相返ス

七月十三日、飛驒国高山止宿鍵屋与作方より以書状、兼而貸置候国四一枚相返ス

十一月二十三日、晴、大野弥三郎入来、日向・薩摩・豊後国四枚借遣ス、星岡三枚相返ス

〔編者解説〕千葉県佐原市の伊能忠敬記念館に『伊能忠敬先生日記』と総称する三十冊がある。大きさは横十三・五センチ、縦二十五・五センチ、または横十七センチ、縦二十三センチなど、大小があり、伊能忠敬一人の筆ではない。この日記のうちから、文政十二年の北海道測量から文化十二年・三年の

伊豆七島測量までの測量出張の日記を抜いて清書したのが『測量日記』と総称される二十八冊である。それらは『蝦夷于役志啓行策略』『蝦夷于役志』『沿岸日記啓行策略』『沿岸日記』『測量日記』『量地日記』と、前後に名

忠敬の自筆である。その写本は東京上野公園の日本学士院にある。

忠敬(貞六一九)に「原簿の遺存せる部分と清書せる測量日記とを対照するに

字句、文章には多少の異同あるも、其内容に至りては毫も差違の存する所を見ざるが故に、清書に係るものも原簿と略同様なる価値を有するものと云ふべく、原簿の欠失は必ずしも深く惜むに足らず」とある。私は必要部分について両者を対照したが、内容は同様であつても、その字句文章の相違のうちには参考になつたものがある。さらに測量出張のない期間の江戸における忠

敬等の活動状況は『日記』(その部分を『江戸日記』と呼ぶ)によつて知るほかはない。僅かに抄出した『江戸日記』によつても、島津藩士野元嘉三次の活動が明らかになり(資料第五、第七)、測量出張がら帰府した後に諸侯からの贈物について当局に同済みのうえで処置すること、文化十年六月七日北九州測量中に死亡した長男景敬の正式の死亡届を測量終了後に出していること、飛驒の高山の者、大野弥三郎(江戸神田の時計師、忠敬等の測量機械を製作した)に国図を繪出している(資料第九)ことが知られる。このことは地図が外に出る「系路を示す。忠敬が諸国の國絵図を用意したことは資料第二十参照。『江戸日記』についてはなほ調査が充分ではないが、日本学士院の『伊能忠敬江戸日記』の解説(大谷亮吉氏のものと見られるに「ソノ口誌類ノ全ク逸散シテ遂ニコレヲ探求スル能ハザルモノ左ノ如シ」として、享和元年十二月八日から同二年六月二日まで約六カ月、享和二年十月二十四日から同三年二月十一日まで約四カ月、享和三年十月十三日から文化二年二月二十四日まで約一年四カ月、文化八年五月九日から同年十一月二十四日まで六カ月半、文化十二年正月から文政九年四月まで約三年余、という事実が示されている。なお『測量日記』の、資料整理のためのものと見られる朱の符号はすべて省略した。原文の丸印の文字は印刷の都合により括弧で囲んだ。

『測量日記』の原文では、坂部隊の手分け測量の記事をすべて一字下げて記してある。この体裁を示さなかつたのは編者の不注意であった。

資料第十 伊能忠敬の関係書翰

その一、文化七年四月八日付、日向國延岡から高橋景保へあてた書翰

(日本學士院『伊能忠敬御用書翰集』)

一筆啓上仕候。愈々御捕御安泰可被遊御座奉恐喜候。隨而下拙共一同無異儀、昨六日向國白杵郡延岡、内藤龜之丞殿城下江安着仕候。乍恐御安逸可被下候。

一先月初豊後國海部郡佐伯城下より愚簡差出し申候。相届御高覽被下候儀と奉存候。右書面ニ申上候通、佐伯領之儀、磯湾入海岸數多、岩石難所之上ニ、島々海岸共百余里ニ及候間、一同日々出精相測候而も、三十五日數相かゝり、当月二日に當延岡領江相移り、六日ニ延岡城下江着仕候而、手近海岸島々測量、今日相済、明九日當延岡城下山立仕候。今四五日も延岡領相測、夫より御代官羽倉権九郎元支配所、御料所村々、三四日相掛り、同國高鍋領ニ相成候。夫より佐土原領、既肥領も測、薩州領日向國(是は海辺五七里ニ而大隅國ニ相成候よし)取掛り候ハ五月上旬と奉存候。出立前ニ測量之儀掛合候薩州留主居添役野元嘉三次と申仁、此度延岡城下江罷越候間、測量之筋も相談仕候。拔薩州領日向國南海ハ大難所ニ而、海岸通行も船測も不相成、薩州海辺にも大難所有之候由。種ヶ島屋久島海辺、大隅より里數近き様ニ存候得共、大隅よりハ海上悪く、薩州鹿兒島辺より日和を見合、相渡り候事と申候。何れ薩州領にて存之外、日數余分相掛可申哉ニ奉存候。

一當延岡城下ニ而昨夜測量仕候處、北極出地三十二度三十五分程ニ相成候。是迄は暑氣も無之、海岸乍難所も測量宜く御座候處、此上ハ逐日北極度ニ連レ、暑氣モ強ク相成可申奉存候。弥大暑ニ相成候ハ、午前を出精相測、午中より相休避暑可申一同申合候。其御地旧冬大寒氣と承候得ハ、当夏大暑も難計候。御用心御保愛御凌可被遊候。猶追々可申上候。恐惶謹言

四月八日

伊能勘解由

高橋尊君 玉机下

猶々御家内様江宣敷仰通被下候様奉願候

その二、文化七年八月二十日付、薩摩國串木野から高橋景保へあてた書翰

(同上)

一筆啓上仕候。秋冷ニ相成候得共、御安泰可遊御座恐喜候。下拙共一同無異儀御用相勲候間、乍恐御安逸可被下候。

一先月二十六日薩州河辺郡片浦より愚簡相認、鹿児島江向差出申候。追々相届御高覽可被下候。夫より国々海辺相測、同國日置郡市来湊と申所へ晦日着、翌八月朔日右湊村より上甑島江海上十三里渡海、上甑島下甑島一昨十八日漸測量相済、昨十九日又々市來湊江渡海仕候。拔薩州領之義も余程済、当月中ニは肥後國界迄相済、来九月十日頃迄は薩州領長島獅子島相済、夫より天草島江相渡可申哉ニ奉存候。

一市來姿より此度大手分仕候而、坂部青木内弟子二人、棹取共、右所より鹿児島城下迄横切測量仕、夫より先達而海辺測量仕候節、印を残候大隅國始羅郡加治木長土村と申所より、加久藤と云本街道を肥後國人吉城下夫より同國八代迄相済、天草島出会と都合仕。天草島之義は存之外大島ニ而、大島は周回六七十里、中島三十里余、小島五六里を頭とし、數多有之候由、下甑島迄天草大庄屋罷越し物語ニ御座候。左候ハ、二ヶ月も相掛可申哉ニ奉存候。肥後國熊本城下江ハ何れ十一月末歟、十二月初旬着と奉存候。

一本星小星測量之義、先達而申上候通、其夜ハ其時刻ニ兔角相疊リ候而、毎度測量仕兼、一同殘念ニ奉存候。兼而御推步被下候日數ハ、昨十八日夜迄ニ相済候得共、実測ハ当月二日夜ニ小星凌犯之内、漸一星凌犯相測候而已ニ御座候。仍而此度測稿も差上ケ不申候。帰府可入高覽候。恐惶謹言

八月二十日

伊能勘解由

高橋尊君

猶々御家内様江宣敷仰通被下候様奉希候。初當國大暑之義も四五日前より大ニ減じ、朝暮夜分ハ大ニ宜相成申候。自今測量ニは能有之候得共、秋風ニ而波高ニ成船測ニは度々差支可申奉存候。猶追々可申上候。以上

〔編者註〕甑島から市來姿に帰航したとあるは串木野の誤記。

その三、文化九年三月五日付、鹿児島城下から桜井秀蔵へあてた書翰

(同上)

愈御捕御米安被成御座珍重不少候。隨而我等初一同無別条、所々測量、当月二日薩州鹿児島城下江致安着候。御安意可給候。

一深川留守宅之儀、何角御世話添存候。正月中嘗状進候間、相届御覽可被成候。何れ二も相応なる売居家買入不申候間ハ、深川宅売払儀ハ御見合可被成候。帰府地図仕立ニ差支候而ハ、上江対し相済不申候。

一佐原本家正月認ノ書状相届候所深川家主善藏方より元地代引請候上ニ、一ヶ年金三兩差出シ備用致度申候。總成借用人有之旨、佐原江由來候ニ付、其御方江相談取極候趣申来候、其方が都合宜候。定而右相談相整候儀と察入候。此上御近所ニ地図も出来可申程之格好なる売居家、御聞立ニ成候ハ、佐原江御談し御整可給候。取急キ候ニ不及候。深川宅借し家ニ相成居候得ハ、若じ来年迄ニも相応之売居家無之候ハ、先ハ深川ニ而地圖仕立、其上之儀ニ可致候。乍末毫御双親様并御内室江宣敷御伝達可被下候。屋久島種子島測量相済、鹿児島城下江帰航候ハ、猶又御沙汰可申入候。以上

二月五日認

桜井秀蔵

〔編者註〕桜井秀蔵は忠敬の庶子。

伊能勘解由

その四、文化九年三月五日付、鹿児島城下から長女妙薰、長男の妻お里てへあてた書翰

(伊能忠敬記念館)

十二月十七日、正月四日、十三日出御文、一同ニ薩州鹿児島相届披見致し候。弥御家内御捕機嫌能御著し被成、目出度く存じ参らせ候。我等一同無事ニ三月二日鹿児島城下江着いたし候。御安意可給候。一出立の節失急取落し候七寸の曲尺、（今江）かけ候眼鏡、衣装目録等、手紙御添、浅草江御頬被遣候所、高橋氏より早速御勘定所江御差出、夫より東海道大津御郡代江御渡之所、我等共甲州測量之節ゆへ、測量先不相分候とて御勘定所へ相帰し、又々御勘定所より大津御郡代江相渡り、正月二十五日豊前国小倉城下宿継ニ而相届申候。延引ながらも御威光ニ而無

滞相届致落手候。御安意可給候。

一旧冬持病の痰少々發候所、十六七日も相掛致全快候。炬燭手<sup>フリ</sup>其外皮紙子の衣服ニ而大ニ寒を凌キ候。痰ノ煉葉ノ方書被遣相届候。

一間宮林藏儀出立後も彼此致世話候よし、深切の事ニ候。此人大晦日蝦夷出立之段、高橋氏より申来リ候。是ハ古江江立寄候事ゆへ大晦日出立と察し入候。

一本家分ニ備後表合七十疊、其根元ニ而御調可被成旨伝越され致承知候。早速箱田良助江申付候。屋久島種子島相済、小倉近所江引返候節迄ニ備中か備後江注文為致、御城米船序ニ江戸直瀆ニ相成候様執らせ可申候。木賃ノ上ノ二間継花御<sup>マツバ</sup>莖<sup>シダ</sup>の品、備後ニ可有之や段仰遣され承知致し候。追々相糾、備後備中ニ有之候ハ、相整遣し可申候。羽石備後表いつ頃ノ御入用ニ相成候や。來西ノ春入用ニ候得ハ江戸直瀆の都合も宣候。入用の月を追ての御状ニ可被仰越候。

一長崎江罷越候ハ、珍敷器物調候ニ、持參金も少候ゆへ差支へも可有之、淺草ヘ御廻被成、金子可被遣や之段、能ぞ御心付被成候。何様長崎ニとは買物も可有之候。何れ金子持參も二ヶ年余ニは少候。乍然長崎江行候迄ニは國々諸大名も余程有之候間、御贈物も長崎小買物位ハ可有之候。金子被遣候ニ及不申候。御案被成間敷候。

一当二日鹿児島城下着ニ候。六七日も逗留、持參の荷物残置候荷物引分ケ、天氣見合、當所より乗船、内海十三里当薩州の湊山川と申所江龍越、天氣日和順風見合、先づ屋久島へ相渡測量致し、夫より種子島江渡り候。西島相済鹿児島江立帰候ハ、又目出度書状差出可申候。此節鹿児島ニハ琉球上布中府等ハ無數ニ候。西島より龍帰候節ハ琉球より入船も有之候間、少ハ相整可申候。

一本家取締之儀、お利と由合、長久ニ相続候様御心配可被成候。我等所持金利足等之儀、年内御取極被成候段大ニ宜候。本家より目録も相届候。相改候間も無之候間、追々相改可申候。兎角大丈夫ニ利足廻しニ可被成候。余分ニ相成る程三治郎、（アシカ）之助初譲金も、我等小遣も十分ニ出来申候。そもそも普請金小遣も利足ノ内より御取可被成候。

一お利て女より度々御文給ハリ大慶致し候。そもし同様之儀、別ニ返書ハ

不遣候間、此書状兼用可給候。

一 錄之助寛和愛相ニ成長之由、親仁より申來り致大慶候。三治郎儀壯建ニ而軍物語ヲ好ミ年を重候程、様子も宜候得ハ、閑官林藏助言之通り、惡遊不致、温和ニ書物ヲ指南致し候様、お利てと申合御龜立可給候。兩孫之内ニ而我等ニ似寄候様致し度候。

一 内弟子、侍共も一同和合相勤候。甚七儀も引繩、測器掘込相覚候、棹取一人前ニ相成候。御安意可被成候。猶追々可申入候。目出度かしく。

三月五日ニ認

当月下旬三出ルよし

東河父

妙薰尼

お里て女

猶々御序之節、加納屋おとし、閑場お安へ宣御云達可給候。

〔編者註〕良安翁、當時は未亡人となり別居していた。元治郎・錆之助は長男景敬の子、忠敬の孫である。

その五、文化九年五月二十五日付、鹿児島城下から妙薰、お利てにあてた書翰

(同上)

二月七日、三月五日両度の御文、浅草の御役所より三月二十日頃御勘定所江上られ、同二十二日御勘定所より薩州江戸御屋敷江御渡し、当月初鹿児島城下江相届候よしニ候得共、日本一つ大難所の渡海ニ候得ハ、船便も無之、当五月十七日漸種子島相届、披見致しまいらせ候。弥御摘要けん能入ら勢られ目出度候、嬉敷大慶いたし候。我等初、着添の衆内弟子、佐右衛門、侍共迄、一同無事御用相勤候間、御安心可給候。左より順風を相待、同二十二日屋久島江向出帆致し候所、逆風ニ成渡り兼、山川湊江引帰し又々風待致し、同二十六日順風ニ而屋久島へ相渡候。山川津より海上三十五里と申伝候。潮急流ニ而日本一二ノ大難所ニ候。屋久島と申ハ悉高山にて二十五六里ノ島ニ候得共、二町三丁ニ川々流レ

出悉ク湿地ニ而、海岸ハ大岩石ニ候間船ニ而測量も六ヶ月敷、殊ニ日々雨を催し測量ニこまゝ入候。処然大岩石を昇降無滞測量相済し、夫より順風を相待四月二十六日種子島江相渡候。是も同様潮流日本一二ノ所にて、薩州鹿児島の人も往来無之候。種子島渡海の日も屋久島の近所硫黄島邊ニハ大船難船有之候。初種子島も手分けにて日数八日三相済し候得共、順風無之長逗留、当月二十二日ニ順風ニ而山川ノ湊へ相渡り、昨二十三日鹿児島城下江着致し候。三四日も逗留、来二十七八日ニハ當所出立、月食も候得ハ、豊後より豊前内ニ而中元も祝候事ニ候。関東も中國四国九州内も恐入候薩州兩島、無別条相済候段、御安意可被成候。美ニ御威光難有存し候。鹿児島よりも御留主居一人御留主居添役六七人、徒士同心、御医師用達、測量手伝人足共百六七十人も着添、兩島江罷越、一同ニ鹿児島へ罷帰候。薩州侯ニモ御心配御物入ニ候。最早大難所ハ相済し、此より対州・壱岐・五島ニ候。此も大難所ニ候得共、大名方御渡海ニ御座候得ハ、國々ニ而も薩州兩島程ハ恐レ不申候。勿論東西ノ春夏の終ニ御座候。

一 出立前申合候本家取締方地頭方江加し金之儀、以後相止候様、兩人江申聞候所、本家も只今ニ而は承知被致候よし、遅御座候得共大ニ宜候。当世ハ士農共人物悪く恐敷時節柄ニ相成候得ハ、地頭ハ勿論百姓商人共ニ一通ノ加しハ相成不申候。此上共ニ兩人より御心付可成候。

一 出立前相渡し候金子五両足し金之儀、永沢井三筆川屋江加し候段承知候此上返済も有之か又ハ利足相集リ須て宣御取計可被成候。本家預ケ金之儀地所相分置候よし、三治郎錆之助江行々相譲り遣し候共、此分ハ三治郎へ譲金此分ハ錆之助譲金ト急度不相分候而ハ、譲金の甲斐無之候間キット御分置可成候。尤當時ハ我等名前ニ致し置候様宜候。深川宅之儀家主善藏より脇々江申候方宣候旨、其方より正月中申來候間、其旨大ニ宣候段申遣候所、此度ノ書状ニハ一切不相分候。相應ノ賣居家買入無之候而ハ深川宅売渡も取崩も相成不申、畠府地圖御用ニ差支候而ハ相済不申、我等帰府も戌の春頃と大凡ニ致候。

一三治郎江銀板の大小刀遣候所大ニ悦被申候よし、遠方江出候節ハ佩刀為致候而も宜候。

一妙薰隱居家大方出来、二月中に御引移のよし見出度候。余り不自由ニ無之様御暮し可被成候。入用不足ニモ候ハ、伺れニ也可致候。道中より出しひ候書状相届キ不申候旨御遣ハされ候。当正月五日認の後ハ正月二十六日豈前小倉より差出し候。二月十六日肥後熊本より差出し、其後ハ三月初鹿兒島限ニ而、此度鹿兒島より差出し申候。

一三治郎儀手習ニ津宮江遣候よし、大ニ宣候。慰ニ象棋も覺候よし随分宣候。我等帰府迄ニ何角上達候様ニ致し度候。鏡之助儀も柔利ニ而愛相も有之、諸人吹聴のよし、夫も亦宜候。兩人ニ而成たけ御仕込、惡極不致候様、少も善事ニハ趣候様ニ御心配可被成候。

一屋久島種子島禰島ハ南方無類湿地ニ而、毎日雨降り晴天少、我等初坂部下役中、内弟子、侍共ニも少々温中も有之候得共、当分之事ニ而鹿兒島江帰着候得ハ伺れも大方及全快候。御安心可被成候。見出度くかして。

五月二十五日

加け由老父

妙薰尼  
お利て女江

猶々横川岸中宿、其外へ序のせつ宣敷御伝言可給候。津宮加納屋治兵衛より年頭状相達候。是又宣頼入候。

その六、文化十年四月二十七日付、対馬から妙薰へあてた書翰（同上）

一筆申遣し参らせ候。弥御御壯健ニ御入可被成と大慶致し候。此方我等初、坂部、井ニ下役衆、内弟子、侍草履取迄、一同無事ニ候間、御案し被成間敷候。左候得ハ三月二十八日壱岐の國より対馬の國江無難ニ相渡リ、同二十九日より測量相初、当四月二十七日迄ニ江戸表ニ而も対州御用ニ而御越の御役人御存の、日本一と申程ノ海辺大難所、首尾能相済し申候。此より日本一ノ大難所、街道ト残ノ入海相測、五月十二三日頃ニ對州府中城下江立帰り、又々風波相見合、五島江渡海、夫より大村領の島々相測、七月初長崎江罷越候。此度ハ薩州屋久島初、種子島、夫より平戸領の島々、壱岐対馬共ニ大難所ニ候所一同是迄怪我大病人も無之、

大仕合夷ニ天幸ト存し候。尾形頭次初、箱田良助、保木敬藏共ニ是迄病氣も無之、日勤出精致候。其外棹取両人佐衛門、嘉平治、善藏、僕佐兵衛共ニ実貞ニ能勤候。此度ハ一同出精相勤候間、七十近キ翁ニ而齒も痛元氣も前々の様ニハ無之候得共、何事にも差支も無之、腹立候事もなく大ニ宣候。御阿んど可被成候。測量ニ付候而ハ尾形致丹誠候間、夜分抔ハ大ニ助カリ申候。

一深川家作之儀ハ先達而申進候。各別の格好なる亮家無之候ハ、矢張深川旧宅ニ而地図も仕立可印候間、左様御決心可被成候。

一去ル二月二十二日夜、浅草高橋御役所、并ニ御住居の外、御預り御書物之内迄焼失之よし、同二月二十五日手伝吉田栄六郎より申來候。高橋氏ニハ暫時御差控ヘ被察候。高橋御役所ハ上ノ御用もよく、曆局四役所ヲ一役所江被仰付候事ゆへ、外役所ノ妬忌も可有之、高橋氏も勢過候様ニ相聞候間、書状毎ニ恭謙譲と謹慎之儀ヲ申遣し候。滿ハ欠の所ニ相当候ハ残念ニ候。在府にも候得ハ、何角心添も可致候得共、大遠国致し方も無之候。依て火事見舞金拾兩遙上致し候。遠國より金子ハ下し兼候間、我等毎月上より被下置候御扶持万米代金、月々ニ高橋氏江相渡候間、夫の内より右金拾兩御引取、御普請ノ御足しにも被成下候様ニ申遣候。前車ノ覆ハ後車ノ戒ニも候間、本家ノ火ノ用心ヲ御心配可被成候。

一我等事幼年より高名出世を好み候得共、親ノ命ニ而佐原江養子トナリ候間、好ル所ノ学文も止メ産業ヲ第一とし、伊能家ノ先祖ノ格言ヲ相守リ、終ニハ先規造命の救民迄も助ケ候間、功成名遂テ身退ハ天の道と江戸表江隱居ニ及候所、又々古今ニ無之日本國中測量御用被仰付、諸侯大名ノ奔走、御取成ニ而諸國遍縦致候ハ、美ニ以テ難有事ニ候。此ソ実ニ天命ト言シカ、先祖よりノ御礼讐ト言シカ、言語ニハ難及候。

上ノ御憐愍ニ而何不自由もなく十分ニ取暮し、本家より手当も無之候も相済候儀ハ、我等一生ノ徳分ニ候。左候得ハ帰府候而も三郎右衛門方より世事ノ物語、相談等ハ無之候様、兼て御止メ置可被成候。長寿致候得ハ、本家ノ外聞大ニ宣候。其筋も本家ハ不弁専もなき相談等有之、却而痛心ニ及候。孫共ハ在府ニさへ候ハ、引取置、成たけ指南可致候。

其許も加賀長守候様ニ可被成候。猶追々可申進候。日出度可かしく。

四月二十七口

東河翁

妙薰御坊江

尚々お利てへ別紙ハ不遣候、此文ニ而宜敷御伝言可給候。兼て申談置候利足取集、利足回等之儀ハ、御両人被仰合宜敷御執斗可被成候。以上

〔編者解説〕この書翰は対馬周測終了の日の文化十年四月二十七日、同島北端の絶浦がらのものである。「大難所」であった南の屋久・種子兩島、北の大島がすみ、離島では長崎県の五島が残るだけとなつた。全沿海測量の完了も間近いといふ見込みがつき（九月十五日長崎半島において完了）、忠敬の心境に余裕が出て、幼少時代から日本全国測量という大事業をなすに至るまでを回憶し、諸大名の援助に感謝し、部下の尽力に満足しているのである。

第二回九州測量は足かけ四年にわたる長期であり（沿海測量の終了後、内陸の諸街道を測量しつつ江戸に帰る）その間に異変があつた。「去ル二月二十二日夜、浅草高橋御役所」の火事といふのは、文化十年二月二十三日既九ツ半、高橋景保の役宅からの出火をいう。坂部貞兵衛惟道の老母は同年四月に死亡した。それを五月下旬ごろ知った坂部は七月十五日には五島の福江で病死する。測量副隊長の死を長男三郎右衛門景敬と「鳥ノ翼を落候と同様ニ而、大ニ力を落致慘傷候」と報じたのであるが、その書状を受取るべき景敬はすでに六月七日に病死していたのである。その発喪は資料第九参考。

### 資料第十一 坂部貞兵衛の関係書翰

その一、文化七年四月八日付、日向国延岡から高橋景保へあてた書翰

（日本學士院『伊能忠敬書翰集』）

一筆啓上候。追日向署ニ罷成候得共、被遊御捕御安泰之御儀と奉恐賀候。次ニ私共一同無別条去ル六日日向國延岡城下江着仕、今八日迄逗留ニ而、川々島々相測申候。刲て大川三面島も五六島有之、三日逗留ニは候得共、手張し測量仕候。乍併天氣宜敷、最早明日は出立仕、赤水と申所へ泊リ之積りニ御座候。存外手間取候は佐伯領にて、二月二十五日より引移、四月一日ニ延岡領江漸く引移リニ罷成申候。二十日位と見込候

處三十六日も相掛り、兼て見込より半月延ひ申候。乍併日州江移り候而是、浜も多分御座候故、少々ハ埋リ可申哉。何レ五月初旬は薩州領三面内隅之内相回り可申哉と見込罷在候。昨日薩州より留主居添役野元嘉三次延岡領宿迄罷出申候。右嘉三次義去秋江戸表ニ而面談仕候ものニ而、今便も諸事談し方等、至極宜敷御座候。只因り可申は薩州海辺二十里程之内ニ泊リ所無之、其上海岸大荒波、且山は至而嶮岨ニ而、一向人倫絶へ候場所有之候由、嘉三次甚心配之段申出候。乍併行掛リ無是非次第、可成測量可仕旨申合置候。追々奇妙成ル場所出掛け申候。都而九州ハ浦々人家間遠く、佐伯領ニ而モ一ヶ所ニ三四日程ツ、逗留いたし、最寄之海辺を毎日四五里程ツ、相測リ候次第ニ御座候。猶追々御用先之義可申上候得共、先今使延岡迄相済候義申上度、如斯御座候。恐惶謹言

四月八日

坂部貞兵衛

高橋氏玉坐下

尚々乍末、御家内御惣容様方江宜敷御伝言奉願候。追々暑ニ赴候間、折角御自愛被遊候様奉祈候。

一卒儀每事御厚諭被成下、難有仕合奉存候。將又留守宅も不相替御厄介ニ罷成候義、千万難有幸存候。何分可然奉願候。

一去冬以来、御内々申上候豊作義も佐伯領ニ而石場之義、勘解由聞及候由ニ而、直ニ暇遣し、此節ハ至極平和ニ罷成、一同安心之次第三御座候。

此分ニ而ハ無難ニ御用相済可申と奉存候。御安意思召可被下候。以上

〔編者解説〕延岡に出向した島津藩十野元嘉三次から、島津領沿海及び離島測量の困難について説明を聞き、伊能坂部兩人がこれを高橋景保に報告したのである。「薩州領海岸大難」とは大隅半島の太平洋岸をさしたものと考えられる。大谷亮吉『伊能忠敬』（貢一三八）にこの両人の書翰、及び『測量日記等』を参考文献にあげて、「鹿児島藩等に於ては実測施行上多少の困難に遭遇すべきことを忠敬等は予想せしが如きも、實際に於ては意外の厚遇と便宜を得て、測量業務は毫も支障を受くることなく遂行するを得たり。」と説明してある。大谷氏の「実測上の多少の困難」とは、自然環境による測量業務の支障困難をいうことと疑う余地はないが、それを島津藩の厚遇と便益という人間関係のことと前後して簡潔に記述した文章にやや不備があった。この

文章により、また文献を参照しない大谷氏の文章の改悪叙述者などの説明によつて、測量隊に対する島津藩側の態度について誤解が流布することになつた。大谷氏の文章が「ひそかに予想された薩摩の測量妨害行為などは全然なかつた」となり（伊藤弥太郎『伊能忠敬』貢三〇四）、「薩摩の國を測量するには、さうどうじやまがはじめて、おもうようないだらう——幕府もさうおまい、忠敬じしんも、それを覺悟していました、だが、じつきは幕府や忠敬の予想とは、まさに正反対でした」（清水信夫『伊勢忠敬』偉人伝文庫）。なお、伊藤氏の著書及び少年文庫本『伊能忠敬』の「大日本沿海奥地全図」は「赤水國」であつて、「伊龍國」ではないこと後文参照。

文中の供侍の成田豊作の解雇についてば、『測量日記』文化七年三月二日、佐伯領鳩浦の条に「供侍成田豊作、不束なる儀有之、此所より長暇遣す、翌三日右暇遣す旨潛局に咎状を發す」とある。

## その一、文化七年八月二十日付、薩摩国串木野から高橋景保にあてた書翰

(同上)

尚々折角時候御自愛被遊候様奉祈候。乍末御家内皆々様江宣敷御伝言奉願候。小太郎様嘸御成人と奉察候。  
渋川様江も御序ニ官敷奉廟候。毎々ニ御無首申上、不本意之至懃人奉存候。吳々も宜敷奉願候。留主宅伴義每夏御高情被成下、難有奉存候。何分不相替御取立一偏奉願候。無程歸府万々御礼言可奉申上候。已上

八月二十日

坂部貞兵衛

## 資料第十二 高橋景保の関係書翰

### その一、文化七年九月十六日付、種子屋久西島測量延期に関する書翰

(伊能忠敬記念館)

追而此狀着次第早々ニ請書可被差越候、以上

七月廿五日附之飛札去ル九日相達致披見候。然者其頃薩州路廻浦有之、同所屬島種子島屋久島渡海之儀ニ付、農後守役人中江被掛合候書面六通被差越致一覽候。右書面之趣ニ而者、年々二三月比渡海五六月比帰渡氣候宜、其余者往返不相成由。依之其比まで薩州逗留相待候茂無益故、同見置候様昨十五日披津守殿被仰渡候。尤農後守江茂別紙之通被仰渡候段可申哉と相考申候。當暮迄三帰府之見込ニ御座候へ共、帰路之鎌田州街道をも相測候積り故、明春三月頃ニ不相成候而是帰府ニ罷在申間敷哉。

余り延引ニ罷成、何其恐入奉存候へ共、此段御會置被下候様奉願候。一右申上候通、日數延引ニは罷成候得共、薩州杯ハ又相越候義も難相成と小手分等ニ而街道海辺十分に出来、至極宜敷地圖ニ罷成可申と奉存候。無程歸府之上、相仕立奉入御覽候様可仕候。右申上度如斯御座候。其外何分用事も可有御座と奉存候得共、明日より三十日程之手分ニ而諸取調大取込故、転勤早々乱筆不文言、御免可被下候。重便又々可申上候。恐々謹言。

より右時節三度不限渡海相成候儀も可有之候間、都合次第立戻り、豈後  
守役人中江委細可被談候。右之段態と申進候。以上

九月十六日

高橋作左衛門

保景

伊能勘解由様  
坂部貞兵衛様

その二、文化七年十二月十一日付、種子屋久岡島測量延期に関する書翰  
(同上)  
去月十五日附之飛札去八日相達披見候。然者薩州二島此度之序、時候  
見合立戻リ可被致測量様申遣候處、内弟子井小もの等病人多ニ相成候而  
無人故、右二島測量年延之儀被申越致承知、即別紙之通伺書添、昨十日  
攝津守殿江伺候處、願之通此度者致帰府、重而相越候節可致測量旨被仰  
渡候間、可被得其意候。尤此度者先達而取極候道順之達測量有之、中帰  
リ可被致候。

一薩州役人共より問合書面致一覽候。右返書之儀者、此度被仰渡候趣を以  
早々彼方江可被致返答候。当地よりハ別段御達無之候。右薩州より之來  
書致返却候。右態与申遣候。以上

十二月十一日

高橋作左衛門

保景

伊能勘解由殿  
坂部貞兵衛殿

〔編者解説〕種子屋久岡島測量の延期は、鹿児島への再度の来測となつたばかり  
でなく、南九州への往復の街道測量となり、それだけ測量が精密になる結果と  
なつた。この延期が九州を二回にわたりて測量する原因になつたか否かとい  
う問題については説明を省略する。いずれにしても伊能測量にとっては種子  
屋久測量は重要な意義をもつものであった。書翰その一は七月二十六日河辺  
郡片浦村から発送した書状に対する返事であり、その二是十一月十八日熊本  
県八代から発送したものに対する返事である。前者とも景保の自筆書翰では  
ない。代筆のものは印(墨田)がおしてある。攝津守は若年寄(寛政二  
年・大保三年)堀田政教。なお、その一では追加書きが前に出ている。

### 資料第十三 間重富の関係書翰

(伊能忠敬記念館)

伏見より之御書状包物とも晦日ニ相達奉拝見仕候。如仰候余寒之節三御  
座候處、益御勇健被成御座之由欣然奉存候。隨而小子無異寵在候、乍憚  
御安慮被成下候。猶又此度ハ十一月廿五日江戸御出立之由高橋様より御  
達有之候。追々御様子承り申候處、三河辺ニテ越年之趣江戸より申来候  
處、存外早く伏見へ御着之由、恐喜之由ニ奉存候。東海道藤沢より大山  
身延山之御測量、当月十七日に興津宿迄御着之由、廿九日伏見、晦日郡  
山止宿、元日ハ御逗留、二日西宮へ御出之由。依之小子も兼而ハ久々不  
得貴頃、西宮へ罷越し可得拝顔申居候處、式日、御城代御礼等、二日は  
手管仕候間、多く得參上不仕候哉、残心ニ奉存候。隨分御安泰ニテ薩州  
南島御測量之由、一入ニ御苦勞奉存候。猶此辺深雪もなく、恩召之外ニ  
御道中早く至置ニ奉存候。此より無測ニテ三月初ニ鹿児島へ御着之由。  
乍併此度ハ薩州兩島壱岐対州五島其外島々御測之御恩召込、中々大通、  
中休ニ御上坂可然奉存候。且又長崎へも御越と奉存候。当年己ニ大十七  
才ニ御成、七十歳ニして御大成被成之由、凡人之不企及儀ニ奉存候。惣  
而西洋人之理學ニ於ル、我か為ニあらす、人の為メ天下之ためニテ、我  
レ人ヲ論せず、死而止ム事、実ニ公之如を定鑑と可致、誠ニ天ニ御奉公  
ト思召卒業奉析候。小子ハ去々年以來不快ニ候處、暫くハ宜敷、又々  
当十月頃より相發し申候、兎角取筆難成、漸く当月廿日頃より少々快く  
御座候。しかし本復ニモ無御座候。貴君之御元健氣御浦山放奉存候。  
追付御上坂を奉待上候。扱小子ハ仕合者にて、此の不快江戸ニテ相發候  
ハ、帰國可仕候哉之所、御免有之、大幸之由ニ奉存候。然し在国養生  
氣ままニ仕候事ニ御座候。御安慮被成下候。

一銅板小地図御達被下、御意趣別て難有幸存候。中々急ニ相届キ不申杯此  
間江戸の返事ニ御座候。

一家族へ御加筆被下、別て難有幸存候。一々申聞せ申候、猶又可然申上候様  
御事ニ御座候。

〔編者解説〕この書籍には欠損があり、筆者、自付け、宛て名が表われないが、そ

の文面から間違へ重富が九州第二回測量に向う伊能忠敬に与えたものであるこ

とが分る。この書翰は大谷亮吉『伊能忠敬』の口絵写真にも出ているが、当

時すでに欠損があったようである。

間重富は大阪の人。高橋至時と共に天文学者麻田國立の門に学び、至時と共に寛政年間の改曆事業に従つたことなどは後文参照。学識において忠敬は重富に及ぶものではないが、重富には享和二年日食観測のため長崎に出現したとき、幕府の承認のもとに山陽道を測量した経験があるので、老年の忠敬が実測に努力しているのを称賛したのである。

#### 資料第十四 九州東海沿海村順

(伊能忠敬記念館)

日向國諸県郡	鹿児島領
夏井村	家數二十一軒 外十軒 郷士
志布志村	家數五百五十軒内四十四軒本村 四百九十八軒○浦 町八軒枝柳井谷村 外三百九軒 郷士
柏櫻嶋周回二十二町	権現嶋遠測
安楽村	家數五百九十九軒 九町入
野井倉村	家數六十九軒内 八軒下新地 二十三軒押切 外六十七軒 郷士
益丸村	家數五百六十五軒
内百五十五軒本村	百七十四軒菱田村 五十七軒菱田浦
横瀬村	家數三百八十九軒内 四軒瀬万村 九軒大崎村
柏原村	家數四百四十一軒 大隅國肝属郡
内一百三十軒柏原村	十六軒境村 外二十九軒郷士
二百十一軒柏原浦	七十二軒川東村
☆波見村	家數百四十七軒内 九十一軒波見浦 中嶋周回九町一十四間
内五六六軒波見浦	中嶋周回九町一十四間
○自柏原村至神之川村街道	但自小浜村者沿海

辺田村 家數二千五軒

小串村 家數六十一軒 外五軒 郷士

南浦村 家數三百五十軒内 百十八軒本村 六軒 永坪  
二百十六軒内之浦町 外二十四軒 郷士

★岸良村 家數百三十八軒内 九軒辺塚  
十軒大浦 四軒船問 同 大隅郡

☆辺津加村 家數百六十六軒内 九十三軒本村 五十軒枝大泊 飛地ニテ  
二十三軒打詰 先へ出ル 外九軒 郷士

★郡 村 家數百一軒内 二十一軒浜尻

上坂本村 家數七十七軒内 十八軒竹之浦  
七軒 間泊

山崎村 家數百四十七軒内百十四軒本村 山手へ入ル

十二軒外之浦 外四軒 郷士 御崎三所権現社 大輪嶋遠測  
二十一軒小波瀬

☆大泊 村 山崎村 家數五千軒内 三十三軒大泊浦  
二狹ル 七軒田尻 柏櫻嶋遠測 大泊港深五尋

伊座敷村 家數三百三十九軒 内百六十五軒本村  
四十五軒伊座敷浦 九軒佐多村 外五十五軒郷士

汀野追村 家數二十五軒 内六軒小追  
五軒 鳴泊村 十五軒嶋泊浦

山本村 家數四百七十三軒 内二百二軒辺田  
小根占村 家數八百四軒 内三百三十一軒本村

三十二軒浦町 四十四軒浜 外二百四十四軒  
大根占村 家數六十六軒

五十二軒大根占浦 外六十八軒  
二百五十五軒城元 郷士

坂屋之村 家數百四十六軒 内二十五軒塩屋 本村ハ山手へ入ル

神之川村 (ママ) 五百八十一軒洞南 二百十六軒横別府 外二百四十四軒

同國 肝屬郡

中別府村	家數三百三十四軒 内百六十九軒本村 四十九軒浦町 十六軒下井倉
岡崎村	家數二百四十五軒 内九十一軒本村百五十四軒 枝
池之原村	但串良村名斗二千人家八池ノ原ニ住 外八十軒 郷士
串良村	家數三百十一軒 内二十八軒中原 外三十六軒郷士 往還地先斗三町余
有里村	家數三百十七軒南ハ七町入 内十六軒甫ノ木 北ハ八町余入在住
小原村	家數二百二十一軒 南ハ十三町入 内六十一軒中山
上原村	家數七十五軒 内七軒 笠野
富山村	家數五百二十軒 内三百三十一軒本村 五十二軒☆野町
中之村	家數五百八十一軒 西ハ一町半入 外十三軒 郷士
横山村	家數五百七軒 外九十四軒 郷士
大姶良村	家數七十五軒 内八十七軒獅子目 外七十五軒 郷士
神之川村	家數三百四十軒内 六十七軒鳥浜村 外十八軒 郷士
小浜村	家數七軒
浜田村	家數七十二軒 内十八軒上浜田
高洲村	家數四百四十四軒本村 九十軒南高洲浦 二十四軒北高洲浦 五百一軒古江浦 百八軒木谷 十軒小鳴 外六十八軒
古江村	家數三百三十一軒 内九十四軒本村 三百一軒野里村 百五軒白水 二十一軒古里村 三十八軒船間 鳴津首令家来
★新城村	家數三百九十四軒 内四十八軒 新城浦 外三十八軒 鳴津安房家来
同國 大隅郡	
終原村	家數三百二十一軒 内百八十二軒 楠原浦
★田上村	家數六百三十五軒内 九十八軒新御堂 百軒浜平 四十三軒黒瀬 外五百六十八軒 鳴津長門家来
垂水村	家數四百四十一軒 内三百二十九軒 中股

海潟村 家數百九十六軒内 十二軒海潟浦 江之嶋  
三十六軒飛岡

牛根村 家數百二十九軒内 五十五軒田邊 二十二軒中浜 外四十八軒 郷士

十六軒下井倉  
五十六軒浮津 九軒深澤

☆二川村 家數六十七軒内 十二軒上之原 五軒大坪 外四十七軒 郷士

外百二十四軒 郷士

同國 嘘塚郡

境村 家數百九軒 内六十七軒境浦 外十一軒 郷士

☆廻村 家數四百五十六軒 内百九十六軒本村 百六十八軒浦

蔵町村 家數九十五軒 内二十七軒通山村 十二軒楠木原

外百二十四軒 郷士

同國 嘘塚郡

○自是牛ヶ峰江行街道

佳例川村 家數百八十二軒 内十二軒柴立

上之村 家數九十五軒 内二十七軒通山村 十二軒楠木原

後町三重町 家數九十六軒 内十軒光神山

藏木村 家數三百八軒 内二十二軒通山 二十三軒小倉

本町唐人町 三方五千六百石 市中 家數三百七軒

後町三重町 外百二十一軒 筑後家士 竹之下川

井戸田村 家數四百九十八軒 皆 島津筑後家士

原口村 家數七十四軒

鶯巣村 家數五十軒

寺柱村 家數四十軒

○宮丸村 俗曰都城一族鳴津筑後給地 市中 家數三百七軒  
本町唐人町 三方五千六百石 市中 家數三百七軒

後町三重町 外百二十一軒 筑後家士 竹之下川

後町三重町 家數四百九十八軒 皆 島津筑後家士

原口村 家數七十四軒

鶯巣村 家數五十軒

寺柱村 家數四十軒

大隅國 嘘塚郡

敷根村 家數九十軒 内五十二軒本村 二十五軒敷根浦  
十三軒脇本 外九十七軒 郷士

下井村 家數二百四十軒 内五十九軒川内

湊村 家數五十九軒

☆小 村 家数三百九十三軒 内三百八十七軒 小浜村

同国 桑原郡

住吉村 家数五百五十二軒 内五十七軒 本村 五十六軒 浜村 外十六軒 足輕  
浜市村 家数九十四軒

島中村

家数五百五十七軒 内十一軒 林原村

十三軒 西浜

野久美田村 家数四十一軒

小浜村 家数五百五十軒 内二十六軒 永渕

同国 始羅郡

日木山村 家数六十五軒

段土村

家数四百八十九軒 内百七軒 本村

三百六十三軒 浦町

外百九十五軒 鳴津兵庫家士

木田村

家数四百四十四軒 内九十七軒 本村 五十軒 浦町

餅田村

外百二十八軒 鳴津兵庫家士

外百二十八軒

内六十四軒 本村

百軒 松原浦

外三十三軒 本村

外三十三軒

内三十六軒 本村

百軒 松東餅田

外二十二軒 本村

九軒 加治木村

百七軒 浦町 七軒 白浜

大隅國大隅郡 横鷲周回

二十里〇二町三十七間 十四ヶ村

横山村

家数九十七軒 内七十四軒 小池

外二百七十四軒

郷士 ロコ鳴周回 二十一町三間 家数一軒

赤水村

家数百十一軒 外十五軒 郷士

野尻村

家数八十五軒 外七軒 郷士

湯之村

家數百十二軒 内二十軒 古里 外四軒 郷士

有村

家数八軒

脇山村

家数七十八軒 内六十三軒 濱戸 外六軒 郷士

黒上村

家数四十二軒 外十八軒 郷士

向面村

家数二十四軒 新鳴五ヶ但安永八年十月崩日焼 横鷲湧出五島

故名曰新島 新島五之内

一周回二十九町四十四町 家数八軒

二周回七町〇八間

四周三町余

一周回二十九町四十四町 家数八軒

二周回七町〇八間

三周回四町

一周回二十九町四十四町 家数八軒

二周回七町〇八間

四周三町余

一周回二十九町四十四町 家数九十九軒 外十九軒 郷士

二周回七町〇八間

四周三町余

寺領千三百五十石曹洞玉龍山福昌寺 寺領四百六十石曹洞松原山南  
林寺二百石曹洞大平山興國寺 百七十石曹洞惠燈院  
二十石余淨土養泉山不斷光院 三十六石日蓮本長山正建寺

中 村 家數五百三十三軒 内三十八軒唐渡 外二十二軒士家

郡 本 村 家數百二十七軒 外二十二軒士家

同國 箱山郡

宇宿村 家數二百四十六軒 内一百三十一軒施田

宿本村 家數千二百六十二軒 内二百五十四軒本村 七十軒中塩屋  
百十二軒波之平 三百四十一軒下浦本

四十三軒東塩屋 三十軒西塩屋 四十五軒筆貢  
百二十三軒草野 一百九十九軒 ☆谷山浦町

五十五軒谷山村 外三百三十八軒 郷士 七ツ嶋

和田村 家數二百九十九軒 内四十九軒本村 百三十二軒稻田浜  
四十軒校平川村 九十軒平川浦

同國 細黎郡

上之村 家數五百八十四軒 内二百二十八軒瀬々串 外四十五軒

百七十二軒木村 十軒喜入村 肝付帶刀家来

下之村 家數六百四軒 内二百四十九軒宮坂 三百四十九軒本村  
百五十四軒生見 三十軒浦町 外十二軒 肝付帶刀家来

百七十一軒本村 三百四十九軒宮坂 三十軒生見

同國 指宿郡

小牧村 家數百七十軒内 五十九軒浜崎浦 十九軒畠久保

岩本村 家數百六十七軒 内六十二軒 高曰

俗曰 立目 外八十二軒 鳴津安芸家来

拾九町村 家數千百二十三軒 内三百八十九軒本村 七十六軒宮ヶ浜

四百二十軒東方 三百三十六軒田良浦 此内屋掛ニモ住居  
三十二軒指宿村 小嶋延測

知林鳴周回二十六町〇八間 百八十八軒☆湊浦  
家數七百十二軒 内四百十四軒本村 百十軒摺之浜

鳴川村 家數三百三十軒 内三十軒兒ヶ水浦 鵜瀬

山川村 家數三百六十軒 内六十三軒☆山川浦町  
外六十八軒 郷士 心船摺深三十一尋 倪河洲鳴遠測

同國 頸姫郡

大山村 家數四百六十六軒 内三百十九軒 児ヶ水村

仙田村 家數五百二十一軒 内一百四十四軒本村

三十三軒竈村 百五十軒☆川尻浦 開闢獄

官拾町村 家數五百八十三軒 内七十八軒本村 三十三軒松原田  
五十五軒入野 十七軒物袋

☆郡 村 家數三百十二軒 内百五十六軒本村 三十三軒長崎 外百四十八軒

牧之内村 家數四百八十一軒 内三百三十五軒石垣浦 二十五回矢越

御領村 家數三百九十六軒 内三百六軒本村  
三百三十五軒石垣浦 六百三軒別府 二十七軒大迫

同國 細黎郡

東別府村 家數五百九十五軒 内三百十一軒本村 三十九軒竹之迫  
百二十一軒門之浦 百十四軒松ヶ浦

西別府村 家數六百三軒 内百五十五軒☆塩屋浦

同國 河辺郡

鹿籠村 家數千百八十七軒 内三百四十四軒本村 百五十六軒枕崎村  
八十三軒板敷 百二十三軒小港 外百六十軒 壱人主水家来

坊津村 家數三百四十七軒 内一百二十二軒本村 八十七軒☆坊津浦  
外四十二軒 郷士 寺領四百二十石新義真言 如意珠山一乘院

泊村 家數二百九十七軒 内四十軒本村 八十五軒泊浦 百八軒茅野

久志村 家數四百三十八軒 内三百軒本村 六十四軒平原 外二十軒

四十八軒博多浦 四十軒今村浜 十五軒池

五十七軒壇屋 六十軒末柏 十八軒平崎

秋目村 家数三百九十八軒 内三百八十七軒☆秋目浦 外四十八軒 郷士  
 沖秋目鳴周回一里〇六町三十二間  
 片浦村 家数五百十四軒内 百二軒本村  
 二十三軒野間屋敷 四十六軒大当  
 二十三軒平八重 百三十軒小浦 片浦深十八尋△  
 橋鳴周回六町四十九間 線敷鳴周回六町五十八間  
 竹鳴周回六町四十三間 鳴鳴遠御  
 赤生木村 家数三百六十二軒 内八十九軒黑瀬  
 大浦村 家数五百二十五軒 内二十七軒小浜 五十八軒越路  
 小湊村 家数六百十三軒 内二十六軒小松原村 二百十四軒小松原浦  
 薩摩国阿多郡  
 高橋村 家数四百四十一軒十八町余入 内二十軒 長崎  
 池辺村 家数四百四十五軒十五町入 内五十三軒 塩屋堀浦  
 大野村 家数三百九十九軒 内二十三軒竹原 三十二軒京田  
 入木村 家数四十五軒 内九十五軒☆入木浜  
 今田村 家数九十二軒十二町入 内二十五軒龜原 外二百三十五軒郷士  
 中原村 家数四十五軒五町入 内十五軒花熱里浜  
 小野村 家数九十四軒 外三十軒 郷士  
 薩摩国日置郡  
 永吉村 家数二百四十二軒 内七十四軒永吉浦  
 吉利村 家数四百四十九軒 内七軒上之浜 外四十七軒小松浦部家来  
 日置村 家数四百四十八軒内 三百六十軒本村 九軒折口  
 神之川村 家数九十四軒 内四十五軒本村二十五軒神之川浦 二十四軒三ツ石  
 神之川村 家数六十二軒  
 伊作田村 家数四軒 内三百二十一本村 八十三軒江口浦  
 湯田村 家数三百四十七軒 内百九十六軒本村 五一軒赤崎街道海辺工出ル

大里村 家数三百九十二軒 五町入 街道江出ル 海辺八可除  
 渕村 家数三百九十七軒内 百軒本村  
 百九十七軒☆渕浦 外三十四軒 郷士  
 自滝村 渡海飯鳴  
 薩摩国飯鳴郡  
 上飯鳴 周回一十七里〇四町二十五間 懿家数八百九十四軒 八ヶ在  
 高千三百十九石六斗一升 外三百九十八軒 郷士  
 ★里村 家数六百六十七軒 内十六軒蘆山 近鳴周回一十二町三十四間 二子鳴  
 上飯鳴村 家数六十四軒  
 ☆小瀬上村 家数九十六軒  
 家数三百二十七軒  
 桑浦村 家数三十五軒  
 中飯鳴石村 家数五十九軒  
 家数三百七十四軒  
 下飯鳴(ママ) 周回 高千五百七十一石七斗七升五合  
 家数五百七十二軒  
 周回四里一十二町五十六間 幷慶鳴遠測  
 ☆伊牟田村 家数三百十軒  
 ☆瀬々ノ浦村 家数三百十軒  
 片野浦村 家数三百五十五軒  
 手打村 家数三百六十六軒  
 下飯鳴村 家数三十八軒  
 ☆長浜之浦 家数三百十九軒  
 ☆青瀬村 家数三百十六軒  
 長浜村 家数三百八十軒  
 鳴鳴ヨラ鳴 遠測

薩摩國日置郡

串木野村 家數三百三十八軒内 四百九十六軒本村  
四百二十八軒☆串木野浜

百二軒所崎 六十六軒野元 四十六軒岸ヶ野

荒川村 家數三百三十軒 内九十六軒木村 二十二軒塩屋 十二軒別府平  
九十一軒松浜村 外百十八軒 郷士

羽嶋村 家數三百九軒 内九十八軒本村 七十九軒○羽嶋浦  
八幡 様外新出宮 七十軒白浜 小軒横瀬 三十一軒光浦 二十一軒土川

久見崎村 寄田村 家數五十九軒 内十三軒上川  
外十三軒 郷士 沖羽嶋遠測 周七町斗リ  
家數七十七軒 外十五軒 郷士

薩摩國高城郡 郡境川内川又曰千臺川

網津村 家數三百四十五軒内 百七十五軒本村 五軒京泊村  
七十九軒☆京泊浦 外二十六軒 郷士

舟間嶋 周回二十四町三十六間 家數八十六軒  
麦之浦村 家數三百二十三軒内 百八十軒本村 五十三軒湯田  
四十五軒松枝西方村四十五軒湯町 外五百九軒 郷士

薩摩國出水郡

阿久根村 家數三千四百十六軒内 三百二十九軒本村 三百七十七軒大川  
三百八十九軒波留 八十五軒赤瀬川

三百五十四軒西目 百四十二軒多田 五百五軒瀬川内十五軒折口浜

百九軒折口 二百十一軒☆浦町 外三百六十六軒鄉士

大嶋周回三十三町三十五間四尺人家一軒 羽嶋

汎測六町 船掛港深五尋

知識村 家千七十四軒内 九十七軒本村

二百六十四軒下知識 二百四十九軒☆西目

百六十四軒江内 四十九軒庄 十軒小中野 百六十五軒名護浦

四十軒松本村 二十軒☆松本浜 十六軒福之江浜

外三百六十九軒 郷士

鳴但名無也周回六町○四間二尺

舟掛港深五尋

桂嶋周回二十三町五十一間内 小桂嶋周回九町一十九間

大桂嶋周回一十三町三十二間  
☆蕨嶋周回一里〇三町廿一間

家數五百一十一軒 内五十三軒本村 三十八軒上水流

百二十一軒大塗 八十六軒下高尾野 五十七軒唐笠木  
七十九軒下水流 十八軒野町 外二百五十軒 郷士

高尾野村 家數三百五十三軒 内四十三軒本村 八軒☆○米之津村  
七十一軒下鋪瀬 九十一軒六月田 六十五軒軸屋村

鯖淵村 四十二軒浦町 三十二軒切通村 外二百十一軒 軒士  
七十二軒浦町 三十二軒切通村 外二百十一軒 軒士

桂嶋周回二十一里三十四町四十三間 家數四百六軒 寺院二ヶ寺外三百

高三辛三百三子八石一斗四升一合 十四ヶ在 八十一軒 郷士

長嶋 塩追浦 家數三十九軒 タラ鳴遠測 三町余  
カラクマ村 家數十軒

カクマ村 家數八軒

河内村 家數二十一軒 舟掛港深十二三尋

★城本村 家數三十八軒

平尾村 家數二十六軒

浦底村 家數三十六軒

★三船村 家數二十七間

臼井村 家數十五軒 竹嶋周回一〇町五十一間 未ノ嶋 サタカ嶋 遠測

赤崎村 家數六十五軒 此分山 長嶋本村 家數二十三軒 山明野家數五十軒

手へ入 小浜 家數十九軒 下山開野 家數二十九軒

周回五里〇〇二十四間二尺五寸 家數四十七軒

黒嶋周回一十二町二十九間

野嶋周回一十六町四十四間 的嶋遠測一町余

伊唐嶋 周回四里二十五町二十二間五尺 家數三十六軒和仁之浦ト鳴

小伊唐嶋周回一十三町一十五間 青嶋 遠測 三町余

七尾嶋 七尾嶋 遠測 一町余

野嶋周回一十六町四十四間 的嶋遠測一町余

周回八里二十三町二十五間五尺 家數五十五軒御所之浦ト鳴

内十一軒ペイノクシ 十一軒ソバ 二軒湯ノ口

トコロ嶋周回二十九町一十九間三尺二寸 鳴但無名周回六町二十六間



高橋 要人

仁礼  
名越右膳

大隅国桑原郡

北条織部

相良典礼

六軒吉用

二階堂源太夫  
小林中太兵衛  
本田作左衛門  
平田孫太郎  
小笠原鄧左衛門  
鎌田太郎右衛門

市木左中  
關山軍兵衛  
山田 静馬

中津川村  
家數五十三軒本村  
家數二十一軒郷士  
此村郷士

鶴丸村  
家數八十三軒

日向國諸県郡

鎌田 鎌田  
衛衛(ママ)

河野安之右衛門  
波谷壽三左衛門  
岩佐八郎

市木左中  
關山軍兵衛  
山田 静馬

龜沢村  
家數七十七軒 内十九軒池嶋八軒赤花  
中福良村  
家數三十九軒 内十軒上之原

中福良村  
家數四十四軒 内六軒別府  
七軒上井 十一軒水田

長山村  
家數三十七軒 内十軒中嶋

灰塚村  
家數二十四軒 内七軒横頭

中福良村  
家數三十九軒 内十軒中嶋

中福良村  
家數三十九軒 内十軒中嶋

中福良村  
家數三十九軒 内十軒中嶋

又千臺川ヲ渡此より神谷街道

又千臺川ヲ渡此より神谷街道

西出  
外百九十五軒 鳴津兵庫家來  
高井田村  
家數十軒

### 大隅国始羅郡

段土村

西出  
家數四百八十九軒内百十七軒本村  
外百九十五軒 鳴津兵庫家來  
高井田村  
家數十軒

小山田村

西出  
家數九十四軒内二十八軒本村  
三十二軒高崎  
三十九軒本村  
三十軒枝石原村  
駅

有川村

西出  
家數百五軒内二十一軒瀬丸  
十五軒十文字

竹子村

西出  
家數百四軒 西へ二十四町入  
東片側 家數三十三軒 東へ二十町入  
内九軒枝胡桃川村 往還附

三繩村

西出  
家數五百四軒東へ十三町入  
内五軒姫床 往還附

### 大隅国桑原郡

下之村

西出  
家數五百四軒東へ十三町入  
内五軒姫床 往還附

中之村

西出  
家數八十七軒 内二十五軒深川  
家數九十軒郷士

栗野村

西出  
家數五十七軒 内二十一軒本村  
十七軒坂元 九軒会田

小羽村

西出  
家數三十八軒 内九軒中水流  
家數百二十六軒郷士 此村駅

北名村

西出  
家數数百七軒 内三十軒本村七軒拵  
三十六軒宣下 二十軒越

吉松村

西出  
家數七十三軒 内三十五軒本村  
十七軒池嶋 十一軒二反田 又川内川 千臺川ヲ渡

### 大隅国熊毛郡

種子島

周回二十九里  
高倉五千二百五石七斗四升六合  
軒種子島佐渡家來 寺院三十ヶ寺

鳴間村

周回二十九里  
高倉五千二百五石七斗四升六合  
家數三百二十七軒 内百十二軒 枝坂井村

由久村

周回二十九里  
高倉五千二百五石七斗四升六合  
家數三百二十七軒 内百十二軒 枝坂井村

野間村

周回二十九里  
高倉五千二百五石七斗四升六合  
家數百七十八軒

茎永村

周回二十九里  
高倉五千二百五石七斗四升六合  
家數四十軒

納官村

周回二十九里  
高倉五千二百五石七斗四升六合  
家數二百六十四軒 内九十九軒枝益田村

西面村

周回二十九里  
高倉五千二百五石七斗四升六合  
家數五百三軒 内百十二軒枝種子島村

国上村

周回二十九里  
高倉五千二百五石七斗四升六合  
家數百七十六軒 内八十一軒枝安納村

住吉村 家數三百二十三軒 内百十九軒  
枝安城村 二十軒 枝吉田村

大隅國  
歐謨郡

周回二十里三十町 家数一千三百四十軒 寺院十九ヶ寺  
高合九百三十六石八斗九升八合

**栗生村** 家數三百七十軒。內九十七軒本村五十三軒爰生村六十軒原村九十軒尾野間村十三軒慈泊村十軒小嶋村六軒稚野村二十二軒平内村十二軒湯泊村七軒中間村

車平內外十二車湯

卷之三

口之永良部鳴鹿回六里十八町  
高百四十二石六斗九升二合  
家數六十四軒  
永良部村卜唱

薩摩國河辺郡

硫黃嶋 周回二里五町 高千三百石 家數三十六軒

黑鳴 順三里十ニ野 家數三十二軒

宇治ノ鶴

九十五  
周易

薩摩國河邊郡之內

中之嶋 周回四里十八町 人居有

誠方ノ瀬鳴周三里三十町人家有

臥蛇嶺 周一里十八町 人家有 小臥

資料第十五 山島方位記（伊能忠敬記念館）

悪石嶋 周二里二町 人居有  
トカラ嶋 周二里三十町 人居有  
鳴子人居有  
横アテ鳴周一里十町人家ナシ

**編者解説** 種子島周回に三十九里という古い数字が出ており、地方図からの摘要資料（資料第四参照）と実測資料とを合せ記録したものである。港印・星印・印印・○印（東）・□印（都邑）は赤（資料第十七参照）。原文の星印は六光星、天体観測の場所。この資料は保柳暁美氏から複写を提供されたものであり、記して感謝する。その後伊能記念館の原本について写真では不明の文字

〔編者解説〕『山島方位記』六十七冊が伊能忠敬記念館に現存し、その写本は日本学士院にある。鹿児島関係の分は巻三十一—三十三（文化七年第一回測量）、巻四十四、四十五（文化九年第二回測量）である。掲載したのは文化七年六月二十五日、鹿児島城下の市印の地点からの方位で、大谷亮吉（伊能忠敬）の口絵にあるものに、写真に現われていない二項を補つたものである。市地点から谷山の松が未の一度〇分〇秒、即ち二二五度であることを示す。半下丁など複数の方位盤の数値を合せ記録し、正しく平均をとること用意をしているのである。この日には市中の他の二点なら四〇方位を測定している。なお、伊能測量における「山島方位」測定のことについては、後述にゆづる。

### 資料第十六 文化五年四国及大和地測量 東西南北距離記

（伊能忠敬記念館）

東都深川黒江町	南一丈〇三寸七分一厘	極差一度〇一分一七秒	西二尺五寸六分四厘	南四丈六尺六寸八分六厘	極差四度三十五分五十五秒
播磨国明石郡大藏谷	南一丈〇九寸二分八厘	極差一度〇四分三五秒	西四寸三分七厘	南四丈六尺九寸二分三厘	極差四度三十七分一十九秒
淡路国津名郡岩屋浦	南七寸八分	平均一度〇四分三五秒	西八寸三分二厘	南四丈六尺六寸一分四厘	極差四度三十五分三十秒
同 南七寸八分	西一寸五分五厘	（極差一度〇九分一二秒 平均一度〇九分〇二秒）	北七寸一分一厘	北七寸一分一厘	北七寸一分一厘
同 日向国那珂郡下方村 大堂津	南一丈一尺七寸〇八厘	（極差一度〇九分一二秒 平均一度〇九分〇二秒）	東八寸九分八厘	南四丈六尺六寸一分四厘	極差四度三十五分三十秒
同 大隅国肝属郡波見村	南一尺九寸九分四厘五	（極差一度〇九分一二秒 平均一度〇九分〇二秒）	北一尺五寸二分六厘	南四丈五尺〇八分八厘	極差四度二十六分二十九秒
同 南浦村 内之浦町	南四丈三尺九寸七分九厘	（極差一度〇九分一二秒 平均一度〇九分〇二秒）	西一尺四寸二分五厘	南四丈三尺六寸五分二厘	極差四度一十八分〇〇
同 同 新城村	北九寸八分五厘五	自大根占北一尺八寸五分 （三分八厘五分三厘五）	南四丈三尺二寸三分一厘	南四丈五尺〇八分八厘	極差四度二十一分二十五秒
同 大隅郡田上村	西六寸五分三厘五	自大根占北一尺八寸五分 （三分八厘五分三厘五）	南四丈四尺二寸三分一厘	南四丈七寸二分五厘	極差四度二十一分二十五秒
同 二川村	北九寸一分六厘五	（五分三厘五分三厘五）	南四丈一尺六寸七分一厘五	南四丈〇七寸五分六厘	極差四度二十七分三十七秒
同 嘉陵郡廻村	南四丈五尺二寸八分一厘	（極差四度二十七分三十七秒）	南四丈〇七寸五分六厘	南四丈六尺六寸八分六厘	極差四度三十五分五十五秒
同 岸良村	南四丈六分六厘六分九厘八分一厘	（極差四度二十七分三十七秒）	北九寸一分六厘五	北九寸一分六厘五	北九寸一分六厘五

北四寸二分七 西四寸八分一 同 小 村	南四丈〇尺三寸二分九 極差三度五十八分一十八秒
北二寸六分八 西八寸三分三 同 始羅郡段土村	南四丈〇〇六分一 極差三度五十六分四十六秒
南三寸三分四 西四寸七分五 同 脇元村	南四丈〇三寸九分五 極差三度五十八分四十四秒
南九寸八分六 西四寸六分四 自大始良至鹿兒島	南四丈一尺三寸八分二 極差四度〇四分三十四秒
北二尺八寸四分九 西二尺二寸七分七 至鹿兒島	南四丈〇三寸九分五 極差三度五十八分四十四秒
薩摩國鹿兒島郡鹿兒島上町 車町	南四丈〇三寸九分五 極差三度五十八分四十四秒
南二丈三尺九寸五分四 自赤間關	赤間關北極高三十三度五十七分、余玄〇八二
九五三正東	此東西比例八尺五寸六分二里
赤間關與鹿兒島平均北極高三十二度半、此東	赤間關與鹿兒島平均北極高三十二度半、此東
至鹿兒島	至鹿兒島
西比例八尺五寸六分二里 (以除西三尺九寸三 分得)	西比例八尺五寸六分二里 (以除西三尺九寸三 分得)
酒三尺九寸三分〇五	自赤間關至鹿兒島 西〇度二十八分〇〇
南四丈二尺三寸四分一	赤間關北極高三十三度五十七分、余玄〇八二
○度三十七分三十三秒	此東西比例八尺五寸六分二里
自京師至鹿兒島 南三度二十四分半	赤間關與鹿兒島平均北極高三十二度半、此東
西五度二十一分半	至鹿兒島
南四丈二尺三寸四分一	赤間關北極高三十三度五十七分、余玄〇八二
極差四度〇九分四〇 三十七秒	此東西比例八尺五寸六分二里
同 路山郡福本村 宮坂	赤間關北極高三十三度五十七分、余玄〇八二
南一尺四寸八分三 東一寸六分三 同 紿黎郡上之村 宮坂	此東西比例八尺五寸六分二里
南四丈三尺七寸二分五 極差四度二十八分二十五秒	赤間關與鹿兒島平均北極高三十二度半、此東
五寸五 至鹿兒島	至鹿兒島
西三尺八分九 同 摂宿郡拾二町村 漢浦	赤間關北極高三十三度五十七分、余玄〇八二
南四丈五尺一寸三分三 極差四度二十六分四十五秒	此東西比例八尺五寸六分二里
南四丈五尺五寸二分一 極差四度二十九分〇一	赤間關與鹿兒島平均北極高三十二度半、此東
西一寸一分四 同 山川村 浦町	至鹿兒島
南三寸八分八 西一寸一分四 同 山川村 浦町	赤間關北極高三十三度五十七分、余玄〇八二
南四丈五尺七寸一分ハリ五 極差四度三十〇分一十二秒	此東西比例八尺五寸六分二里
南四丈五尺七寸一分ハリ五 極差四度三十〇分一十二秒	赤間關與鹿兒島平均北極高三十二度半、此東
西七寸一分六 同 山川村 浦町	至鹿兒島

薩摩國頬延郡仙田村 川尻浦
北五寸四分七 西四寸七分九 同 郡 村
(外欄) 自鹿兒島 南三尺七寸八分九 至郡村 西六寸三分七 同 郡 村
北二寸二分八 西一尺〇七分三 同 郡 村
南四丈四尺九寸四分二 極差四度二十五分三十七 五秒
同 給黎郡西別府村 塩屋浦
北一寸七分四 西一尺三寸五 同 河辺郡坊津村
西北九寸四分七 西二寸〇六 同 片 浦
南四丈四尺七寸六分九 極差四度二十四分三十五秒
同 同
北六寸〇〇 西二尺八分九 同 秋浦
南四丈三尺二寸二分一 極差四度二十一分五 七秒
同 同
北八寸一寸九 東二尺三寸五 同 阿多郡入来村 入木浜
南四丈一尺六寸〇一 極差四度二十一〇分三十七秒
同 同 日置郡日置村 帆瀬浦
北八寸一寸九 西三寸八分四 同 阿多郡入来村 入木浜
南四丈〇四寸七分一 極差(三) (一) (二) 〔四〕度五十九分〇九秒
同 市來瀬浦
北一寸七分一 西二寸二分四 同 阿多郡入来村 入木浜
南四丈〇一寸〇一 極差(三) (一) (二) 〔四〕度五十七分三 〔五〕秒
同 外欄 自 郡 村 北四尺九寸七分〇五
薩摩國日置郡串木野 浜
北三寸八分四 西四寸九分九 同 南三丈九尺八寸二分六 極差三度五十五分二十一 〔九〕秒

同	薩摩郡羽島浦	南四寸〇二リ	西三尺九寸一分四リ
	自串木野	北二尺六寸一分六リ	西四尺一寸八分五リ
	自全浦	至青瀬村	南四丈〇六寸〇一リ五
	自羽島浦		南七寸八分五リ
同	鰐島郡下鰐島 青瀬村	南四寸一分二リ五	極差三度五十九分五十七秒
	浜之市浦	北五寸九分三リ	極差四度〇一分二十三秒
	西二寸三分八リ五	東八寸五分三リ五	極差三度五十八分五十二秒
同	瀬々ノ浦	北二寸四分七リ	極差三度五十三分五十〇秒
	伊牟田村	東四寸三分二リ五	極差三度五十二分二十二秒
同	上鰐島 采村	北五寸五分七リ	極差三度四十九分〇五秒
同	小島	東五寸一分三リ五	極差一度五〇十分二十一秒
同	里 村	南三寸一分三リ五	極差一度五〇十分二十一秒
	自羽島浦	北九寸二分一リ五	南北三丈八尺八寸九分
	西一分一リ五	五リ	極差三度四拾九分五十三秒
薩摩國高城郡網津村	京泊浦	北六寸七分六リ五	南北三丈八尺二寸一分九
		リ	極差三度四十五分五十三秒
同	山水郡阿久根村 浦町	北一尺〇四分七リ五	南北三丈七尺一寸七分一リ
		西二寸〇六分五	極差三度三十九分四十九秒
		北六寸三分六リ	南北三丈六尺五寸三分五リ
		西八分五	極差三度三十五分五十三秒

同	知識村 脇本村	西北一寸〇二リ五	南三丈六尺四寸三分三リ	極差三度三十五分一十七秒
	自串木野	東七寸九分〇〇	南北三丈六尺一寸四分三リ	極差三度三十三分三十七秒
	自西目	東一尺四寸一分九リ	南三丈六尺一寸六分四リ	極差三度三十三分四十二秒
	自西目	東一尺四寸二分七分〇	南三丈六尺一寸六分四リ	極差三度三十三分四十二秒
(外欄)	自串木野	北四尺〇三分七リ五	南北三丈六尺一寸六分四リ	極差三度三十三分四十二秒
	至米之津	東七寸三分三リ	南北三丈六尺一寸六分四リ	極差三度三十三分四十二秒
同	鯖淵村 米之津	自西目 北五寸七分五リ	南北三丈六尺一寸六分四リ	極差三度三十三分四十二秒
		西五寸三分八リ五	南北三丈五尺八寸五分八リ	極差三度三十一分五十六秒
同	長島城河内村	西九分一分五	南北三丈五尺四寸三分五リ	極差三度二十九分二十六秒
同	長島城河内村	東四寸二分三リ	南北三丈五尺四寸三分五リ	極差三度二十九分二十六秒
同	伊唐島	東四寸六分七リ	南北三丈五尺一寸二分五リ	極差三度二十七分五十三秒
	薩摩國出水郡長島 三船村	南北四分九リ	南北三丈五尺一寸七分四リ	極差三度二十七分五十三秒
		東四丈一分七リ	南北三丈五尺一寸七分四リ	極差三度二十七分五十三秒
同	伊唐島	自長島三船村 北尺三寸一分六分八リ	南北三丈三尺七寸三分九リ	極差三度一十九分二十二秒
		東守分八リ	南北三丈三尺七寸三分九リ	極差三度一十九分二十二秒
(編者解説)諸地點間の実測、極差(緯度差)資料により、東西及び南北の寸法の組み方を計算したものであり、地図作製の資料である。伊能忠敬記念館に標題の二冊が現存するのみであるが(写本、日本学士院)、この種の資料はなお多くあつたはずである。				
経度はただ一つだけ(京都を中心とした)鹿児島のものが、経度西五度二十分半と出ている。これは赤闇闊から計算した地図上の寸法からのものといふ(保柳睦美、伊能園の意義と特色、参照)。( )内の数字は亦、「」内の数字は消してあるもの、数値が並記してあるのは原文のままで、日本学士院の写本には鉛筆で數値につき検討が加えてあり、最初の淡路園のところの張				

り紙に「之ノ後路國守法毛恐クハ中國ノ寸法ニ六ヨリ乘セシモノナルベシ、南北東西亘共ニ最初ノ爾五寸五分七厘ヲ除ク外公辰ク六ニテ整除シ得、且其最下位ハ五毛ニ止ヌルヲ以テナリ」とあるのは、大谷亮吉氏の筆と見られる。

### 資料第十七　日本東西經度里差　伊能勘解由謹識　（内閣文庫）

山城　京　經中〇度〇〇分〇〇秒

大和郡山　經東〇度〇二分三十五秒

武藏江戸　經東四度〇四分〇〇秒

奥州弘前　經東五度〇一分三十〇秒

松前箱館　經東五度〇〇分〇〇秒

越後高田　經東三度三十四分四十二秒

豊前小倉　經西四度四十九分五十八秒

肥前平戸　經西六度〇九分三十三秒

五島　島　經西六度四十八分〇〇秒

肥後熊本　經西五度〇〇分〇〇秒

日向延岡　經西四度〇〇分五十秒

大隅佐多岬　經西四度五十四分〇〇秒

薩摩鹿児島　經西五度二十一分三十秒

### 資料第十八　日本地勢提要　伊能勘解由謹識　勸業橋梁保編輯（内閣文庫）

#### 各国經緯度実測　並里程

大隅辺津加村校大泊、極高三十一度〇一分、經四度五十六分、從薩摩鹿児

島　沿　三十七里一十四町、從東都日本橋四百一十九里四町三間、但此地

九州南端尽頭也

同種ヶ島　西面村　赤尾木　極高三十一度四十三分半、經西四度三十六分半、從大泊渡

海直径　二十里三十町、從東都日本橋四百二十九里三十四町四十三間

同屋久島　吉田安房村　極高三十度一十八分、經西四度五十五分半、從大泊渡海

直径　一十九里二十四町、從東都日本橋四百三十八里二十八町四十三間

薩摩鹿児島　上町之内車町　極高三十一度三十六分、經西五度四分半、從小倉

自長崎街道山家　薩摩街道　九十八里一十八町、從東都日本橋三百八十一里三十六町一

十九間半

薩摩山川村　浦町　極高三十一度一十二分、經西四度五十八分半、從鹿児島

沿海　一十五里三町、從東都日本橋三百九十六里二十九町〇三間

同下甑島　浜之　極高三十一度三十八分、經西五度五十六分半、從小倉

自薩摩街道　一百〇三里一十町　内渡海直径二十里二十四町、從東都日本橋三百八十六里

湊浦　波海　一百〇三里一十町　三里二十四町、從東都日本橋三百八十六里

一十八町〇九間

〔編者解説〕内閣文庫には「伊能勘解由謹識」と記してある『日本地理測量記』、『日本經緯度実測』、『日本地勢提要』（収録）、及び『豊前・肥後・日向・大隅・薩摩・肥後・六箇國北極出地度里程測量』などの小冊子がある。「謹識」とあるから幕府当局への提出資料であろう。『日本東西經度里差』は紙数四枚に七十八所の經度を記載している。『日本地勢提要』は紙数十九枚で、文政七年の高橋景保の跋文には忠誠の測量資料からその要を取探して一冊子としたものであることを明らかにしているが、鹿児島の經度は資料十六とは別の数値が出してある。なお文字の脱語は別本『地勢提要』乾坤二冊によつて補訂した。

### 資料第十九　大日本沿海実測錄　（内閣文庫）

大日本沿海輿地全圖序  
大凡使天下之形勢、晰然如示諸掌、莫明乎地圖、使幅員廣狹之量、遠近

路程之度、歷然可坐而數也、又莫詳乎地圖、而其明備詳悉、非有術以測量之、何以足弁毫釐乎、夫測量之為舉、非昇平之賜不能、而微其人、亦不能舉而行之、是古之所難、而今亦不易也、吾邦地理全圖、自古未備、唯有長久保氏撰圖、詳明可觀、然恨不原諸測量之術、毫釐無所舛耳、屬官伊能忠敬、夙好曆算、夢寐不啻、臣先人蒙徵而東也、忠敬即從學、益極其精先人常患本邦地度之未有定測、嘗建白之、官時適開撫蝦夷、因使忠敬往焉、遂有沿海測量之命、從事積年、始知其確數、先人檢較之洋書所載、果吻合矣、及閱以東之國成、而先人不幸就木、景保護陳其事於圖端以上、爾後幾二十年、歷難險、凌波濤、美履測驗、声教所暨、島嶼不遺、始能告成、於是撰修為大圖三十幅、中圖二幅、小圖一幅、附錄十四卷、嗚呼斯圖上應天度、下盡地勢、明備詳悉、毫釐不差、而與天地永懸而不墜、於是乎昇平文明之化可觀矣、而微忠敬、抑亦不可邪、漢土五千年、至清收手于西人而後地圖始定、則忠敬之功、豈淺小乎哉、

文政四年夏六月

御書物奉行兼天文方 高橋景保謹識

大日本沿海輿地全圖序

寬政十二年庚申夏、官以臣忠敬師高橋至時建白之故、使忠敬測定地度、會有闊拓夷疆、撫循殊俗之舉、因達蝦夷而測之、則徑三百里而遙、地度可定矣、忠敬乃起程于江戸、歷奥州到蝦夷、細測其駛路里程、及東沿海與極高度而還、其冬即撰定地上一度之數、並造自江戸至三厩駛路里程圖、及蝦夷東南海邊里程圖、就至時而奏上、明年有坂東海邊測量之命、自是連年有命、以測定東海北陸及奧羽海邊、文化元年甲子夏、以東國沿海測量已完、遂撰製地圖、達成至時既歟、因就其子景保而上之、九月六日經御覽、越十日、恩賜忠敬、積褐給俸、重有西國沿海測量之命、更使副以測量所吏、於是益精儀器、窮極驗測、十年卒業、遂即撰製以為圖、與前所上者合而觀之、大凡六十八州之駛路沿海、至四周島嶼、無有遺漏、更取官林藏所測參補夷地圖、七更表葛而始成、名曰、大日本沿海輿地全圖、共三通、都三十三幅、又採錄里程與極高度、以作輿地美測錄十有四卷、並以上之、蓋圖書之設、所以周知地域之分界、明広袤之數度、以備經國之用也、故分

州西疆、推表山川、測之有術、修之有法、而使其如視諸掌、則可以知天下險夷通塞之處、可以察土地向背炎涼之分也、我大日本、國于瀛海中、環以鯨波、坤基所興、斜弥十度、幅員既廣、民物繁庶、况夷疆日闢、尽帰版圖、寰區之大、於斯為盛、圖書之日明且備、理勢然也、竊以古者嘗有風土記之設、其所撰錄、不能及圖書、唯列疆土、而不詳形勢之所在、繕載山川、亦不弁向背之所施、特可以備典故、而竟無裨經國焉、中世以來、天下匈匈、兵革相尋、圖書有無、誰能徵之、慶元建都以來、海內乂寧、國各有圖籍之貢、蓋無闕矣、雖然、忠敬嘗聞之、地理之要、專之於天象、天度得正、而後地勢可論、故西夷之子、能放舶于杳溟、而遇極大塊、亦不過此術也已、東方之言地理者、大率不出於分率準望之外、而竟無稽于天象、是以迂直雖詳、而向背之勢不正、庶表雖著、而距遠之度巨弁、忠敬自從事於益研術理、精造儀器、步其地勢、則必表之於山川、推其距遠、則必驗之於天度、而後迂直之形、向背之勢、無復有乖、則天下之形勢、可舉以定焉忠敬不敏、以僅嫗測量之術、叨受重任、自量非其才、中心戰兢、唯懼殞恩命、於是乎凌險踏危、不顧勞勲、勵謗劣之資、奮駑駒之力、庶幾效織介之誠、幸膺國家文明之運、忠敬犬馬齒已過七十、而得跋涉万里、竟無壅塞、乃此告成焉、今所上全國、於忠敬所過之處、則極加詳悉、至于各郡邑山川之細、則固未遑及也、然模削既成、丹臘當施、況昇平之化之開物、日精一日、冀更命人補正焉、則庶乎其集大成矣、

文政四年夏六月

伊能 忠敬 謹識

大日本沿海輿地全圖凡例

一往年奉命測量沿海輿地、大凡率土之浜、莫地不履、其所經測、画定成圖、今之所造、分大中小三通、大圖以曲尺三寸六分為一里、中國六分、小圖三分、以為準率、

一大圖自國郡村里之名、及官邑采地候國之別、其他至山川嶋嶼宮祠寺觀、其所經涉、載而莫洩、中國惟記國郡村里之名、如宮祠寺觀、狹隘難記、則省其名、而標符号、至嶋嶼之纂、不可悉載、其名間亦有略之者、小圖則國郡通邑縣村之外、多屬省略、及測路參錯、嶋嶼繁密、其難圖者亦略焉、

一大國追朱線屈曲、而知里程之遠近、至于中小二國、則屈曲顯其詳悉、故

唯求直徑而已。

一求直徑法、不論大小、得自某到某分寸、以各一里率約之、知其地遠若干、測量之法、定高山嶺嶼之方處、以為標的、地移則標的移、故隨其屈直之勢數、用方位盤測之、註以其支幾分、而其寫之圖上亦然、則望線錯綜、不可悉載、故今標揭其要線、以為總括、但大國裁截分幅、不可以施、故載諸中小二國、

一圖上未以起線者、用量程車及度繩所測、但自仙台到南部野邊地、特是

一蝦夷地方測量未完備、今取間宮林藏所測、以參補之、

一如山川村落橋梁田園林叢、則唯圖其形勢耳、不必區別大小分寸方位也、

一遠近向背、測其距離者、亦以定經緯為要、若南北緯度、雖測極高而定之

驗諸地上最難矣、古之所以未得詳悉、於是乎享和年來、精緻儀器、甄覈地勢、連年測驗積久、始獲其確數、則南北一度定為二十八里二分、施之于大國上、當一丈一寸五分二厘、中國六分之、小國十二分之、至東西經度、則以京師定為中度、東西數起而其度隨居地而不同、如北極出地三十五度、則東西一度為二十三里一分、四十度地二十一里六分、四十四度地三十里二分八厘五毛、施之于大國上、三十五度地一度當八尺三寸一分六厘、四十度地七尺七寸七分七厘、四十四度地七尺三寸三厘、中小二國各約分得之、今其逐度逐分、算而画之、從南距北、漸成舞線、而各地方位度數皆自此線生、實為繁要、但大國距度廣寬、裁而分幅、故經緯度線皆難以施、亦特載諸中小二國、

一各國海岸嶺嶼、若懸崖絕壁、洪濤噴激、無路可攀、舟將碎粉、則自數処望測而定之、今以其非美測也、闕朱路而別之、及磯澗大河等間、離水路者、亦皆倣此、

一嶺嶼之星集、及與本地懸隔者、率屬遠測、且如奧州松嶋、唯定有勝名者位置已、非輿到而正之也、

一國界、郡界、城、陣屋、驛、村社、寺、港

### 測路 ☆ 極度測地

一附錄記里程之例、自江戸日本橋敷起到各駅、或二分路、註其相距若干、若海邊則註至港口或頸村之距里、

一嶺嶼之險、能到而測之為実測、遠望而測之為遠測、測路之傍、有城邑、亭街衢、坦直可乎視者、遠望而測之為汎測、海岸岬墻、橫絕其中距而測之為徑測、

一測路之傍、有城邑寺社勝地、雖過而到之、或宿止而測星度、或橫絕而測中距也、三町以内皆略焉、

一宿所寺社及橫絕之地、在三町以外、而其無細名者、假以浜或追分等字係之、

一湖沼池沢実測者、註其名稱里程、唯望知其形狀者略之、

伊能 忠敬 謹誌

文化元年甲子之冬有 命、使測量所吏副之、市野茂喬・坂部惟道・下河辺与方・柴山正彌・青木勝雄・永井充房・今泉直利・門谷常久・坂部弘道・及忠敬弟子尾形賢次・箱田真与・保木永善・平山季恭・凡十有三人、皆与踏艱險而有功、其与此撰者、更有川口春興・渡部慎・吉川景武・岡田道正四人、拮据之勞、歲月之久、或死于役、或以病免、而今与方・充房・常久・春興・景武・道正及真与・永善・季恭、相与戮力、以畢其功云、

高橋景保又誌

〔編者註、印刷の都合により、削、碎で代用した文字がある。〕

### 奥地測錄 卷之六、九州沿海

伊能忠敬 奉 命測定

九州 徒長阿國豐浦郡赤間関、至豐

前國金救郡小倉渡海直徑三里

徒農前國小倉沿海至鹿兒島

諸縣郡夏井村

三十五町三十三間

志布志村浦町

四里五町二間

至國界三里三  
町三十二間半

大隅國肝屬郡柏原村 至中野村鹿屋町四里三十一町五十六間、北極高三十一度二十三分半、從野町至大始羅村二里四町一十八間

二町四十八間

至高陽川口三  
町一十八間

波見村 三十一度二十一分 沿川至荒瀬尻一十二町二十九間半、  
二里三十一町二十五間半

小串村 离崎

二里八町三十六間半

南浦村内之浦町 三十一度一十五分半  
一里二十八町三十六間

同火崎

四里五町七間半

岸良村 浜 至岸良村宿所一十一町 三十一度一十三分半  
三里三十八町五十八間

岸良村川向

四里一十四町四十七分半

大隅郡辺津加村 三十一度四分半  
二里三十四町三十二間

郡村浜 至郡村宿所汎測 三十一度三分半  
一十二町三十間

辺津加村大泊 三十一度一分 径測二十四町十一間  
一里一十町三十二間

同田尻 廉御崎現華表前至佐多岬二十八町二十八間、從華表前  
六町九間

同田尻 越至佐多岬八町三十間  
一里一町三十二間

山崎村尾波瀬

二里三間  
伊座敷村 三十一度五分  
二里十七町二十一間半

山本村辺田

三里九町三十間半

大根占村浜 至大根占村宿所 三十一度二十四分半  
九分半

二里三十町五十六間

肝屬郡高洲村野里

二里一十九町二十間

新城村浜 至新城村宿所 三十一度二十五分  
三町三十三間

大隅郡田上村 三十一度二十九分半  
一里二十二町二十五間

新之城村浜 三十一度二十九分半  
二里三十三町二十一間

大隅郡田上村 三十一度二十九分半  
一里二十二町二十五間

海瀬村 三十一度二十九分半  
二里三十三町四十九間

二里川村 三十一度三十四分半  
一里七町五十六間

嘴喰郡廻村 三十一度三十九分半  
二里二十一町五十七間

小川村 三十一度三十四分半  
一里七町五十六間

桑原郡浜市村 三十一度三十九分半  
二里二十一町五十七間

又呼  
始羅郡辰土村浦町 加治木 三十一度四十三分半  
三里十八町一十三間 至國界一里一十  
一里二十三町二十六間

脇本村浦町 三里十八町一十三間 至國界一里一十  
一里二十三町二十六間

国界至潮音寺岬一里  
三十五町五十三間

薩摩國鹿兒島郡鹿兒島神明至雁木岬

六町五十一間

五町二間

同八町四十二間

新橋東頭

築地

從小倉至鹿兒島沿海通計三百五十一里二十一町四十八間

從薩摩國鹿兒島郡鹿兒島新橋東頭至長崎

薩摩國鹿兒島郡鹿兒島新橋東頭

同築地

五町三十一間

給黎郡西別村塙屋浦至谷山浦町四町三間

北極高三十一度三十一分

同新橋東頭

五町三十三町四十四間

給黎郡福本村至谷山浦町四町三間

北極高三十一度三十一分

同新橋東頭

五町三十三町三十五間

給黎郡下之村浦町至之上之村宮坂宿所五町三十六間

北極高三十一度三十一分

同新橋東頭

五町三十二町四十六間半

同新橋東頭立目又呼

五町三十二町三十五間

同新橋東頭立目又呼

五町三十三町二十二間半

同新橋東頭立目又呼

五町三十三町二十四間

同新橋東頭立目又呼

五町三十三町三十一度一十四分半

同新橋東頭立目又呼

五町三十三町三十一度一十一分

同新橋東頭立目又呼

五町三十七間半

同新橋東頭立目又呼

五十五間

同新橋東頭立目又呼

五十五間

郡村前浜至郡村宿所三十一度一十三分半

三里三町四十八間

河辺郡鹿籠村枕崎浦

三里八町五十七間半

同新橋東頭立目又呼

三里八町四十一間半

同新橋東頭立目又呼

三里五町四十一間半

同 片 浦 三十一度二十五分

出水郡阿久根村西日

三十一町三十八間

二十三町四十六間

同 小 浦

同 西目佐湯 佐瀬岬廻二

九町五十九間

三十一町五十九間

同 絆 緊師廻二十

同 波留 十二町四間

三里六町二十二間

三里六町二十九間

大浦村水ヶ崎

同 阿久根川口

三里一十六町一十四間

二町四十九間半

阿多郡池辺村塙屋堀浦

同 浦町

三里一十六町五十六間

三里六町二十九間

同 久見崎村

同 番所下十五間

三里三十三町二十四間

三里三十三町三十七間

同 串木野浜

同 西目浦

日置郡日置村帆姿浦 三十一度三十四分半  
至入木浜宿所五町七間  
北緯高三十一度三十分

三里八町二十一間

三里一十町五十四間

串木野村湊川口

同 西目浦

三里三十三町二十四間

三里一十町五十四間

薩摩郡羽嶋村羽嶋浦

同 番所下十五間

三里三十三町三十七間

四里四町三十九間

三里三十三町三十七間

久見崎村

同 番所下十五間

四町四十六間半

三里三十一町五十四間

高城郡網津村

同 番所下十五間

十九間 北緯高三十一度五十分半

從京泊沿川至月尾岬

三里三十一町五十四間

一十七町一十五間

三里三十一町三十四間

一里一十七町二十四間

三里三十一町三十四間

麦之浦村西方

三里二十九町三間

麦之浦村西方

三里二十九町三間

肥後国葦北郡袋村

三里三十一町五十四間

從鹿兒島

三里三十一町五十四間

沿海通計一百四十七里一十六町三十七間半

至長崎

八町四十六間

從長崎

沿海通計二百六十一里五町二十四間

至小倉

至九州沿岸海廻八百六十里七町四十九間半

輿地実測錄 卷之七 九州街道

第六 従肥後國坂梨歷高千穂至浜市

肥後國阿蘇郡坂梨村柵門

日向國諸県郡本庄村 六日町三十一度五十八分半

五町四十五間

同 上之原 至八幡社一  
十町六間

一里三十五町二十三間

南 方 村 揚 緣 又呼 三十一度五十九分  
三十一度五十七分半

二里一十七町四十九間半

紙 屋 村 三十度五十七分半

蠶 村 野 尻

二里二十三町四十三間

蒲生田村 狹野<sup>ナカニ</sup> 至霧島山神德院五町二十五間

五里三十一町四十六間半 北極高三十一度五十三分半

至國界四里九町四十八間半

大隅國<sup>シラコガニ</sup> 鳴除郡田口村 街五十一間

三里二十二町三十五間半

桑原郡内村 辻 至國府八幡社

五町二十三間

二十八町二十二間半

從坂梨 街道通計七十里八町一十二間半

至浜市

第九 從日向國蠶村歷加久藤至中之村

日向國諸縣郡蠶村野尻

三里七町二十二間

細野村 飯野町 又呼

小森

三里九町二十七間

至國界二里二十

一町四十二間

原田村 飯野町

至國界二里十九

一町四十九間

中福良村 加久藤

至國界二里二十一

一町四十二間

大隅國<sup>シラコガニ</sup> 桑原郡鶴丸村

二里三十四町一間

小羽村

一里二十四町九間

中之村 街道通計一十四里二十九町二十一間

從蠶村 至中之村

三里六町九間

日向國那珂郡平野村油津

從日向國油津歷牛ヶ峠至廻村

三里六町九間

從日向國那珂郡平野村油津

從日向國油津歷牛ヶ峠至廻村

三里六町九間

從日向國油津歷牛ヶ峠至廻村

三里六町九間

從日向國油津歷牛ヶ峠至廻村

三里六町九間

從日向國油津歷牛ヶ峠至廻村

三里六町九間

從日向國油津歷牛ヶ峠至廻村

三里六町九間

二里一十八町二十四間 至國界一里  
一十四町九間

大隅國嶼嶼郡鶴木村小倉

一里三十二町四十四間

佳例川村

二里一十八町三十間

廻村

從油津 街道通計一十八里三十町六間  
至廻村

筑前國山家薩州街道至鹿兒嶋  
筑前國御笠郡山家村

肥後國葦北郡陣内村水俣

三町二十一間

陣内村

三里一十四町二十間半

至國界一里三十  
四町二十間

薩摩國出水郡橘淵村米之津

四町二間

同 浦町 三十二度七分

三里三町五十七分

高尾野村野町

一里三町五十一間

野田村野町

二里一十六町二十八間

阿久根村

二町五十六間

同 浦町 三十二度一分

同 西日

一里一十四町三十一間

同 西日

一里一十四町三十一間

高城郡麦之浦村西方  
四里三町一十二間

至薩摩郡新田村八幡新

田宮一十七町三十六間

薩摩郡東手村向田町  
一里三十五町一十八間

日置郡串木野芹ヶ野  
二里五町五十七間

薩摩郡東手村向田町  
一里三十五町一十八間

日置郡串木野芹ヶ野  
二里五町五十七間

串木野村  
七町三間

谷口村野町 又呼  
湊村湊浦 又呼  
市木 三十二度四十一分半

三里三十町四十五間

鹿兒島郡大迫村  
二里二十九町二十一間

鹿兒嶋新橋東頭  
五町二十一間

鹿兒嶋新橋東頭  
五町二十七間

鹿兒嶋新橋東頭  
五町二十一間

薩摩郡新田村八幡新  
田宮一十七町三十六間

從山家 薩州街道通計八十一里一十町一十三間  
至鹿兒島

○從肥後國湯浦本村大口街道至鹿兒嶋

肥後國葦北郡湯浦本村  
三里一十三町四十七間

久木野村  
三十二度一十分半

同 西日

一里九間 至國界一里一十  
一町五十八間

薩摩國伊佐郡南瀬原村 又呼 大口 三十二度三分半

二里十八町四十二間 至國界八町  
一千二間

大隅國菱刈郡湯尾村

三里三十一町四十五間

桑原郡中之村

三町一十五間

同 橫川 三十一度五十四半

二里一十六町二十八間

始羅郡有川村石原

三里六町一十三間

段土村浦町 又呼 加治木

一里三十一町二十間

脇元村浦町 三十一度四十一分半

三里三十七町一十九間

至國界日金峰二  
十七町四十四間

薩摩國鹿兒嶋郡鹿兒嶋車町

從湯浦本町  
至 處兒嶋 街道通計二十四里二十町三十七間

輿地実測錄 卷之十二 嶋嶼三

各國鷦鷯

大隅國 四十四嶋

薩摩國 一百六嶋

大隅國 肝屬郡

夷測 中嶋 周廻九町一十四間

遠測

舟木礮 沖矢管礮 地矢管礮 天神嶋

大隅郡

実測

桜嶋 周廻一十里二町三十七間

新嶋大周廻一十九町四十四間

新嶋中周廻七町八間

新嶋小周廻四町

新島三安永八己亥  
年十月湧出

弓口嶋 周廻一十一町二間

遠測

鳴瀬 桃榔嶋 大輪嶋 股河洲 江之嶋

新嶋二安永八己亥

十月湧出

桑原郡

実測

辺田小嶋 周廻一十七町一十間

從高岬至弁天岬

六町三十三頃

沖小嶋 周廻二十町五間

遠測

一益嶋

馮謨 郡

実測

屋久嶋 周廻二十六里三十七間

吉田安房村 三十度二十八分

長田村 三十度二十四分

吉田宮之浦村 三十度二十五分

同小瀬田村 三十度二十三分半

從宇生川口至栗生村八町一十六間

從長田村浜至舊所二町一十五間

從長田岬至御崎三町一十八間

遠測

口之永良部嶋 沖岩 七ツ瀬

熊 真測

毛 郡

種子嶋 周廻三十七里二十七町四十三間  
西面村赤尾木 三十度四十三分半

國上村浦田 三十度四十八分

同浜脇 三十度四十五分

鳴問村古川 三十度二十七分

從西面村赤尾木至田之脇徑測三里一

十四町四十六間

國上村浦田神徑測三町二十間

從國上村浜脇至浦所七町二十八間

從納官村東浜脇郡原至西浜脇徑測二里

二十五町三十間

遠測

馬毛嶋 アブソコ鼻 膽燭瀬 山瀬 茅永村

竹瀬 納官村 アキト瀬 沖ノ瀬 小瀬

竹瀬 茅永村 大島巢 岡鳥巣 岡大瀬

沖鳥巣 沖大瀬 一ツ瀬 中山瀬

沖山瀬 山瀬 納官村

薩摩國谿山郡

遠測

七ツ嶋

揖宿 郡

真測

知林嶋 周廻二十六町八間

遠測

小嶋 鵜瀬 侯河洲

河辺郡

実測

沖秋目嶋 周廻一里六町三十二間

橘嶋 周廻六町四十九間

竹嶋 周廻六町五十八間

棧敷嶋 遠測

赤喰磯 一ツ瀬 枕崎浦 沖立神 一ツ瀬 小瀬

雀嶋 長瀬崎 松嶋 ヒシャゴ瀬 坊津浦

高立神 首嶋 双劍岩 鵜瀬 大瀬 泊村

草瀬 ヒシャゴ瀬 泊村 松生瀬 大瀬 久志村

赤馬磯 天神鼻 五嶋磯 水越瀬 鹿ノ巣

蜂瀬 鵜來嶋 赤生木村 立神 鵜來瀬 野間屋敷

飛瀬 カモメ嶋 桂瀬 烏帽子瀬 大瀬 片浦村

松瀬 二子瀬 慈鳴 聖崎 硫黃嶋

竹嶋 黒嶋 口之嶋 誓訪瀬嶋

日晉郡

実測

松尾明神山 又呼 周廻四町三十間  
寺嶋 周廻四町三十間

遠測

久多嶋

實測

鶴嶋 鳥嶋 郡

実測

上鶴嶋 周廻一十七里四町二十五間  
里村 三十一度五十分

小嶋 三十一度五十一分半

從長目浜至瀬上村

徑測一十三町三間

平村 周廻四里一十二町五十六間

湊 三十一度四十八分

湊廻六町

四十八間

下飯嶋 周廻二十里三町三十三間

伊牟田村 三十一度四十六分半

青瀬村 三十一度四十分半

浜之市浦 三十一度三十八分

瀬々之浦 三十一度四十一分半

從瀬々之浦至青瀬村

徑測一里五町九間

近嶋 周廻一十一町二十四間

野嶋 周廻一十町五十六間

中嶋 周廻二十八町四十八間

遠測

松生岩 二子嶋 無名瀬 里村 尾橋河原岩

弁慶嶋 下ヲサ嶋 前瀬 漂々ノ浦村

ナフ瀬岩 前瀬小 岩嶋 麗嶋 宇治瀬

薩摩郡

遠測

沖羽嶋 大辻鼻 野瀬

高城郡

遠測

船岡嶋 周廻一十四町三十六間

遠測

立花瀬  
出水郡

実測

長嶋 周廻二十一里三十四町四十三間

城河内村 三十二度八分半

蔵本村 三十二度十一分

三船村 三十二度一十三分

伊唐嶋 周廻四里二十五町一十二間

和仁之浦 三十二度一十二分半

從前浜至後浜徑測四町一十五間

從西岬至東岬三町一十八間

日吹島廻六町一十八間

藤嶋 周廻一里三町二十一間

蕨浦 三十二度七分

大嶋 周廻三十三町三十六間

桑嶋 周廻五町五十八間

無名嶋 知識村 周廻六町四間

小伊唐嶋周廻一十三町一十五間

竹嶋 周廻一十町五十一間

轡嶋 周廻五町二十四間

野嶋 周廻一十六町四十四間

黒嶋 周廻一十二町二十九間

獅子嶋周廻八里二十二町二十六間

從南岬至屬之串岬

三町二十八間

所嶋 周廻二十九町二十間

無名嶋 獅子嶋 周廻六町二十六間

大桂嶋周廻一十三町三十三間

小桂嶋周廻九町一十九間

遠測

飛嶋 夷磯 黒瀬 地小嶋 沖小嶋

末ノ嶋 サタカ嶋 背嶋 七尾嶋

タラ嶋 的嶋 カブラ嶋 無名嶋

小嶋 獅子無名嶋 獅子嶋

鳴長

〔編者解説〕『大日本沿岸輿地全図』（略称、輿地全図）及び『大日本沿岸測量』

〔略称、輿地測量〕は伊能測量の成果の総まとめである。後者「輿地測量」（序目一巻、本文十三巻）は高橋景保の序文に「興修為大図三十幅

・中図二幅・小図一幅、附録十四巻」とあるように、前者「輿地全図」の説明書である。忠敬の没後文政四年にそれらが完成し、忠敬の孫忠誠（幼名三治郎）はその七月高橋景保とともに幕府にそれを上呈し、九月に忠誠の褒を発した。

「輿地測量」の内容は、卷一沿海、卷二・三・四街道、卷五淡路西國隨岐佐渡、卷六九州沿海（第一從豊前國小倉沿海至鹿兒島、第二從薩摩國鹿兒島沿海至長崎、第三從肥前國長崎沿海至小倉）、卷七九州街道、卷八壱岐対馬、卷九・十・十一島嶼（……第三・日向國七十一島・大隅國四十四島・薩摩國一百六島）、卷十二湖沼、卷十三細表である。保柳時美氏の計算によれば、「輿地測量」に載録する緯度（北緯高）は千百三十七という（なお載録しないものであろう）。鹿児島周辺（羅島をふくむ）では緯度六十一が記録してある。全測量を通じて經度の記録はない。

内閣文庫の明治三年大学南校官版『大日本沿岸測量』（校正書入本）に張り紙赤字で「從小倉至鹿兒島」「從鹿兒島至長崎」「從長崎至小倉」の沿海、及び「九州沿岸周回」の九州全沿岸の距離の過不足を訂正している。註の校正書入れか印ふらかにしないので、その数字はあげない。

なお高橋景保の序文は佐藤一齐の代筆、または添削、忠敬のは久保木清潤（下總国香取郡津田村の学者、忠敬と親交あり）その他起稿添削という。後者及び凡例の文章にはやや読みにくい所がある。収録は内閣文庫の「文献本」によつたが、文字は前記「大学南校刊本」をも参照した。

文政四年に上呈した「輿地全図」は大図三十幅二百十四枚、縮尺三万六千分之一（一里は曲尺三寸六分）、中図二幅八枚、縮尺二十一万六千分一（一里は曲尺六分）、小図一幅三枚、縮尺四十三万三千分一（一里は曲尺三分）であった。なお忠敬は測量出張から帰るときに都度測量すみ地域の大・中・小三図を作製して幕府に提出し、また日本東半部の沿海測量が終了したときの大図（六十九枚）・中図（三枚）・小図（一枚）を作製し、文化元年七月に提出したが、それらの縮尺は前記文政四年のものと同じ。ただ第一回測量のもの、九州測量以前に暮命によって作製した「日本圖」（縮尺八十六万四千分之一、一里は曲尺一分五厘）の兩者は別である。後者「日本圖」の九州

南部が延び、鹿児島が緯度半度ほど南に位置して九州が細長くなっている（秋鶴武次郎『日本地図史』図版六六参照）理由については説明を省略する。

九州測量によってその誤りが正されたことは言うまでもない。

幕府に上呈した「輿地全図」は明治六年の宮城の火炎で焼失した。その後伊能家の副本が政府に献上されたが、大正十二年の関東大震のとき東京帝國大学附属図書館において焼失した。伊能測量は幕府の御用測量であり、多く手描きであった。ただ忠敬のもとに原図の諸資料があり、また副本が残されたほか他人に贈ったものなどがあつて、若干数の「伊能圖」が世間に出てることになった。諸侯が領内地図を入手しようとした事例は次によつて知られる。平戸藩主松浦清の著書「甲子夜話」（巻二十八）に、文化二年春に西國測量の幕命があった（資料第一参照）ことを記録し、「コノトキ予思ヒシハ、カ、ル時ニコソ領内ノ地勢ハ能ク分ルヘシト、伊能ヲ招テ捜符シ、殊ニ領内ノ事ヲ入魂シ、且事早朝府ノ上、領内測量ノ地図一本ヲ予ニ贈ルヘシト約シテ、伊能モ詰シタリシカ、其後予退若ラ乞ヒ、程経テ伊能モ西征セリ」とあり、

地図は忠敬の死後「彼ノ遺弟ニ素テコレヲ得タリト云」と記してある。

次に本資料に収載した地図について説明しておく。

### 地図第一、輿測輿地全図（伊能小図、部分）

（南波松太郎氏蔵）

『輿測輿地全図』（伊能小図）三枚、北海道、畿内東海東山北陸、山陰（山陽南海西海のうち後者）の九州南部。南波松太郎・喜賀信大・海野一隆編『日本の古地図』三一「伊能日本圖」は本図の中国・四国・西半部九州全部（原色）である。国名・郡名・邑名が記入され、主要な天体觀測所には星印がしてある。また山島の方位線、經・緯線が引かれる。指宿・桜島を通る經線は京都を本初子午線とする西五度、佐多岬の先端を通る緯線は三十度である。地図の描き方は資料第十九「大日本沿岸輿地全図凡例」参照。

### 地図第二、日本圖

（国立国会図書館蔵）

「伊能小図」に間宮林蔵踏査の北辺資料などを加えて作られた日本及び北辺の地図。（三枚。西部、敦賀湾伊勢湾以西、尾久稚子町島まで、一一五×一三〇センチ。東部、前者以東、北海道南部渡島まで、一〇三×一〇〇センチ。北海道及び千島ワルツア島東方の三小島、樺太島、対岸のアムール河口地域まで、一一五×一三〇センチ）の「日本圖」。文政九年（一八二六）

オランダのカピタンと共に江戸に来たドイツ医師シーボルトの持つ書物地図と交換に、高橋景保が「伊能図」その他を与えたことが発見し、文政十一年景保は捕われて翌年獄死したほか、多くの者が連坐し、シーボルトも国外退去を命ぜられる「シーボルト事件」が起きた。この「地図」はこの時にシーボルトから没収したものとされている。國名（四角のわく）・郡名（黒胡麻のようなまゆ形のわく）の漢字を除き、地名はすべて片假名。昭和四年五月東京芝公園丸山に再建された「伊能忠敬測地道功表」に刻されている。

日本図はこれによったものという。「地図」については大谷亮吉『伊能忠敬』（貞六一二一四参照）。シーボルトは事件発覚に備えて急ぎ復写した地図を持つて退去し、それに基いて作った「日本人の原図および天文観測に基いての日本帝国図」については、秋岡武次郎『日本本地図史』の「一八四〇年刊シーボルト作日本図」、及びその解説参照。「事件」の事実を当局に告げて発覚の端緒をなしたのは間宮林蔵であったという。その業績を高く評価し、「マミヤセト」（間宮瀬戸・海峡）と銘名して世界地図に「マミヤ」の名をとどめたシーボルトが、間宮林蔵の告発によって国外退去を命ぜられたのも運命の皮肉である。

### 地図第三、九州六箇国之内沿海図（伊能中図、部分）

（京都大学附属図書館蔵）

京都大学附属図書館に、忠敬が常陸國土浦の内田佐衛門に与えたという九枚の「伊能図」（四国淡州沿海地図、九州六箇国之内沿海図、大隅國敷謨郡屋久島沿海図、大隅國熊毛郡種子島沿海図、肥前國平戸島生属島黒島大島度島沿海図、肥前國五島沿海上下二景之図、対州全図、壱岐國図）がある。

「九州六箇国之内沿海図」（「伊能中図」、一四三×一八八センチ。）文化七年の第一回九州測量のときのものであるから、種子屋久兩島、その他の離島は位置を示すにとどまる。描き方は略式で方位線がない。平地は褐色、山は緑砂浜は黄、海は青の淡彩。

### 地図第四、日本沿海図（伊能中図、部分）

（国立東京博物館蔵）

「日本沿海地図」（「伊能中図」、北海道東北部から九州南部まで）八枚のうち、「九州南部図」（一六七×一六二センチ）の部分。山島方位線、経緯線の記入は地図第一「伊能小図」に同じ。

### 地図第五、大隅國熊毛郡種子島沿海図（伊能大図）

（京都大学附属図書館蔵）

京都大学附属図書館蔵の九枚のうちの「大隅國熊毛郡種子島沿海図」（「伊能大図」、一六六×八〇センチ）。山の皴線を褐色とするが、描き方は後図とほぼ同じ。遠測の馬毛島は位置を示す。

### 地図第六、大隅國敷謨郡屋久島沿海図（伊能大図）

（同上）

同上の「大隅國敷謨郡屋久島沿海図」（「伊能大図」、一〇三×七七センチ）。村名・湊及び河線は朱、村界、山名は墨、山波は緑、その皴線は濃く入念に描き、海は青、砂浜は黄、砂浜・断崖を描き分け、樹木を描き、家などを描いて集落を示す。長田から見た権現岳の山容は写実的である。

### 地図第七、第八、地図接成便覧

（内閣文庫蔵）

内閣文庫の「輿地実測録」巻上本に「地図接成便覧」が附録する。これは北海道根室地域を一番とし、屋久島を二百十四番とする「伊能大図」の接続番号を示すものである。大谷亮吉『伊能忠敬』（貞六〇五）に「文化六年乃至八年の測量に基づいたる九州東南地方沿海並に其他の街道図」の項の「伊能大図」について、「今所在の明らかなるものは東京帝室博物館に保存せらる九州地に対する副本二十一葉のみにして、其他の図幅は存否審かならず」と説明してある。先年私がそれらの閲覧を希望したとき、東京博物館ではある年まで照合によって確認されているが、現在その所在は不明の由である。照合簿を私も見た。何年まで確認されていたか今は覚えていないが、それほど以前のことではなかった。大谷氏の解説によれば、北九州未測量の第一回九州測量のときのものであるから、県本土の「大図」が相当数あつたはずである。所在が分つて閲覧できる機会をえたい。

### 地図第九、官版実測日本地図

（伊能中図、部分）

（京都大学文学部地理学教室蔵）

「伊能図」は幕府御用のためのもので、すべて手書きであった。幕末から明治初年にかけ、地図の需要が増し、開成所によつて、また明治三年に大学南校によつて（「大日本沿海実測録」と共に）「伊能小図」が刊行された。收録は明治二年刊行の「官版実測日本地図」の「山陰山陽南海西海図」（一八八×一三五センチ）の九州図である。「伊能図」であるから測路及び測路

「伊能測量」の成果を評価するには、それ以前の地図との比較も必要である。古地図については秋岡武次郎『日本地図史』昭和三十年刊、南波松太郎

・室賀信夫・海野二隆『日本の古地図』(原色)昭和四十四年刊など参照。

地図にはその時代の知識、作成者の苦心がこめられている。徳川時代の幕府による地図作成事業、「慶長國絵図」「正保國絵図」「元禄國絵図」及び「享保日本図」のときの幕府の指示による島津藩側の準備、資料の提出などについては拙稿『薩摩・大隅の国絵図、享保図など』(鹿児島大学法文学部紀要文科学論集第三号、昭和四十二年参照)別冊は鹿児島県立図書館にある)を参照されたい。

伊能測量以前の地図で言い落すことができるのは「赤水図」である。長久保赤水(享保二年・一七一七年・一八〇一)名は玄珠、赤水は号水戸の学者、その作成した『改正日本輿地路程全圖』は安永八年(一七九〇)以来版を重ねて世間に出了。この「赤水図」には經緯線が入れてある。この經緯線の評価は必ずしも同じくないが(藤田元春『日本地理学史』昭和十七年)、注目される地図である。伊能測量ではこの「赤水図」を意識していたことは収録した『測量日記』、また『輿地実測録』の高橋景保の序文によつても知られる。実測図である「伊能図」が集成図である「赤水図」よりすぐれているのは当然である。「赤水図」は前掲『日本地図史』『日本の古地図』のほか、シーボルト『ニッポン』(洋書、一九三〇年版、図版第二)、鹿児島県立図書館にある)にも「日本輿地路程全圖」として紹介している。

前述(資料第十一編者解説)のように、伊藤弥太郎『伊能忠敬』(昭和十八年)に「伊能忠敬踏査に拠る新刻輿地路程全圖」として出ているのは、その左下の刊年にも見えているように「赤水図」の寛政三年版である。どういふ手違いか分りかねるが、少年文庫本の清水信夫『伊能忠敬』、『反長半・伊能忠敬』(共に昭和二十七年発行)にも伊藤本によつたと思われる写真がある。『赤水図』として出ている。

「大日本沿海輿地全圖」は刊行されたので世間に流布した。南日本新聞(昭和四十年十一月三十日)「消じごと」欄に、「竹島が日本領としての取り扱いをうけていた」とあった始良郡隼人町圓田新太郎氏所蔵の「今から百七十年前の地図」というのは、「赤水図」の寛政三年版である。

## 資料第二十 伊能忠敬の関係書翰補遺

その一、文化七年十二月二十一日附、豊後國岡から高橋景保にあてた書翰  
(日本学士院『伊能忠敬御用書翰集』)

十月晦日尊翰當月十四日夜熊本領肥後國合志郡大津村江相屈辱拝見仕候。嚴寒ニ相成候得共愈御安泰被遊御座幸恐賣候。隨而下拙共一同無別

條農後國直入郡岡城下江安着仕候。乍恐御安意可被下候。一当岡城下も明二十三日出立、同國府内城下へ向測量仕候。年中余日も無之候得ハ、行掛り府内越年にも可相成と奉存候。

一九月十八日肥後國八代より急状差出候後、當月十三日熊本より墨簡差出候も追々相届、御高覽可被下候。

一七曜曆一冊、坂名曆一冊、略曆三十紙、遠路御恵贈被成恭落手仕候、略曆ハ則添役衆へ分配仕候。

一木星小星測量之儀被仰聞承知仕候。最初より鏡星鏡ハ坂部ニ相極、大眼鏡ハ下河辺、太陽恒星一周經度子午線ハ下拙測量、其外銘々に手配仕候得共、先達而申上候通ニ、是迄ハ彼此不測ニ而、一同殘念ニ奉存候。此上薩州江龍越候ハ、猶又出情相測ル様可仕候。

一竹田甚左衛門不敬之儀被仰聞承知仕候。先年より取締り無之、失礼失敬なる人物ニ有之候。別而此度尊君江失敬言語道断と奉存候。

一坂部江御伝言被成下、早速申達候。宣御礼申上候。逐日甚寒ニも相成候間、御保愛可被遊候。猶來陽日出度可得尊處候。恐惶謹言。

十二月二十一日

伊能勘解由

高橋尊君 机下

〔編者註〕この書翰には初めの欄外に、「庚午十二月二十一日出、豊後國より辛未正月二十日達ス、伊能より」と書いてある。

## その二、文化八年正月十八日附、豊前國小倉から高橋景保にあてた書翰

(同上)

十一月朔日御認肥後國熊本江御差出し被下候尊簡、昨十七日肥後熊本

より飛脚ニ而、当小倉城下江相届見仕候。弥御安泰被遊御座奉恐喜候。下拙共「同無異儀御用相勤候、乍恐御安意可被下候。

一木星小星測量之議、御尋問被成下承知仕候。此儀ハ十一月十八日肥後八代より薩州島年延願差出候節ニ、委細申上候間、御承知被下候儀と奉存候。猶又右木星小星御推步被遣體ニ落手仕候。

一深川家作引取願拝借不相叶、自分入用を以、當時金五六十両相掛り候儀、無益ニ被思召、御別紙之通手伝御長屋ニ御進達被成下候旨、御賈處之段難有奉存候。其後旧冬十二月御認小倉へ向御差出し被下候尊簡ニ而ハ手伝並之御長屋三十匁之間相加へ候、作事相叶候哉ニ奉存候。肥後へ御向け御差出し被下候尊簡ハ免免延引ゆへ、何角前後三相成候。只下河辺政五郎不幸為御知之尊簡と、下拙共肥後八代より差出候愚簡而已ハ早着ニ而、其余ハ悉延着ニ相成候間、大星小星測其外不都合勝ニ御座木力候。猶別書ニ申上候間、余は略之候。猶追々可申上候。

以上

正月十八日

伊能勘解由

一長崎江龍越候ハ、上毛既二枚或ハ二間物質整候様ニ被申越致承知候。乍然紅毛渡りものニ候得ハ買入之儀無覺束候。御聞も可被成阿蘭陀船三

年程入津無之候間、長崎も致難儀候。硝子唐より阿蘭陀菓物ハ三四倍の高直ニ相成候。唐渡りものに候ハ格別ノ高直とも有之間敷候。乍然長沢貲整候せつより一倍ノ余り高直とハ被存候。何れ承合可申候、アラバハ當被成間敷候。絆毛既四枚も致承知候。白木屋ニ而一枚何程くらる致し候哉、後便ニ御聞合直段可被仰遣候。大凡直段知候得ハ調詫候。

一此度九州測量も前々ニ相不替、諸大名方御取持も宜、御國產も相応ニ御贈惠被下、上下一同致大慶候。依之長崎買入ニ差支ハ無之候得共、阿蘭陀ものハ一切ニ有之間敷候。長崎買入置ノ古物ニ而も可有之哉、此度ハ長崎も不景氣ノ時節ニ罷越候ハ残念ニ候。

一龜島八町堀、其外格好なる居抜空家も有之候ハ、相整可申、桜井秀藏ヘも度々申遣し舅ハ右衛門をも相頼置申候。有次第其許江御相談可申候。若し来西年夏秋迄ニも相応ノ売家無之候ハ、是迄住居の深川宅ヲ龜島八丁堀其外地代深川より少々高直ニ而も地面ヲ借、古宅ヲ金三十両前後とも大工へ渡ニ致し、其借地へ引取候様ニも可被成候、夫も桜井八

より飛脚ニ而、当小倉城下江相届見仕候。弥御安泰被遊御座奉恐喜候。下拙共「同無異儀御用相勤候、乍恐御安意可被下候。

一木星小星測量之議、御尋問被成下承知仕候。此儀ハ十一月十八日肥後八代より薩州島年延願差出候節ニ、委細申上候間、御承知被下候儀と奉存候。猶又右木星小星御推歩被遣體ニ落手仕候。

一深川家作引取願拝借不相叶、自分入用を以、當時金五六十両相掛り候儀、無益ニ被思召、御別紙之通手伝御長屋ニ御進達被成下候旨、御賈處之段難有奉存候。其後旧冬十二月御認小倉へ向御差出し被下候尊簡ニ而ハ手伝並之御長屋三十匁之間相加へ候、作事相叶候哉ニ奉存候。肥後へ御向け御差出し被下候尊簡ハ免免延引ゆへ、何角前後三相成候。只下河辺政五郎不幸為御知之尊簡と、下拙共肥後八代より差出候愚簡而已ハ早着ニ而、其余ハ悉延着ニ相成候間、大星小星測其外不都合勝ニ御座木力候。猶別書ニ申上候間、余は略之候。猶追々可申上候。

以上

正月十八日

伊能勘解由

一薩州屋久島種子島測量無難ニ相済、五月二十三日鹿児島より書状差出候。猶六月八日向國高鍋秋月佐渡守殿城下よりも書状差出し候。追々相届、御安心被成候儀と案し入候。其後ハ七月二十日豊前國小倉より差出し、又々此度出し候。段々遠国に相成候間、浅草より御勘定所へ御出し、夫より諸大名方御留主御呼出し御渡候而も三十日ハ相かゝり候。我等方より差出し候書状ハ御領主より般々御仕立飛脚も氣之毒ニ候間、定式ノ江戸御状序ニ御届被下候様ニ相頼候間、江戸届四十日も五十日も相かゝり候。往復ニ而ハ七八十日も手間取候、左様御心得妙薦へも可被申聞候。

一薩州屋久島種子島測量無難ニ相済、五月二十三日鹿児島より書状差出候。江相渡、当八月八日筑前領博多町ニ而致披見候。愈御渝御清安ニ被成御座珍重不少候、我等一同無別茶去ル四日、即筑前國福岡黒田筑前守ハカラ今ハ備前守、後ニ筑前守也) 城下並博多町江着致止宿候、御安意可給候。

書翰

猶々家内中へ宣頼入候、三治郎鏡之助壯健ニ成長致候よし致大慶候、兔角ニ食事不過候様御心配可被成候。

(同上)

その三、文化九年八月八日附、筑前國博多から長男三郎右衛門にあてた

十右衛門等へも御談し可給候。猶過々可申遣候。以上

八月八日

伊能忠敬解由

伊能三郎右衛門殿

その四、文化九年十一月八日附、肥前國島原から山田綱治郎にあてた書翰

(日本學士院『伊能忠敬書翰集』)

一筆致啓上候。愈御安全可被成御座珍重候。隨而下拙共儀一同無別条、西國御用相勤、昨六日肥前島原城下迄罷越候。乍憚御安處可被下候。然者薩州屋久島越子島之儀も三月より五月未迄三渡海測量仕候。右島之儀ハ外ノ國々と違、片潮三面汐先六ヶ敷、難海ニ有之候得共、御威光故一同無滯無難二御用も相済、難有奉存候。夫より又々大隅日向肥後街道、豈後国迄相測、外海辺筑前肥前測量、同國伊万里海辺より佐嘉城下へ罷越街道ヲ同國より筑前筑後相測、筑後より内海肥後佐嘉領ヲ通行、此度同國島原城下江罷越候。同領相済候ヘハ、大村領平戸領江相測、両領之内越年、來西春夏ニ壱岐対州五島江渡海、長崎を相測、夫より長崎街道、其外諸街道、名所旧跡迄も可相成程仕測量、帰路ニ中国筋も同様相測可申奉存候。去末年秋冬中ハ御執成を以、九州並ニ壱岐対州國図書等持參仕候三付、九州之内彼此ノ街道並名所旧跡等も大略相測候。再測ハ相成兼候西國之儀、御執計ニ而九州図書等持參候故と悉奉存候。帰路中國筋も長崎周防安芸美作四ヶ國之國も間前書等持參仕候。外ニ小國板行國も有之候聞、城下ハ勿論小街道も名所も相測可申奉存候。就夫出雲國伯耆國因幡國三ヶ國圖ハ、小國も板行國も持參無之候。中國ノ測ニ差支ニ相成候。可相成候ハマ又々御執成を以持借書等度候。兼て姓名も申上置候下拙方縁家、殊ニ年来ノ門人龜島桜井秀藏儀、貴宅江參上、右三ヶ國之國御世話願上候様ニ此度書状も遣候。尤取急候儀ニハ無之、來西ノ三月中ニ写し出来、五月中ニ御用先江柏届候得ハ宣御座候。右桜井秀藏參上御願申上候ハマ又々乍御世話右三上國之國御持借被成下、秀藏江御渡し被下候様ニ頼上候。西國中國共ニ遠國ニ候得ハ、再測之儀ハ仕兼候。此度之統ニ小街道国界城下陣屋等も相測申度存候。將下拙共歸府之儀ハ何れ來西ノ暮と奉存候。猶歸府ニ可得貴意候。頓首。

十一月八日  
山田綱治郎様  
伊能忠敬解由

十九ニ相成候得共、格別之病も無之、御用相勤候間、乍憚御安處可下候。以上

〔編者解説〕日本學士院『伊能忠敬書翰集』には「佐原……所蔵(さはらタイムス所載写真版より翻写)」、文化九年十一月肥前國島原ヨリ山田綱治郎(堀田撰津守内)ニ宛テ發送シタル書翰ニシテ、江戸佐原屋ニ於テ誤テ佐原ヘ向テ發送シタル書狀ト共ニ、佐原ノ方へ送リタルモノナリ」と解説してある。堀田撰津守正教は若年寄である。この書翰は参考資料として国図を書きしたいという依頼である。『伊能忠敬書翰集』は大谷亮吉氏の蒐集である。

## 資料第二十一 北極出地の度数

(『三国名勝図会』、卷四十六、大隅郡佐多、鹿児島大學附属図書館「玉里文庫本」)

当邑は大隅國の邊極にて、其地南海に突出せり、又當邑の御崎山ハ此地の尖峰にて、日本接壤の内第一極南の地とす(御崎山ハ下に詳なり)、大凡北極出地の高さ三十一度の所なり、故に此邑冬月といへども温暖にして、其氣候の行るゝ南島と稍齊し、是故に奇異珍果の類も能生長せり、實に邊陲の一名区なり、本朝諸國北極出地の度数(緯度)、南北東西の國々にて大に異なり、貞享曆曰、北極出地の高さ、京都三十五度強、江戸三十六度、大隅津輕四十二度、南部四十度、紀州七尾三十九度、熊野三十四度、土州高知三十三度半、肥州長崎三十二度半、対州三十六度(貞享曆ハ江府天寧家波川春海の著述なり、其一度の里数三十二里余とす)、今はに因て考るに、日本極北の津輕ハ四十二度にて、此佐多御崎ハ三十一度なれば、南北凡そ十一度余に及べり(屋久島ハ大凡北極高さ三十度、七島の内宝島北極高さ二十九度、宝島ハ本蓬萊島の内最南の地なり、本文の南北十一度の説ハ日本接壤の内を以ていへり)、〔編者註〕、この後に北方地域の緯度を言ひ及び、

北緯東北緯太島の五十度より、島津藩の藩属琉球國の二十五度まで、「南北の総計二十六度に亘り、是を以て觀れば日本も大國と云べし」とあり、続いて一度の里数について次のように註記してある。

凡そ一度の里数、天文学家諸家の説異なり、渋川春海測ハ前文の如し、西川正休測ニハ三十八里四分六、島谷市左衛門測ニハ四十三里許、小林謙貞測ニハ三十一里六町、長久保赤水測ニハ三十二里、本藩水間喜藤太測ニハ三里余、近來伊能勘解由測ニハ二十八里七町一十二間、先年本藩明時館宮の公命にて地図製作の時ハ、伊能氏の測に拘れり

〔編者解説〕『貞享曆』（内閣文庫）の「諸州北極出地之度數」の項では、「皇都三十五度半強」とし、また「龍州七尾三十九度」と北に位置させる。『三国名勝図会』では「佐多の御崎山の緯度を「大凡北極出地の高さ三十一度の所なり」としているが、『貞享曆』では「薩州鹿児島三十一度」と鹿児島が三十一度である。「貞享曆」の一度を「里数三十二里余とす」と出してあるが、「貞享曆」では江戸と南部の距離と緯度の差にもとづいて計算し、「武江与南部、南北行經相距二百三十里、北極出地差四度、置相距里数、以差度除之、約三千許里、北極出地之差一度也」と、一度を三十里ばかりと算出している。水間喜藤太のはこの里数と同じである。前掲の諸家をその年代順にあげて簡単に説明する。

小林謙貞（慶長五年、一六〇〇・天和三年、一六八三）名は謙信、字は謙貞。長崎の人で天文曆数を教授した。測量家として知られている樋口権右衛門がキリシタンに連坐し、釋放されて後に改名したのであるといふ。島谷市左衛門（元禄三年、一六九〇）長崎、または堺の人。オランダ医師カスパルから遠近測量術を伝えられ、また樋口権右衛門からも教授をうけ、天文地理に通じた。その小笠原諸島の調査は知られている。

渋川春海（安井算哲、寛永十六年・一六三九・正徳五年・一七一五）、徳川時代の著名な天文家。日本人による最初の曆書『貞享曆』が幕府に採用され、初めて天文方に任せられた。高橋至時の次男景祐（善助）がこの渋川家を継いだ、助左衛門。

西川正休（元禄六年・一六三九・寶曆六年・一七五六）・長崎の学者西川如見（慶安元年・一六四八年・享保九年・一七二四）の子。父如見は小林謙貞にも教授をうけた。如見は一度を四十里と出した（後述）。

長久保赤水（享保二年・一七一七年・一八〇一）・その二十余年の見聞にちなんで作成した「赤水圖」については前に述べた。

水間喜藤太、『測量日記』文化七年六月二十三日、測量隊の鹿児島城下到着の日の記事に、「水間喜藤太尋問」と出ている。天保十三年（一八四二）の改訂である。『天保壬寅元曆』の嘉永六年（一八五三）・同七年・安政七年（一八六〇）・万延一年（一八六一）版「薩摩曆」（新納説教氏蔵）には「薩陽天文生水間良包謹考」とある。この良包が喜藤太であると考えるが、水間喜藤太の名乗、その生卒年、及び『称名墓志』に「明時館の開祖、公儀御用を勤む」と出ている島津黎明時館（天文館）創始の天文学者水間喜八良実（一寛政七年・一七九五）との統柄について、私は明らかにしていない。伊佐郡菱刈町の医師水間氏は長男家の後で、天文学者は二男家であるというが、その子孫を私は知らない。

「伊能勘解由測の二十八里七町一十二間」についてば後文の解説参照。「先年本藩明時館、県官（幕府）の公命にて地図製作の時」というのは、幕府による天保二年（一八三二）から同九年にかけての「天保國総図」の作成事業をいう（後書き参照）。伊能測量隊の巡回は地方の識者に刺戟を与えた。勘解由は「測量に不器用する者、親父を結ぶ者があり、地方の學者が新知識を得る機会にもなった。水間喜藤太の訪問も「遍の挨拶に終つたのではないか。越中国守水郡の學者石黒信由（宝暦十年・一七六〇・天保七年・一八三六）は、天文觀測を見学し、忠敬と会談したこと」を「（享和二年）八月三日放生津四十物町柴屋彦兵衛方に止宿、其夜晴れ、各連敷ノ庭ニ天文ノ道具ヲ鑑り、衆星ノ度数ヲ測リシ所ヲ我モ見物イタシケリ、翌四日明六ツ時出立、婦負郡へ移ラル」、また「伊能先生と我如何ナル因縁ヤアルラン、古明神村ヨリ婦負郡四方町マテ同道シテ、暫ク地環天文算学ノ事ヲ細意ナク遊談シテ、互ニ名残別レケリ」と記し、測量諸器械について図解している（『石黒信由事蹟一斑』富山県射水郡高樹会）。おそらく水間喜藤太も忠敬等の天文觀測を見学したであろう。なお後文「浦島測量之図」の解説参照。

### 〔解説〕伊能忠敬の測量事業

#### 一、伊能忠敬とその師友など

伊能忠敬（隠居して勘解由、号は東河。延享二年・一七四五・文政元年・一八一八）は上総国筑波郡坂田郷小堤村（現在千葉県山武郡横芝町小堤）の神保貞恒の子で、下総国香取郡佐原村（現在同県佐原市）の伊能家を嗣いだ人である。明治三十五年陸軍參謀本部陸地測量部が関東地方に三角測量を実施したとき、日本測量事業の先駆ゆかりの地である神保家の地

所東経百四十度二十七分四十秒八、北緯三十五度四十分四十四秒の地点に三等三角点を設定した。佐原市には伊能家旧宅（母屋・離れ「忠敬書齋」・倉庫）が史蹟として現存し、昭和三十六年には「伊能忠敬記念館」が建設され、重要文化財に指定された忠敬の遺書・遺品類が収蔵陳列されている。佐原市の人びとは「忠敬先生」と尊敬し、市内には銅像も建つてある。また東京芝公園円山には、戦時に金属回収のため撤去されたものに代って、「伊能忠敬測地遺功表」が昭和四十年に再建された。

忠敬が寛政六年（一七九四）五十才で隠居して長男景敬（三郎右衛門）に家を譲り、翌年江戸深川黒江町に出たとき、大坂のすぐれた天文学者麻田剛立（綾部安乾、享保十九年・一七三四—寛政十一年・一七九九）門下の逸材であつた高橋至時（作左衛門、明和元年・一七六四—文化元年・一八〇四）、間重富（宝曆六年・一七五六十文化十三年・一八一六）の両人が幕府の改暦事業のために江戸に来り、忠敬がこれらの先達を師友としことにとは幸運であつた。大谷亮吉編著『伊能忠敬』の長岡半太郎氏の序文に、麻田・高橋・間の三先人がいなければ、忠敬は天文暦学に趣味をもつ街の楽隱居に終つたかも知れないと、

世人翁の伝ふべきを知れども、此三人者ありしを知らざるに似たり、是等の世に顯れる先覚者は洵に科学的に伝ふべき学識を具へ、偶然相合して力を翁の事業に添へたり、三人者微りせば翁は間巷の逸民たりしひ過ぎざりしも亦知るべからず、茲に翁を伝ふるは即ち三人者を伝ふる所以なり。

と述べてある。人の業績を評価するとき、その背後にある先人の精進努力の集積を忘れてはならぬことを説いた至言である。これら先人の業績の詳細については大谷氏の著書を参照されたい。

高橋至時は「空理を論ぜず、測量実験を以て本となす」という実証的研究態度をとった麻田剛立の門下にあって、当時天文暦学の最良の典拠であった『暦象考成後編』（後述）。當時未だ研究の手がつけられなかつたこの書物を入手し、麻田学派の進展に寄与したのは間重富であつたといふを研究し、当時の第一人者となつた。そして寛政七年四月幕府の改暦御用のために江戸浅草の暦局（頃暦所、測量所、天文台）に入り、専門職である

幕府天文方に抜擢された。至時の死後、長男景保（作左衛門、天明五年一七八五—文政十二年・一八二九）は書物奉行兼天文方として、忠敬の測量事業をも指揮した。忠敬の景保に対する人物觀は資料第十一、その六参照。景保は文政十一年「シーボルト事件」（医師シーボルトの持つ書物・地図と交換に「伊能図」その他を与えたことが発覚）によつて捕われ、獄死した。

寛政七年に忠敬が至時に入学したとき、至時は三十三才、忠敬は五十一才であつた。至時は忠敬の勉学熱心に感心してわざわざに「推歩先生」（推歩とは天文現象の計算のこと。「計算熱心」、「計算氣違ひ」先生というほどの冗談）と呼んだという。忠敬が日本測量を開始するに至つた経緯については、高橋景保の「輿地全図序」（資料第十九参照）に

先人常に本邦地度の未だ定測有らざるを思え、嘗つてこれを建白す、官時にたまたま蝦夷を開撫す、因りて忠敬をして往かしむ、遂に沿海測量の命あり

と簡潔に説明している。すなわち、わが国的重要地点の經緯度を実測によつて明らかにしたいという天文暦学上の企画が、ついに日本全沿海測量に展開したのである。

地度の測定は寛政十二年の第一回蝦夷測量ではなお実測が十分でなく、緯度一度二十七里余の数値をえたに過ぎなかつたが、享和元年の第二回測量によつて二十八里三分（七町一十二間）をえて、さらにその後の測量によつてこの数値を確定した。至時間が忠敬の地度測定に期待したことは、享和元年七月二日附で忠敬に与えた書翰（図版十二参照）に

此度ハ地上一度の里数も精密ニ御測量も相成可申候間、甚大切之御測二候、後世ニ而大精密家出候とも、諷る事無之様被成置候様万々相祈候。とあることによつて察せられる。

前述のように、麻田学派の重要な典拠は『暦象考成後編』であつた。中國清朝において西洋の天文暦說を耶穌會士等が翻訳編修したこの書について、至時は次のように評価していた。

明代に作り候西洋暦書、及清の暦象考成上下編とも、弟谷の暦法を翻訳仕たる者に御座候。弟谷に引続刻白爾・噶西尼・奈端等の名家追々出候

而弟谷の法未備ものを相補、益精密に相成候、此等之著述清朝に相渡りし候書、即雍正年中出来の曆象考成後編ニ而、其用意の精巧なる、天行に密致し候事、古今ニ類し候もの無之、實に古今の大成とも可申候。この文章は忠敬が北海道測量の帰途、人の求めによつて「天文開け候年曆並唐土紅毛伝来之趣」を草したものに、至時が加筆したものである。この文章のほかに「蝦夷子役志略」の末尾には至時の添削前の忠敬の草稿も載せてあるので（忠敬は参考書もない道中で草したものであると断つてゐるが）、両者を合せ読みば、西洋天文学について、至時と忠敬の素養に相違のあることが知られる。弟谷 Tycho (一五四六—一六〇一) ドンマークの学者、刻出爾 Kepler (一五七一—一六三〇) ドイツの学者、噶西尼 Cassini, Giovanni Domenico (一六一五—一七一二) イタリアの学者、新端 Newton (一六四二—一七二七) イギリスの学者。

事和三年至時は幕命によりラバースの学者ランド (一七〇一—一八〇七) の『天文學概論』 (Lalande, Traité d'astronomie) のオランダ語訳を研究した。そのうちの緯度一度の数値が忠敬のえたものと一致していることを知り、忠敬の技術を改めて認識すると共に、この天文書の内容が從來の典拠『曆象考成後編』の比でないことを知つて（この書は地球を廻転椭円体とした。忠敬は最後まで球体として扱つた）、その研究に没頭し、『ランデ曆書管見』十冊を著作した。この勉学が至時の早世の原因にもなつたといふ。至時が部下忠敬の実測に期待し、從來の因襲的な学統を破つたその学派の研究の成果が發揮される日を待望していたことは、『糸魚川事件』（享和三年八月九日越後国頸城郡糸魚川測量のとき、忠敬が地方役人を叱責した処置を不当として糸魚川藩主が幕府に訴え、幕府当局は至時をして忠敬を訓戒せしめた事件。訓戒書には公式のものと、別に「内書」が添えられた）のとき、至時が忠敬に与えた訓戒の内書に、即天下の曆学者各眼を拭ひ、足下之地図成就之期日之日を算へ待候事ニ而、後世永々英名を残し候事此時ニ候、而又是を以世上曆家之机上腐臭之故態を破シ、精密の一家堅く相建候も今之時ニ而、夷ニ足下の一身天下曆学の盛衰ニ係ると可申候、加程之大事業の將ニ成んとする之間、小事ニ而万々一中絶ニ成候ハハ、何程之殘念と思召候哉。

とあることによつて知られる。すぐれた学者高橋至時は忠敬の日本東半部実測図の完成に先だつ文化元年四月に四十一才で病死した。もし至時が早世しなかつたら、その大成した学識による指導が忠敬の事業に対しても与えられたであろうと惜しまれる。忠敬はその七十四年の生涯を終るとき先師の墓側に葬られることを遺言したのである。

至時が外国の「天文書」を「曆書」と訳し、その学派「精密の一家」の研修するところを「曆學」と呼んだところに、なほ古い東洋的曆學の理念につながるものがあることを思わせるが、「古今の大成」と信じていた漢訳の典拠から、歐文の新知識によつてその学問をさらに発展させようと思いつつ至時は世を去つた。至時・景保父子の死は時代の悲劇とも見られる。至時の死後、景保の指揮のもとに続けられた沿海実測事業も、その完了が間近いという見込みが立つたとき、対馬の北端鰐浦から長女妙薫にあてた書翰に（資料第十、その六）、忠敬は隠居するまでの伊能家における自分について

我等事幼年より高名出世を好き候得共（親ノ命）而佐原江養子トナリ候間、好ル所ノ学文も止メ、産業ヲ第一とし、伊能家ノ先祖ノ格言ヲ相守リ、終ニハ先規遺命の救民迄も助ケ候。

と言つてゐる。十八才で名門伊能家に入夫し、やや衰えていた家運を復興し、名主また村方後見として村務につとめ、天明飢饉のときは村民の救済にも尽力した。その理財家であつたことは収録書翰類によつてもうかがい知られる。家業の醸造のほかに、江戸に新炭を積出し、関東の飢饉には他地方から米穀を買入れるなどの商才をふるつたのであつた。測量を開始したころの伊能家は本田百三十石余、新田二十五石余、醸造高千石、全資産三万両内外と推定されたといふ。自宅に観測器械を備え、北海道測量を大部分自費をもつて実施したのも（器費代・支度料を除き、道中に百両を要したうち幕府からの手当金）十余両。第二回測量にも自費六十余両）、忠敬に資力があつたからである。御家人に登用され、「上ノ御憐愍ニ而何不自由もなく十分ニ取暮し、本家より手当も無之候而も相済候儀ハ、我等一生ノ徳分ニ候」ということになつたのであり、また測量隊員にとつても測量事業の継続は収入につながるものであった。しかし測量を実施した経

驗のある間重富が「七十才にして御大成之由、凡人之不企及儀ニ奉存候」と称讃したように、必ずしも健康でなかった忠敬を支えて、老年に至るまで測量事業に打ちましたものは何であつたであろうか。

かの「糸魚川事件」のとき、忠敬は町役人を諭して「測量之儀者神武天王以来無之事」と言つた（地元庄屋の記録と見られる仮称「糸魚川文書」による。「糸魚川事件」の真相は『測量日記』だけでは分らない）。この言葉に見られるように、忠敬には日本全沿海の測量という未曽有の大事業を実施しているのであるという「自負心」があつたことは否定できないであろう。忠敬は前掲対馬からの書翰に、隠居の自分が測量に従うに至つたことを述べて

又々古今ニ無之日本國中測量御用被仰付、諸侯大名ノ奔走、御取成ニ而諸國遍経致候ハ、實ニ以テ難有事ニ候、此ゾ実ニ天命ト言ンカ、先祖よりノ御社徳ト言ンカ、言語ニハ難及候。

とも言つてゐるのである。

忠敬が感謝した大事業遂行の陰には、多くの人がとの協力があつた。測量隊員、地図作成者の主要な者について、高橋景保は『奥地実測録』にそれらの姓名をあげているが、「鹿児島測量」においても、他の諸地方におけると同様に、そのような記録には載らない多くの地方民の協力があつたのである。それらの事実は「幕府・測量隊側の関係資料」を収録する本資料の範囲外であるので、説明は別の機会にゆずつてすべて省略する。

古えの偉大な業績もそれを調査し解説する者がいなければ、それはいたずらに埋もれるばかりである。「伊能測量」を語るとき忘れられないのは

大谷亮吉氏（姫路市の人。明治八年・一八七五—昭和七年・一九三二。明

治三十一年東京帝国大学物理学科卒業、大正十一年から大阪高等学校教授（京都帝国大学教授）である。明治四十一年帝國學士院会員長岡半太郎氏の建議によって（長岡氏の祖父大村藩士中尾節五郎は忠敬に入門した。長岡氏も学生時代から忠敬の事業に関心をもち調査した）、学士院の事業として「伊能測量」の調査が開始され、大谷亮吉氏が選ばれてその任に当つた。

「伊能測量」は近代のことであり、特に伊能家がひき続き栄えていて、諸資料が散失しなかつたことも幸いであったが、時宜をえた長岡氏の建議と

大谷氏という人をえて、日本の誇るべき科学的業績の一つである「伊能測量」について、大正六年忠敬の百年祭を記念して大冊『伊能忠敬』（長岡半太郎監修、大谷亮吉編著、帝國學士院藏版、岩波書店発行。鹿児島県立図書館にある）が刊行された。その八百余頁のうち、第一篇忠敬の履歴（二三〇頁余）、第三篇忠敬の師友及び門弟（一二〇頁余）を除く、第二篇忠敬の測地事蹟のほとんど大部分は忠敬以前の曆学・算学・測地學、及び忠敬の測量法・製圖法・地図についての解説であり、測量精度の吟味であつて、「伊能測量」のような科学的業績を解説する書物として十分な用意がしてある。「伊能測量」のことを言うものは、みなそのお蔭をこねむつてゐるのであり、「伊能測量」全般についての唯一の権威ある文献と言つてよい。ただ望蜀の慾を言えば、収録してある地図はほとんど見るべきものがないことである。「伊能測量」の成果は「伊能図」にあるわけであるから、帝國學士院の事業であるこの書物に地図類についての配慮が欲しかつた。

「伊能測量」についてはなお研究さるべきであり、半世紀以前の大谷氏の著書を唯一の権威とする状態にとどめてはならない。昭和四十年五月東京地学協会によつて「伊能忠敬測地遺功表」が再建された機会に記念出版が企てられ、関係資料集の刊行も計画されている。それら諸計画の担当者が保柳睦美氏によつて「伊能忠敬の伝記類と業績の評価」——明治百年にちなんで「（地学雑誌、七六卷）一号、一九六七）、「伊能図の意義と特色——伊能忠敬（一五〇年祭記念講演）（地学雑誌、七七卷四号、一九六八）、「伊能忠敬と根氣」（史苑、二九卷二号、一九六九）などの論考が発表されている。

## 二、測量出張

伊能忠敬測量隊の地方出張は寛政十二年（一八〇〇）の北海道測量から文化十二、十三年（一八一五—一六）の伊豆七島測量まで九回あり、これに文化十三年の江戸府内測量があつて、その実測活動は前後十七年に及んだ。

この測量事業が北海道から開始された事情は次のように概説される。ヨーロッパ勢力の極東進出によつて、国防の急が識者に唱えられ、地図も必要となつた。幕府は事態の急な北邊に人を派遣して調査にあたらせ、蝦夷

地をその直轄地とするなどの処置をとっていた。この時勢の要求に応じて高橋至時は門下の忠敬をして蝦夷沿海の測量を実施させると共に、当時曆学天文上に問題となっていた地度一度の距離を測定することを計画した。至時のこの蝦夷測量の建議が幕府に寄せられ、寛政十二年の北海道東南岸の測量となつた。続いて翌年には未測量の北海道西北岸を測量し、クナシリ島からエドロフ島・ウルップ島をきわめ、これら三島のうちで八月十五日の月食を観測しようとする計画が幕府に承認されず、伊豆半島以北から北海道に至る沿海測量の認可となり、次いで本土全沿海の測量となつたのである。

第一回北海道測量、寛政十二年（一八〇〇）閏四月十九日（新暦六月十日）江戸出発—十月二十一日（新暦十二月七日）帰着。出張日数百八十日。奥州街道を宇都宮・仙台・盛岡・青森と北上し、津軽半島三厩から北海道吉岡に渡り、函館から東南岸を野付水道の西別まで測量し、往路を帰つた。『大日本沿海輿地全図』では未測量の西北沿海は間宮林蔵の測量資料によつて補われた。

第二回関東・奥羽東部測量、享和元年（一八〇一）四月三日（五月十四日）—十二月七日（一月十日）—数三百三十日。伊豆平島から青森県の太平洋岸、及び帰路の奥州街道の測量。

第三回奥羽西半部・新潟県測量、享和二年（一八〇二）六月十二日（七月十日）—十月二十三日（十一月十八日）—日数百三十一日。出羽街道を若松・米沢・山形・秋田・弘前・青森と北上し、津軽半島から新潟県直江津までの日本海岸、及び高田・長野・軽井沢・高崎・江戸までの測量。

第四回中部地方測量、享和三年（一八〇三）二月二十五日（四月十六日）—十月七日（十一月二十日）—日数二百十九日。愛知県までの太平洋岸、大垣・関ヶ原・敦賀の街道、福井県から新潟県直江津までの日本海岸、及び佐渡島・同県寺泊・三国崎・江戸の街道測量。從来も測量の都度その地域の地図を作製して幕府に提出したが、このたびの測量によつて日本東半部の測量が終了したので、その沿海全図をも上呈した。地図は老中・若年寄の検閲の後に將軍家督の閲覧があつた。忠敬は第二回測量のとき苗字帶刀を許されたが、ここに至つて「伊能測量」の成果がいよいよ重視され、

忠敬はその功により幕吏に登用された。次回から測量隊には御家人の身分をえた忠敬のもとに、坂部貞兵衛以下の天文万下役の幕吏が加わり、御用測量隊の性格が強化したが、しかもなお隊員に忠敬の内弟子が参加していることは（資料第六、第八『測量日記』参照）、忠敬個人が中心となる「伊能測量」の特殊性を示すものである。

第五回近畿・中國測量、文化三年（一八〇五）二月二十五日（三月二十五日）—同三年十一月十五日（十月二十四日）—日数六百四十日。東海道の街道、三重県・和歌山県・大坂までの沿海、淀川・琵琶湖・下関までの瀬戸内海の沿岸・島々・敦賀までの日本海岸、隱岐島測量。

第六回四国測量、文化五年（一八〇八）二月二十五日（二月二十一日）—同六年一月十八日（三月三日）—日数三百七十七日。淡路島東岸・徳島・高知方面から四国周測、瀬戸内海の島々、及び高知・ 笹ヶ峰・愛媛県川之江・ 笹ヶ峰の四国横切り、淡路島西岸から奈良県・三重県の街道測量。

第七回九州第二次測量、文化六年（一八〇九）八月十七日（十月本日）—同八年五月五日（六月二十八日）—日数六百三十日。中山道・山陽道の街道、小倉から九州東岸を南下して鹿児島に至り、種子屋久両島渡海を一時延期して北上し、そのまま熊本から九州及び中国の内陸街道を測量して帰府。

第八回九州第二次測量、文化八年（一八一二）十一月二十五日（一月九日）—同十二年五月二十二日（七月九日）—日数九百十三日。東海道・山陽道を無測で西下し、文化九年正月二十五日小倉到着。街道筋を南下し、熊本県芦北県日奈久において両班に分れ、伊佐郡と出水郡から入り、屋久・種子西島測量の後に、九州内陸の諸街道を測量して北九州に進み、壹岐・対馬・五島を終つて本土に帰り、文化十年九月十五日（十月八日）長崎半島の野母岬において九州沿海実測を完了した。この後中国・中部地方の諸街道を測量して帰府。

第九回伊豆七島測量、文化十二年（一八一五）四月二十七日（六月四日）—同十三年四月十二日（五月八日）—日数三百四十日。伊豆七島のほか関東地方の一部街道の測量。

第十回江戸府内細測、文化十三年閏八月八日（九月二十七日）—十月二

十三日（十二月十一日）、日数七十四日。

測量日数は合計三千七百三十六日。保柳陸美氏の『輿地実測録』からの集計によると主測線距離は沿海三千七百九十二里十六町一間（一四八九四・〇七キロ）、島嶼湖沼の周廻干七百四十六里十一町十四間（六八五八・二九キロ）、街道（街道に準する測線を含む）三千四十八里十町十九間（一一九七一・五四キロ）、計八千五百八十七里一町三十四間（三三七二三・九〇キロ）という（前掲、伊能図の意義と特色）。このほか無測の往復距離、及び渡海その他の記載に現われない距離がある。測路については、從来発表されているものでは伊達牛助『伊能忠敬』（昭和十二年）の「伊能忠敬翁全国測量経過図」がある。それには九州第一次・第二次測量の記号の入れ違い、四国横切り、飫肥・牛峠・都城・福山横切り測量の未記入の欠陥がある。これを高木菊三郎氏が補訂したのが參謀本部陸地測量部発行の機関誌「地図」に載せてあるが、部外秘で流布が少いから、差当り伊達氏の書物（鹿児島県立図書館にある）によつて概略を知るほかはない。前掲の十回の実測活動のうち、第九回の伊豆七島測量には忠敬は老年（七十一一二才）のために参加せず、また江戸府内の組測は地元における短期間のものであるから、文化十年九月十五日の九州測量の完了をもつて、忠敬の沿海実測は事実上終つたと言つてよい。この後に内陸諸街道を測量して帰府するのであるが、資料第八、文化十一年五月二十三日の『測量日記』、及び資料第九、同二十二日・三日の『江戸日記』の記事は、忠敬自身による測量出張業務の最後の記録となるわけである。

文化七年（庚午）と文化九年（壬申）の二回の鹿児島來測は、第七回九州第一次測量と第八回九州第二次測量の一部である。種子屋久西島測量の延期と九州二回測量との関連のこと、及び島津藩士野元嘉三次と忠敬との離島測量取止めの交渉のことは、地元史料にもとづく説明を必要とするので省略する。

測量当時の島津藩領は現在の鹿児島県域に宮崎県諸県郡を加えたものであつたが、その実測日数は次のようにある。第一回鹿児島測量では文化七年五月八日（六月九日）志布志海岸から島津領に入り、九月十七日（十月十五日）出水郡獅子島において伊能班が測了するまでの日数百二十九日。

その間に坂部班の福山・都城・牛峠の手別け測量六日、串木野・鹿児島城下・加治木・加久藤の人吉街道の手別け測量十二日、計十八日の別行動があり、延べ合計百四十七日である。第二回鹿児島測量では伊能班は文化九年二月二十六日（四月七日）伊佐郡から領界に入り、六月五日（七月十三日）日向國諸県郡縁から出領するまで九十八日。別に坂部班は出水郡に入つて、鹿児島城下まで九日、屋久島種子島の手別け測量が十八日、諸県郡の手別け測量四日、計三十一日の別行動があり、延べ合計百三十九日である。島津領内における伊能測量隊の業務日数は合計三百七十六日となる。

島津領における再度の実測、延べ合計二百七十六日という日数は、諸藩のうち最も多いものである。それは大藩の島津領には測量に手間どる長い海岸線と離島の大難所があるほか、種子屋久西島の渡海が一度は延期され、再度の来測があつたからである。第二回鹿児島測量の主目的であつた離島測量のとき、鹿児島港における三月十日の乗船から、五月二十三日の帰着までの七十二日のうち、三十八日は鹿児島・山川・安房・西之表における風待ち逗留であった。測量計画にあつた離島七島方面の測量が実施されれば、さらに多くの日数の徒費と島津藩の負担があつたであろう。島々への渡海には、その所の領主が船を用意する責任があるのであり、（資料第一参照）、島津藩側で種子屋久西島の測量取止めを交渉したのは離島測量の負担を免れるためであつたと私は考察している。藤田元春氏は測量隊の山川出帆、その夜安房着、安房出帆、その白島間着、赤尾木出帆その日山川着、翌日鹿児島着の渡海について、「かうした記録は實に我が國と南島との交通が帆船時代いかに容易であつたかを告ぐるもの」と説明している（『伊能忠敬の測量日記』ラジオ新書、昭和十六年。『日本地理学史』伊能忠敬の事蹟、昭和十七年）。この解説は「この風待といふことさへ理解が出来れば」という限定のもとに、「古代の日唐交通や南洋交通の実際」を推測したものであるが、種子屋久西島渡海の風待ちは、予定の期日に従つて行動する測量隊にとって、軽視できないものであつたろう。忠敬のいう「日本一大難所」の渡海は、再度の来測によつて、はじめて実施されたのであり、それは當時財政困難であった島津藩にとって負担であつたはずである。

### 三、測量方法

伊能測量隊が実施した測量方法は、〔一〕測線の距離の実測、〔二〕めぼしい山島、その他地物の方位の測定、〔三〕天体観測による経緯度の測定である。その詳細は大谷氏の著書を参照されたい。

〔一〕導線法による距離の測定。導線法によつて海岸線、または街道筋の測線の距離を実測し、方位角を測定して進む。実測距離と方位角によつて、地点の南北分・東西分が算出できる。その尺度の一尺は〇・三〇三〇三メートルである。(大谷亮吉氏は〇・三〇三〇三メートルとしたが、明治二十四年の度量衡法と一致する数字がよいといふ)。保柳陸美氏の教示による。実測業務は普通先手後手両班に別れて実測する。実測できない川巾などは遠測術(町間術)によつて測定する(『測量日記』文化七年六月八日辻津加村戸崎岬、同九年二月晦日川内川の条及び「輿地全図凡例」参照)。即ちこちらのA点と対岸のB点間の距離を求めるとき、こちらにおいてAから左(又は右)のBにある距離をとり(開き間数)、AからBの角度を測定し、その角度とABの間数によつてAx間の距離を算出する。また実測しがたい海岸線などでは船を使用する。地形複雑な岬などでは小横切り測量(径測)を行なう。大横切り測量(例えば牛峠横切り)を行なう趣旨も同じい。このような実測作業の補正手段として、〔二〕山島方位の測定、〔三〕経緯度の測定を実施する(資料第十、「輿地全図凡例」参照)。

〔二〕山島方位の測定。山岳・島嶼、その他遠近のめぼしい地物の方位角を測定し、交会法によつてそれらの位置を決定すると共に、実測地点の位置の確認に役立てる。この山島方位の測定については、例えば『測量日記』文化七年五月十一日の志布志の条に「我等残て山島方位を写す」とあり、七月十六日の坊津の遠見番所の記事に「山島を測る、などと簡単に見えているにすぎない。前者はその前日の大雨のために発病した忠敬が宿舎に残つて、資料控え帳である「野帳」から方位資料を抜き書きじていたのであり、この資料が『山島方位記』となる。後者については『山島方位記』の同日の条によれば、「薩州川辺郡坊津狼煙台番所前」から三十四方位を測定したほか、同日他の二点(別筆のものを二地点とする。但し同一地点から別の方角を測定する場合があり、この扱い方は正確でなく、測定地点

の数は若干減る)から十四方位を測定した。資料第十五、六月二十五日「鹿児島城下市中(市)」地点からの十七方位測定のか、同日に「市中(大)」「洲先(小)」地点から四十方位を記録しているが、これらのこととは『測量日記』には見えない。『測量日記』に方位測定のことが多く現われるのは、別に詳細な方位資料集である『山島方位記』が用意されているからであろう。

山島方位の測定は「伊能測量」において最初から重視されたのであり、第二回測量のとき享和元年三月八日附をもつて蝦夷係役人に提出した書付にも「高山之見込無之、縦圖取べ不宜候所ハ」、海辺から別道に廻つて高山を測量する必要あること(即ち沿海測量のみに終始できないこと)を述べ、また『測量日記』享和元年七月二十六日の条には「此朝富士山を測得たり、其悦知るべし」と書いてある。『山島方位記』(卷三十一、三十二、三十三及び卷四十四は第一次及び第二次の鹿児島測量の記録であるが、集計すると測定方位数は百二十地点(前述の扱い)九百七十余方位である。『山島方位記』(現存六十七冊)には若干の欠損があるのであるが(氣付いたものでは享和一年の第三回測量の新潟県の部分)、保柳陸美氏の集計では方位測定数は六万回(方位)にのぼるという。なお記録しないものがであろうから、山島方位の測定はおびただしい数になるわけであり、この事実は「伊能測量」における「山島方位」測定の重要性を端的に示すものである。「伊能図」を精確ならしめたのは、精密な距離の実測、精確な緯度の測定と共に、この「山島方位」資料があずかっているのである。

〔三〕経・緯度の測定。天体観測については、地方に発した先駆にも宿舎附近に十坪ばかりの南北見晴しの測所(測量所・天文場所)の用意を要請し(資料第二参照)、天氣の許すかぎり観測を実施した。『測量日記』の朝の記事に「逗留測」とあるのはその朝における觀測である。文化七年七月五日の給黎郡上之村宮坂の測所は、その場所の選定がよくなかった一例である。

緯度は、測量所に設定した象限儀をもつて恒星の方中高度を測定し、原点の江戸深川黒江町の(忠敬自宅、北緯三十五度四十分三十秒)で用意した資料と対照して決定する。鹿児島車町の宿舎の緯度は三十一度三十六分

〇六秒と測定した。『輿地実測録』に記録してある鹿児島関係の緯度数は六十一である。『輿地実測録』の総計では大谷亮吉氏は千二百余と概数をあげ、保柳陞美氏の集計では千百二十七と出してある。記録しないものがることは言うまでもない。

経度測定のために、日食・月食を測量出張先まことに江戸浅草の暦局において同時観測をした。但し日・月食は回数が少いので、比較的数多い木星の交食（木星とその四衛星がかくれ現われる現象）の観測を文化二年以来実施し、九州測量のころはこれを励行した。『測量日記』鹿児島城下六月三十六日—七月二日、山川村七月九日・十日、秋日村同十八日・十九日、片

浦村七月二十一日、二十四日二十六日、上齋島里村八月一日十四日の条参照。西方の鹿児島の経度が決定されれば、それだけ地図は正確になるはずである。しかし経度測定のための観測は、天気その他の支障で失敗が多いほか、地方時決定にも困難がともなつた。また木星現象の観測は当時の技術器械から困難が予想されるものであるというが、忠敬等の努力にもかかわらず、その観測はほとんど失敗した（資料第二十参照）。『輿地衷測錄』には経度の記録は全くない。

天体観測による経度測定には失敗が多かつたが、当時必要であった江戸・京都・大坂などの経度はすでに先人による観測資料もあり（江戸浅草暦局と京都西二条局と大坂富田屋町の間重富自宅の経差四度十九分、江戸暦局と京都西二条台改暦所跡の経差四度四分など）、また測地資料からも経度を算定しえた即ち忠敬は緯度一度を二十八里三分と測定していたから、地球を球体と見て、その大きさを算出し、各緯度における経度一度の距離を算定すること

もできたのである。『輿地実測録』の「輿地全國凡例」には「南北一度」（緯度）と共に、「東西経度」について各緯度におけるその距離を説明しており（資料第十参照）、また、これと同じ趣旨の説明は文化元年に上呈した「日本東半部沿海図」の凡例「一度里數之事」にもすでになされている（大谷亮吉『伊能忠敬』頁一〇五、一〇六）。資料第十二に見える鹿児島の經度五度二十一分三十秒（京都を中心とする。「伊能図」は京都改曆所を通る經線を本初子午線とした）は赤間関から計算した地図上の寸法である（前掲、保柳睦美『伊能図の意義と特色』）。「伊能測量」の經緯度の精度

度については大谷氏の著書、及び保柳氏の論文を参照されたい。「三国名勝図会」の説明によつて分るよう(資料第二十一参照)、緯度の測定資料は古くからある。ただ西川如見「西域人數考」に「日本全地、東西距二度(一度以四十里)四百八十里(一里三十六丁、一步以六尺五寸)西北二度半「百里」ともあるように、そこには経度・緯度の概念が明確でない。長久保赤水の「赤水図」の「方格」(經緯線のわく)の評価についても学者に異説がある。「三国名勝図会」(天保十四年の撰修者の序文がある)でも「北極出地の度数」「北極高」(緯度)を言つて経度を言わないのも注意される。

「伊能圖」において北緯三十五度を中心として、その南北一度から一度半の間にズレ（誤差）が目立たない。この地帶は国土の地形からいってはほぼ東西にわたる部分であり、先人の観測資料のほかに「伊能測量」もしばしば実施されたところであるが、この地帯から離れる東北地方及び九州南部にズレが甚しい。この地域の経度のズレの理由、及び「伊能圖」投影法の検討などについては、前掲保柳睦美「伊能圖の意義と特色」の説明及び説明図を参照。「伊能測量」「伊能圖」の経度についての弱点を指摘した見解があることに因縁して、保柳氏が「忠教は諸地点の経度を、全国的にはそつ真剣な問題にしていなかつた、……極端にいえば、經線は全国的には記入する必要がなかつたくらいのものである」と解説していることを注意したい。

「享保日本圖」の作成を主宰した建部賢弘（寛文四年・一六六四—元文四年・一七三九）は完成した地図のほぼ正確なことを説明した後に、さらに地図を精確にする心得として

後業如シ其精キヲ窮ント欲ハ、極星ノ高キヲ密候シテ南北ノ位ヲ訂シ、月望ノ食ヲ精驗シテ東西ノ程ヲ正シ、然ラシテ後各ノ国ノ周匝ヲ環巡シタマサヨコサマヨヘタクシテ、毎ニトホクノム又縦横ミシノリ縫行シ、毎ニ遠望ノ術ヲ以テ其名処ヲ定メ、丈量ノ法食ハ大本ナリ、遠望丈量ハスエテナリ、其候極驗食ニ精儀密測ノ法有リ、遠望丈量簡易捷徑ノ術有リ、須ラク本末該用テ図ヲ模ヘキ也

後來如シ其精キヲ窮ント欲ハ、極星ノ高キヲ密候シテ南北ノ位ヲ訂シ、  
月望ノ食ヲ精驗シテ東西ノ程ヲ正シ、然ラシテ後各ノ國ノ周匝ヲ巡巡シ  
又縱横ヲ經行シ、毎ニ遠望ノ術ヲ以テ其名処ヲ定メ、丈量ノ法  
ニ依テ其路程ヲ計ラハ、悉ク微細ヲ得ヘキ乎、蓋國圖ヲ造ノ法、候極驗  
食ハ大本ナリ、遠望丈量ハスエラタナリ、其候極驗食ニ精儀密測ノ法有リ、  
遠望丈量簡易捷徑ノ術有リ、須ラク本末該用テ國ヲ模ヘキ也  
と述べている(内閣文庫、太田雨畝『竹橋余筆別集』、卷十二)。即ち(一)北極  
星の高度を測定して緯度を定め、(二)月食を観測して経度を定め、(三)各国を

巡行して著名の地物の方位を定め、回東測によって距離を計ることを説明し、結論として本末の両技術を兼ね用うべしと言うのである。天文学に关心をもち地図作成にも見識をもつていた將軍吉宗のもと、数学曆学に通じた学者建部賢弘にしてこの發言をなしえたのであるが、その地図作成の根本原理は「伊能測量」においても變らないものであると言える（その心得には地図投影法の理論がもとより欠けているが）。ただ「候極驗食」を実施するには「密測ノ法」が必須であり、また「精儀」（精密な観測器械）が必要である。しかも「遠望丈量」を全国的に「簡易」に実施するには、諸器械は精確のうえに簡便でなければ能率的に業務は進行しない。そして如何に能率的に作業するにしても、全國測量には長年月が必要である。建部賢弘の言明の後八十年、前掲の諸条件が充たされて実現したのが「伊能測量」である。高橋景保は「大日本沿海輿地全圖序」に、清朝の「皇輿全覽圖」が西洋人耶蘇会士の手を借りて成ったのに対し、日本地図が日本人によつて作成されたことを誇り、忠敬の功績をたたえたのが（資料第十九）、大事業の完遂について景保は忠敬の努力を称讃すると共に、「文明昇平之化」即ち文運の進展にとまつなう學問技術の進歩のこと下さい残しはしなかつたのである。そして、これら學問技術の進歩には先人の努力があつたのである。

#### 図版第十四、浦島測量之図（部分）

（吳市入船山記念館蔵）

吳市入船山記念館に寅屋氏寄託の絵巻「浦島測量之図」一巻が所蔵されている。これは興味ある「伊能沿海測量」の実況図で、絵巻は初めに「二十八宿去北極度」の記載があり、次に測量の実況が描かれ、「夜中測量之図」が続き、観測測量諸器械の図解があつて、「公儀天文方御役人」の人名、文化二年三月六日尾道泊から四月四日広島出帆までの宿泊所及び「御船手より御人出」の記録で終っている。図版第十四は浜辺の梵天から測縄を張るところである。海中の舟は船測用及び島々への渡海用のものか。四国丸亀藩から宇和島藩へ測量見聞に出向した藩士の復命書には、各種の舟五十七艘もあげてある（兵頭賀一「伊能忠敬測量記事補遺」、伊予史談、十八卷一号、昭和七年）。

（同上）

國版第十五、浦島測量之図、（部分）  
岬の上に小方位盤（杖先羅鍼）をすえ、前方の浜辺の梵天を望んでいる者（これが忠敬である）と遠方の島嶼を測定する者がおり、後ろに記録者がいる。浜辺では測量隊の移動につれて、明荷を運び、中食の用意であろうか、机・筵・土瓶を運び、風炉をかついでいる。岬下には舗をもつ従者を連れた村役人が挨拶に出ている。この岬が村塙であろう。

#### 図版第十六、夜中測量之図

（同上）

夜空に星座が輝いている「測所」の実況図である。「子午線儀」（經度測定のとき、恒星の子午線通過の時刻を測定して、その地点の地方時を決定する）によつて、「垂懸球儀」（一種の振子時計）を扱つて防寒頭巾の人物が忠敬であろう。子午線儀の綫りが手桶の水中に下げてあるのは垂線の固定を容易にし、細線の安定を助けるためであろう。中央には算盤を用意した記録者がひかえ、その左には象限儀（恒星の高度を測定して緯度を決定する）による観測が行われている。左下には風炉が出来られ茶菓の用意がしてある。右下の見物人は村人たちであり、中央の三人は村役人または越中國の学者石黒信由や水間喜藤太のような見学者であろう。この絵巻を残した者は單なる好事家とは考えられず、見学者の一人であろう。

#### 図版第十七、杖先羅鍼その他の図解（部分）

（同上）

杖先羅鍼は方位盤が常に水平になるよう万能関節に支えられている。磁針の軸受けを水晶で造り、磁針の動きを鋭敏にした（従つて測量者は磁針に感じないよう脇差しの中身を竹刀にする用意をしたのである。それは伊能忠敬記念館に現存してある）。この簡便な小方位盤は至時・重富・忠敬等によつて改良工夫され、「伊能測量」には有力に使用された。図解には「天文ニ用フル器ハ大ナルモノヲ精密トス、然トモ道路屈曲毎ニ用ルハナルモノハ持難キ故、小方位ト名ツケ小器を使トスル」）と説明してある。左は小方位盤の台で「磁石台、長凡三尺」である。

#### 図版第十八、象限儀その他の図解（部分）

（同上）

天体観測用として半径六尺と三尺八寸の象限儀を忠敬は用意した。前者は自宅に装置し、後者は出張測量に携帯した。精密に度盛りをした大きな分度器に望遠鏡をつけたような構造であり、天体に向つて廻転するように台

に装置される。望遠鏡の先端について「十文字ニ糸ヲ張有之、此十文字ノ真中ヘ星ヲ当度数ヲ（以下虫喰い）」と圖解してある。測繩の圖解では「クサリ長サ六十間、一間を打ニ用ル、此外細引・藤杯數々有」と説明する。この測繩の伸縮を問棹（けんさお）（長さ二間十二尺、一尺は〇・三〇三〇三メートル）によつて検査する。測繩の下の方位盤の説明には「遠近トナク、向フナル山ニテモ何ニテモ、自途トスル所ヲ、此見通シヘ当テ見定メ、先キ人分盛ニテ方角ヲ見ル器ト相見候事」とある。資料第二の証文、資料第三の先触に見える「長持」は観測器械類を格納するもの。江戸出立のとき忠敬を送つてゐる大野弥三郎は器械を細工した江戸神田の時計師である。

## 後　書　き

昭和二十六年一月西之表市の種子島家所蔵『種子島家譜』を調査したとき書きとめた若干の関係史料その他の、その年の初夏佐原市の伊能家所蔵『測量日記』、その他書翰などを筆写したものによつて、私は「伊能忠敬の屋久島種子島測量」（鹿児島大学文理学部紀要、文科報告第一号、昭和二十七年）を発表し、統いて「伊能忠敬測量當時の種子島の情況」（同上第二号、昭和二十八年）を発表した。拙稿「屋久島種子島測量」は史料の調査不十分の、まことに不備なものであったが、その發表の後に私は「伊能忠敬は鹿児島にも来たのか」という質問を一、二度ならず受けた。

「伊能忠敬の測量」は有名であるが、また知られていないところも多い。

種子島の知人が「学校の先生は子供に伊能忠敬の全国測量を教えたが、種子島に来たことを教えなかつた。この町に泊り、あの海岸も測量したのだと教えたら、生徒たちはどんなに歴史事実を身近かに感じたであろう」とくやんでいた。

「伊能測量」が知られないのは鹿児島だけのこととは思われない。家の長男が小学校四年で使用した教科書国語の「初めての地図」という文章に

は、「星の研究から、地上に正しい位置の定められることに氣のついた伊能忠敬は、それをもとに地図を作らうと思つた。しかし日本に初めてこの計画には、それに必要な機械さへなかつた、と苦心の目はつづいた。やがて、かれがその機械を完成したとき、すでに五十六才になつてゐたが、一步一步の足のうちに、大きな希望をふみしめて旅に出ていつた」、そして「十八年の心血をそそぎこんだ」努力によつて「ついに國土の形を初め紙の上にとどめることができた」とあつた。この文章の非科学的なこと、このような文章によつて人間の偉大さや努力の尊さは教えられないことを、當時私は指摘したが（「小学校の教科書に現われる伊能忠敬」現職教育、十七号、昭和二十七年）、鹿児島県教育研修所内の新教育研究会発行のこの雑誌に載せた拙文がどれほど読まれたかは不明である。六年生になつた長男の国語に、高橋至時がたわむれに忠敬を「推歩先生」と呼んだことが書かれていて、「この名には「一步一歩學問のかいだんを登つていくのをほめた意味あいがこめられている」とあつた。「推歩」という中國古来の術語を理解しないばかりか、この文章では「景保」と弟の「景佑」とを混同していた。私は学校の先生に注意しようかと思いつつ、忘れるともなく過ぎていると、二つ年下の妹がまた同じ文章を私の前で読み出したのである。私は驚ろき、その間に多くの生徒に誤った知識が与えられたであろうと思つて、誤りのことを南日本新聞「よろん」欄に投書した。これが記事に取られ（昭和三十二年二月一日）、教科書会社は誤りの上に張る訂正文を配布すると約束した。以上は私の子女の小学校教科書をとおしての経験にすぎないが、「伊能測量」についてこの程度の理解のもとに書かれた文章を、文部省検定教科書として出版しているところに問題があろう。

「伊能忠敬が鹿児島にも来たのか」という質問者には、その「全國測量」を知りつつ「種子島測量」を知らないのと同様に、「鹿児島測量」を具体的に知つてゐない者と、島津藩領に本当に幕府の測量隊が入つたのかと不審がる者の二種類があると見られる。鹿児島のある知人（この人は旧制中学校を出している）が私の「伊能図」の写真などを見て、眼から鱗が落ちたような顔をして「鹿児島にも来たのか」と言つた。この人は島津国境の封鎖性を信んじこんでいたのであるという。強調される島津藩の封鎖性の「常

識」を通して、伊能測量隊來測の事実を理解すると、測量隊を幕府のペイントと疑う見方も生れる。「伊能測量」についての知識がなく、地方史料についての理解も不十分であつて、ただ例の「洋譜」だけを露骨に出していの一例として、「伊能忠敬の足跡に就いて」（郷土資料第一輯、鹿児島市学務課、昭和九年。鹿児島県立図書館にある）となる郷土史家の文章を参照されたら。

#### Norman Pye and W. G. Beasley: An Undescribed Manuscript

Copy of Inō chukei's Map of Japan, Geographical Journal, 117, 1951. このイギリスの地理学雑誌に紹介してあるイギリス海洋博物館所蔵の「伊能日本圖」(三幅、北部・東部・西南部)は、〔八六四年(元治元年)イギリス軍艦がわが沿海を測量したるも、幕府直隸から入手したるやある。(この時の測量については勝安信『開国起源』上、海舟全集所収参照)。この論文では「伊能圖」について、そのうちれどこととを緯度・経度・方位などを計測して証明している(前掲保阪謙美「伊能忠敬の伝記類と業績の評価、参考」、その最後は次のものな説明や経つてある(保柳氏の教示による))。

Moreover, the map raises one or two interesting questions. Is there any political significance in the fact that Inō conducted what seems to be a detailed and accurate survey of Satsuma, a fief in the south of Kyūshū which was both powerful and traditionally hostile to strangers, including government officials? Again the map shows more Shintō shrines than Buddhist temples. Does this arise from the Shintō revival which began in the eighteenth century, and if so does it reflect the ideas of the surveyors or of the country at large? Such questions are easier to ask than to answer, and they cannot be answered by inspection of a single map. (元のこの地図は「」の題詠ある問題を想起する。強力にありたるほど、幕府をもくね他所者にだらりと統治し難かっただ鹿児島の大名領薩摩は、難易かく精確であるらしく見える測量を伊能が実施している事実に、何か政治的意味があるのではないか。またこの地図は仏寺より神社をより多く表示している。この事実は十八世紀に始った神道の復活から起つてゐるのではないか。もしそうであるにしても、それは夷測者たちの、あるいは広く國全体の思想を反影するのであるうか。それらの問題は問うはやすく答えるがたるものであり、また一枚の地図の調査によっては答えることができないものである。)

ベズ氏はイギリスのレスター大学教授(地理学)、ヒーリー氏はロンドン大学教授(歴史)である。昭和二十五・六年のころ、明治維新史研究のために来鹿したヒーリー氏と、山下町の当時の鹿児島大学文理学部文科研究室で同僚諸氏と共に会談したことがあった。ヒーリー氏は鹿児島についても当然理解があるはずである。「伊能測量」の政治的意味、神社のおり多い表示のこととは、論説の最後の附け加えに過ぎないが、論者の指摘のように「一枚の地図の調査においては答えることができないものである」。神社の表示については、出張出立の朝と帰府後に深川庄岡八幡に参詣するのを拒みとした出發の思想の反映であるか、時勢の影響であるかを判断するには、徳川時代の思想史・歴史のほか地誌・地図の検討も必要であろう。こま本資料に関連のある島津藩の「伊能測量」「伊能圖」が問題にならでいるので、徳川時代における幕府と島津藩の関係全般のことや指して、問題を地図のひとに限つて語らうのであるが、この問題は必ずしも「西はやすく答えがたいもの」ではない。この問題には徳川時代の「国総図」の作成事業を当然取り上げなければならぬのである。徳川幕藩体制の一端をなした島津藩は当然のことながら、「伊能測量」以前の幕府の「國總図」作成事業、即ち「長良國總図」「正保國總図」「元禄國總図」、及び以上の「國總図」作成とはやや趣旨を異にし、「日本國」作成ともいはれては「長崎測量」の先駆をなすとも軽える「享保日本國」作成のためなどは、幕府の詳細な指示に従つて藩領の地図と資料を幕府に提出していったのである。このことについては拙稿「薩摩・大隅の國總図事保図など」(鹿児島大学法文学部紀要、文部科論集第三冊、昭和四十一

年。別刷は鹿児島県立図書館にある)を参照されたい。「伊能測量」以後の「天保國繪圖」については資料第二十一、解説参照。また徳川将軍の継続毎に派遣された「巡見使」は島津領をも巡視したのであり、寛文七年(一六六七)には「巡見使」のほかに「浦巡見使」(縁海上使・海辺巡見使)が西国(浦々)を巡回し、島津領沿海をも廻つたのである(『島津国史』参照)。世間に残つてゐる「海瀬舟行日記」「海瀬舟行圖」というのはこの寛文七年の「浦巡見使」の記録と巡回路図である。鹿児島県立図書館郷土資料に「間宮林蔵海浜測量圖」とあるのはこの「海瀬舟行圖」の写しである。徳川時代に島津藩がその領域の姿を「鉄のカーテン」の中にかくしていいたわけではなく、また「伊能測量」のとき初めて幕吏を藩領に入れたわけでもない。測量の「政治的意味」を島津藩の場合のみ問題にはできない。ちなみに、「巡見使」の宿舎には島津藩主が挨拶に出たことがあるが、伊能測量隊は「巡見使」のような格式の高いものではけつしてない。

『測量日記』文化七年五月八日志布志測量の記事に、高鍋領福島代官等が測量隊を志布志村まで送り来つて、「爾後ノ所薩州領出入六ヶ敷ニ付、言訳シテ領界ニ而帰」とある。地方の着添役人が村界・領界で交代するの通例であり、島津領界が「出入六ヶ敷」かつたにしても御用測量隊には関係がない。測量隊が関所通過のとき問題が起きた事例はあるが、(享和元年四月二十五日、相模國根府川関所で通手形の提示を求めた、結局その必要なしと押し通つた。同二年十月二日越後國鉢崎関所で御用長持の検閏を要求した。関所預りの高田藩役人に町役人を通じて抗議した)、それらの事例、及び「糸魚川事件」などはすべて御用測量隊の性格を強化した文化二年以前の東国測量においてであつて、西国測量ではそのような問題は起きなかつた。島津藩関係で言えば、留主居添役野元嘉三次は江戸において測量隊側としばしば接触し、測量にあたつては口向国延岡に出向して打合せ、志布志領界に迎えて獅子島まで送つたのであって、このような着添役が測量隊に附添つていれば問題は起きないのである。着添役を直ちに監視役のように理解するのは適当ではない。

島津藩と測量隊との関係については、次のような説明もある。少年向き

の清水信夫『伊能忠敬』(偉人伝文庫、昭和二十七年)に「薩摩の島津家は幕府がいちばんけむがつてゐる雄藩でした。薩摩の国を測量するにはそうとうじやまがはいって、おもうようにはゆかないだらう——幕府もそうちもい、忠敬じしんも、それを覺悟していました。だが、じつさいは幕府や忠敬の予想とは、まさに正反対でした」とある。この説明、また先年の学術講演の「幕府は命令したもの、島津藩が聞いてくれるかどうか心配した」(「伊能忠敬と江戸地図」五島美術館月例講座、昭和三十六年)という説明は、大谷氏の説明文(資料第十二解説参照)か、または大谷氏の文章を改悪した伊藤弥太郎『伊能忠敬』(新伝記叢書、昭和十八年)の「ひそかに予想された薩藩の測量妨害行為などは全然なかつた」(「実際には意外なほど厚遇と便宜を受けて測量は順調に進行した」とあるものによつたのである)。大谷氏の文章の不備はそこに註記してある参考文献(即ち本資料収録の『測量日記』、坂部貞兵衛、及び伊能忠敬の書翰)を参照すれば解消するのであり、島津藩の厚遇を「意外」とするのは、その前提の推測が誤っているためであることが判明するはずである。「諸侯と忠敬」の関係を解説するとき、特に「薩藩の侵過」という項目を設けている大谷氏の説明が(貢二一四一頁二一六)、島津藩の態度について誤解をまねく原因になつたといふのは是非もない次第であるが、大谷氏が島津藩の与えた厚遇と便宜を「意外」とした発想そのものにやはり問題があると私は考える。大谷氏の伊能測量隊と地方側との関係の説明について若干の検討を加えたのが、拙稿「大谷亮吉編著『伊能忠敬』の日本測量について」(地学雑誌、七七卷一号、一九六八)。別刷は鹿児島県立図書館にある)であり、そのなかで島津藩関係のことを取りあげたが、大谷氏の著書の本領は測量隊と地方当局との交渉の推測などにあるのではない。

「伊能測量」について、知られていない、誤解がある、または成見にとらわれるところがある、という原因の一つには、重要な関係諸資料すら公刊されておらず、地方では見る便宜がないことがあげられよう。本資料のような内容のものが、その欠陥の一部を補うことになれば、編者の喜びこれに過ぎるものがない。本資料を解説の多くつく内容にしたのは——解説に

不備や誤解のあることを恐れるものであるが、「伊能忠敬はえらいなあ、鹿児島まで測量したのか」という理解にとどまつてもらわいためである。

昭和三十三年四月十二日、天皇皇后両陛下が鹿児島大学にお出でになつたとき、鹿児島測量の概略と、『種子島家譜』『垂城錄』その他の地方史料によつて、測量事業の影にある地方民の協力の事実について簡単な説明を申しあげた。陛下は「当時測量には困難したろうね」と言われたので、「大隅半島や屋久島では困難しました」とお答えした。

私は専門外の「伊能測量」のことを昭和二十六年以来断続的に扱つて、今日に至つた。小学生であった子女も大学を卒業し、また人の子の母となつた。その間本資料に収録したもののみについても、多くの方々の好意をえた。伊能家(当主伊能康之助氏夫人多喜子さんは島津藩の学者伊地知季安の孫伊地知季珍海軍中将の女である)、伊能忠敬記念館、佐原市教育委員会、日本学士院、内閣文庫、国立東京博物館、国立国会図書館、京都大学附属図書館、京都大学文学部地理学教室、吳市入船山記念館、山口県立文書館、熊本大学附属図書館等、また伊能孝姫(故人)、伊能忠敬記念館の香取鉄男氏、日本学士院の吉田舜氏、片桐一男氏、内閣文庫の福井保氏、東京国立博物館の石田尚豊氏、山口県立文書館の田村哲夫氏、熊本市の上妻博之氏(故人)に対し、先年来好意と教示を得た是沢恭三氏、南波松太郎氏、海野一隆氏、保柳睦美氏、及び文書判読その他に常に教示を得てゐる同僚五味克夫氏、その他多くの方々に対し、深く感謝し、最後に本資料の刊行に尽力された鹿児島県立図書館に対しても謝意を表します。

昭和四十五年三月十日

編者 増 村 宏

### 追記

大谷亮吉編著『伊能忠敬』は「伊能測量」について、ほとんど唯一の権威ある文献であった。このことは今も変らないが、しかしその出版以来、「伊能測量」について、また大谷氏の説明について、本格的な再評価や検討があまりなされずに今日に至つたということも亦た否定できない事実である。

近年の保柳睦美氏(立教大学教授)による関係諸論文の発表は、従来の欠陥のある部分を解消し、「伊能測量」全般についての理解をより深めるに役立つものとして注目される。私は保柳氏にそれら論文すべての別刷を鹿児島県立図書館に寄贈されるようにお願いし、同氏は心よく承諾された。本資料の利用者は参考文献として、大谷氏の著書その他と共に、保柳氏の諸論文を参照されることを希望する。

## 既刊史料名

刊行年次	史料名
三十四年	薩藩政要錄
三十五年	丁丑日誌(下)
三十六年	〃(上)
三十七年	薩摩國新出神社文書
三十八年	一向宗鑿削關係史料
三十九年	薩摩國山田文書
四十年	諸家大槻・職掌紀原
四十一年	薩摩國阿多郡史料・山田聖榮自記
四十二年	御登道中日帳御下向・列朝制度
四十三年	明治元年戊辰戰役關係史料

## 鹿児島県史料刊行委員会

(五十音順)

川越正則 南日本新聞社  
芳即正 鹿児島市立女子高等学校  
北川鉄三 鹿児島女子短期大学  
桐野利彦 鹿児島県教育センター  
小西四郎 鹿児島大學法文学部  
桐木五味克夫 鹿児島大學法文学部  
山良光 鹿児島經濟大學  
郡山聰 東京大學史料編纂所  
川嶽吉 鹿児島県教育庁  
内理三 東京大學史料編纂所  
犀川碇吉 鹿児島大學法文学部  
竹内理三 鹿児島大學法文学部  
原口虎雄 鹿児島大學法文学部  
福満武雄 鹿児島県文化センター  
宮下滿郎 鹿児島県立鶴丸高等学校  
村野守治 鹿児島県立加治木高等学校  
桃園恵真 鹿児島大學法文学部

非 売 品

昭和四十五年三月三十一日

鹿児島市城山町一の一

発行所 鹿児島県立図書館

印刷所 鹿児島県教員互助会印刷部

